

介護保険と 高齢者福祉の手引き



西東京市介護・介護予防キャラクター
「けあける」



西東京市

令和8年7月発行



介護保険と高齢者福祉の手引き

もくじ



サービスなどの内容については、変更される場合がありますので、詳しくは各担当へお問い合わせください。

介護保険制度

住み慣れた地域でいつまでも元気に	2
介護保険への加入と保険証	4

保険料に関すること

社会全体で介護保険を支えています	6
あなたの保険料は？	8
65歳以上の方の保険料の納め方	10

サービス利用の手順

要介護・要支援認定の手続き	12
相談からサービスの利用開始まで	16

サービスの種類と費用

居宅サービス	18
地域密着型サービス	24
施設サービス	29
福祉用具貸与・購入、住宅改修	32
利用者負担と軽減制度	34
地域包括支援センターのご案内	37

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業	40
要支援1・2、事業対象者になった方へのすすめ	43
短期集中予防サービス	45
サービス・活動事業（第1号事業）	47
一般介護予防事業	48

フレイル予防・認知症施策

フレイル予防のすすめ	50
認知症への取り組み	53

その他

講習会・受講料助成	56
救急医療情報キットの配布	57
65歳以上の方の健康診査および各種検診	58
もの忘れ予防検診	59

高齢者福祉サービス

高齢者福祉サービスのもくじ	60
介護・日常生活の支援	63
住宅支援	70
行事・趣味生きがい活動等	72
高齢者福祉関係施設	74

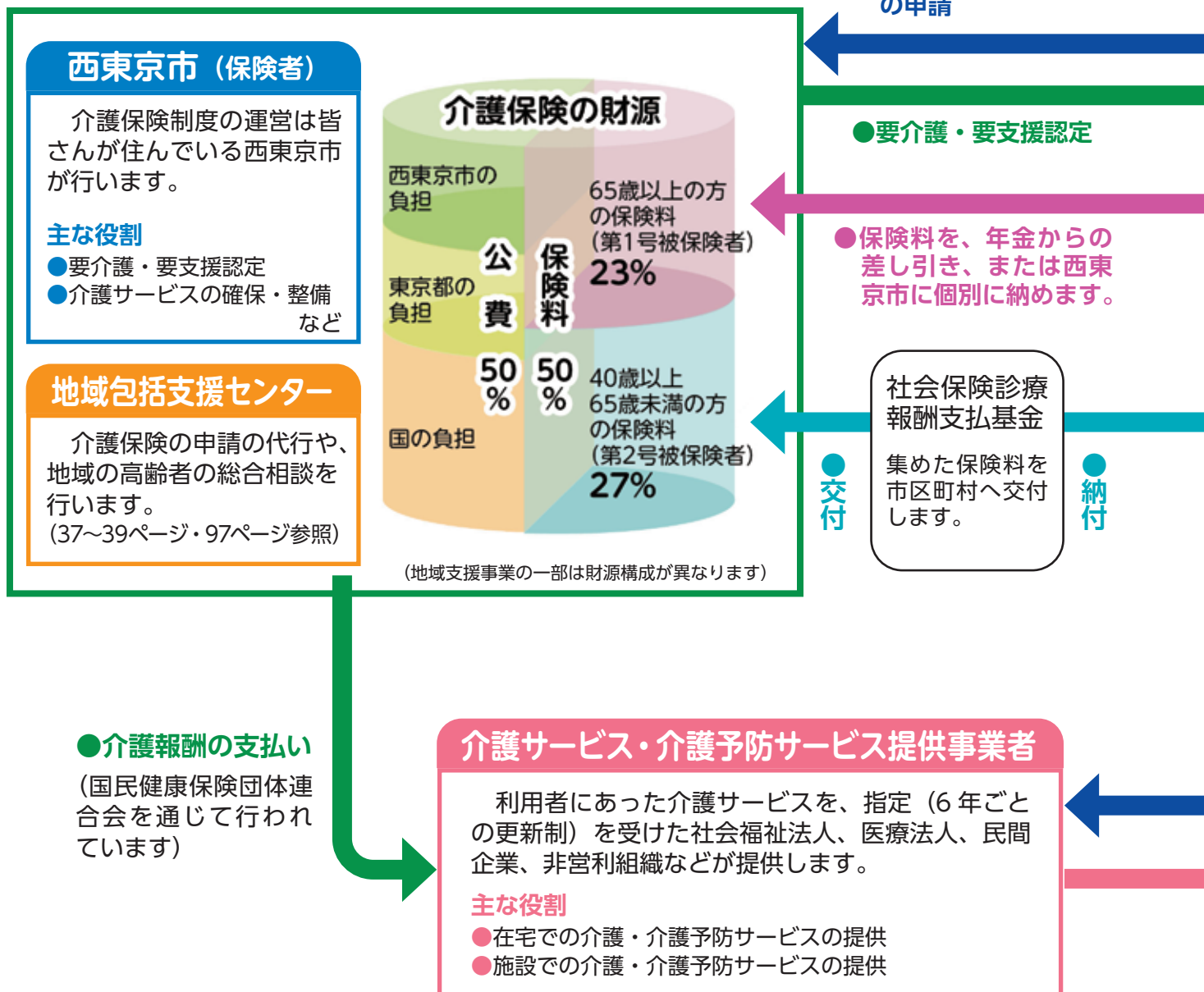
介護保険事業者一覧	76
さまざまな相談窓口	95
高齢者のご家族のための相談窓口	97

介護保険制度

住み慣れた地域でいつまでも元気に

介護保険は、西東京市が保険者となって運営しています。40歳以上の方が加入者（被保険者）となって、保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで、介護保険サービスを利用できる制度です。

介護保険制度のしくみ



40 歳以上の方 (被保険者)

介護に関するサービスを利用者が選択し、総合的に利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護・要支援認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

65 歳以上の方
第1号被保険者

65 歳以上
40 歳未満の方
第2号被保険者

医療保険者
国民健康保険や健康保険組合など
第2号被保険者の保険料を徴収します。

●保険料を納める

●利用料の支払い

●在宅や施設でのサービス提供

65 歳以上の方は

第1号被保険者

介護や支援が必要であると「認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。

(要介護・要支援認定→12～13ページ)

介護が必要となった原因は問われません。

なお、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、市への届け出が必要です。詳細については市にお問い合わせください。

介護保険の保険証

- 1人に1枚ずつ保険証が交付されます。
- 65歳になる誕生日の前日が属する月に交付されます。
- 保険証が必要なとき
 - ・要介護・要支援認定を申請するとき
 - ・サービスを利用するとき

など

40 歳以上 65 歳未満の方は

第2号被保険者

介護保険の対象となる病気※が原因で「要介護・要支援認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。
(交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります)

※介護保険で対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

- | | |
|--------------|-------------|
| ●がん※ | ●早老症 |
| ●関節リウマチ | ●多系統萎縮症 |
| ●筋萎縮性側索硬化症 | ●糖尿病性神経障害、 |
| ●後縦靭帯骨化症 | ●糖尿病性腎症 及び |
| ●骨折を伴う骨粗しょう症 | ●糖尿病性網膜症 |
| ●初老期における認知症 | ●脳血管疾患 |
| ●進行性核上性麻痺、 | ●閉塞性動脈硬化症 |
| ●大脳皮質基底核変性症 | ●慢性閉塞性肺疾患 |
| ●及びパーキンソン病 | ●両側の膝関節 又は |
| ●脊髄小脳変性症 | ●股関節に著しい変形を |
| ●脊柱管狭窄症 | ●伴う変形性関節症 |

※医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込がない状態に至ったと判断したものに限る。

介護保険の適用を受けない場合

西東京市に住む40歳以上の方でも、下記に該当する方には介護保険は適用されません。

- 国内に住所を有しない方(海外居住者)
- 在留資格がない、または在留見込期間3か月以下の短期滞在の外国人
- 身体障害者療護施設・障害者総合支援法に基づく指定事業所(施設)など、適用除外施設に入所・入院している方

など

介護保険制度

介護保険への加入と保険証

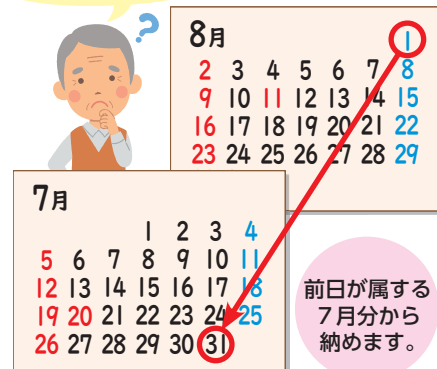
40 歳以上の方は西東京市が運営する介護保険に加入し、被保険者になります。

加入するとき

介護保険への加入は 40 歳になった月（40 歳の誕生日の前日のある月）からです（誕生日が月の初日の方はその前月から）。

例	8 月 1 日が誕生日の方	8 月 2 日が誕生日の方
40 歳になったとき	7 月から加入します	8 月から加入します
65 歳になったとき	7 月から第 1 号被保険者になります	8 月から第 1 号被保険者になります

8 月 1 日生まれの
わたしは…？



こんなときは届け出が必要です

65 歳以上の方（第 1 号被保険者）は、次のような場合には届け出が必要です。

- 介護認定を受けている方が他の市区町村から転入したとき
 - 介護認定を受けている方が他の市区町村へ転出するとき※
（必要な方は「介護保険受給資格証明書」を発行します）
 - 氏名が変わったとき※
 - 被保険者が死亡したとき※
 - 介護保険適用除外施設に入退所したとき
- ※届け出に保険証の添付が必要になります。

ご注意ください

西東京市外にある介護保険施設や有料老人ホームなどの特定施設、養護老人ホームなどに入所して、住所を施設のある市区町村に変更した場合、さらにそこから別の施設などに入所し住所を変更した場合も、引き続き西東京市の被保険者になり、届け出が必要となります（住所地特例）。

保険証の交付

介護保険の保険証（被保険者証）は被保険者であることの証明であり、介護サービスの利用などに必要なものです。大切に保管しておきましょう。

65 歳以上の方 （第 1 号被保険者）	65 歳になる誕生日の前日が属する月に保険証が交付されます。
40 歳以上 65 歳未満の方 （第 2 号被保険者）	要介護・要支援認定を受けた方に交付されます。

保険証が必要なとき

保険証は次のようなときに必要です。忘れずに提示しましょう。

●要介護・要支援認定の申請

介護や支援が必要となって、要介護・要支援認定の申請をするときに、西東京市へ提出します。(12 ページ参照)

●介護サービスの利用

はじめて介護保険サービスを利用するときなど、事業者ケアプランの作成を依頼する際に必要です。

また、サービスを利用する際は事業者や施設に提示します。(16～17ページ参照)

保険証が届いたら

要介護・要支援の認定を受けると、その結果や有効期間など、サービスを利用するために大切な情報が記載された保険証が交付されます。保険証が届いたら必ず確認するようにしましょう。

被保険者番号を別に控えておきましょう

The diagram illustrates the layout of the '介護保険被保険者証' (Nursing Insurance Beneficiary Card) with numbered callouts 1 through 9 pointing to specific fields:

- 1: 認定年月日 (Date of certification)
- 2: 西東京市が認定した年月日 (Date of certification by West Tokyo City)
- 3: 認定の有効期間 (Valid period of certification)
- 4: 居宅サービスなどの1か月に利用できる単位数 (Number of units that can be used for home services etc. per month)
- 5: 個別のサービスの単位数 (Number of units for individual services)
- 6: 利用できるサービスの指定が記載されている場合はそれ以外の給付は受けられません (If designated services that can be used are listed, other benefits cannot be received)
- 7: 保険料の滞納などによる給付の制限 (Restrictions on benefits due to late payment of premiums, etc.)
- 8: 介護サービス計画の作成を依頼する居宅介護支援事業者名など (Name of home nursing support business operator to be consulted for creating care plan, etc.)
- 9: 利用する介護保険施設などの名称や入退所年月日 (Name of nursing insurance facility to be used, etc., and date of admission/discharge)

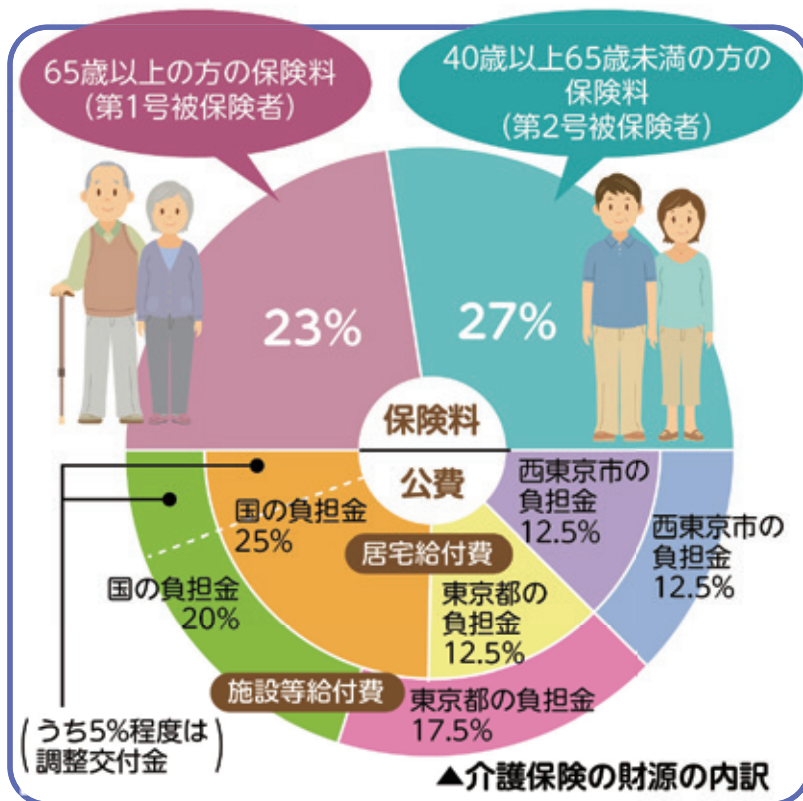
住所・氏名・生年月日などに誤りがないか確認しましょう

※保険証はイメージです。実際のものとは異なります。

- ① 認定された要介護状態区分など (13 ページ参照)
- ② 西東京市が認定した年月日
- ③ 認定の有効期間
- ④ 居宅サービスなどの1か月に利用できる単位数
- ⑤ 個別のサービスの単位数
- ⑥ 利用できるサービスの指定が記載されている場合はそれ以外の給付は受けられません
- ⑦ 保険料の滞納などによる給付の制限
- ⑧ 介護サービス計画の作成を依頼する居宅介護支援事業者名など
- ⑨ 利用する介護保険施設などの名称や入退所年月日

保険料に関すること

社会全体で介護保険を支えています



40歳以上の方が納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。



介護サービスの
利用者負担

第1号被保険者の介護保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます

●保険料所得段階について

- ◎保険料所得段階については、基準額に対する保険料の負担割合の決定および13段階以上の多段階設定が、各自治体の実情に応じて決定されます。
- ◎第9期事業計画では、引き続き第8期と同様の17段階に設定しました。

●介護給付費準備基金の活用

- ◎第1号被保険者の保険料は、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされており、西東京市では、中長期的に安定した財源確保を可能とする観点から、「西東京市介護給付費準備基金条例」を制定し、各年度の余剰金の範囲内で積み立てを実施しています。
- ◎第9期計画においてもこの「西東京市介護給付費準備基金」を活用し、第1号被保険者の保険料の上昇の抑制を図りました。

●低所得者に対する保険料の軽減強化

- ◎国は、高齢化の進行などに伴う介護ニーズの増大により介護保険料の上昇が続くなか、給付費の5割の公費負担に加えて別枠で公費を投入し、世帯非課税層にあたる低所得者（保険料所得段階の第1段階から第3段階まで）の保険料負担の軽減強化を図っています。

65 歳以上の方の保険料

65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の保険料は、西東京市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに所得段階ごとに決まります。



基準額の算出方法

西東京市で必要な
介護サービスの
総費用

×

65 歳以上の方の
負担分 23%

÷

西東京市に住む
65 歳以上の方の
人数

=

西東京市の保険料の
基準額

※保険料について詳しくは次ページをご覧ください。

関
保
険
料
に
関
する
こ
と

40 歳以上 65 歳未満の方の保険料

40 歳以上 65 歳未満の方（第 2 号被保険者）の保険料は、加入している医療保険の算定方式により決まります。

国民健康保険に加入している方

決まり方

世帯に属している第 2 号被保険者の所得や、人数などによって決まります。

介護分保険料

=

所得割

第 2 号被保険者の所得に応じて計算

+

均等割

世帯の第 2 号被保険者数に応じて計算

納め方

世帯主の方に、同じ世帯の第 2 号被保険者全員の介護保険分を、医療保険分と合わせて納めていただきます。

※国民健康保険に加入している方が年度の途中で 65 歳になった場合、65 歳になる誕生日の前日がある月の分から、第 1 号被保険者の介護保険料を納めていただきます。

職場の健康保険に加入している方

決まり方

健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。

介護分保険料

=

給与 および 賞与
(標準報酬月額) (標準賞与額)

×

介護保険料率

納め方

介護保険分は、医療保険分と合わせて、給与から差し引かれます。

※ 40 歳以上 65 歳未満の被扶養者（主婦など）は個別に保険料を納めていただく必要はありません。

※原則として事業主が半分を負担します。

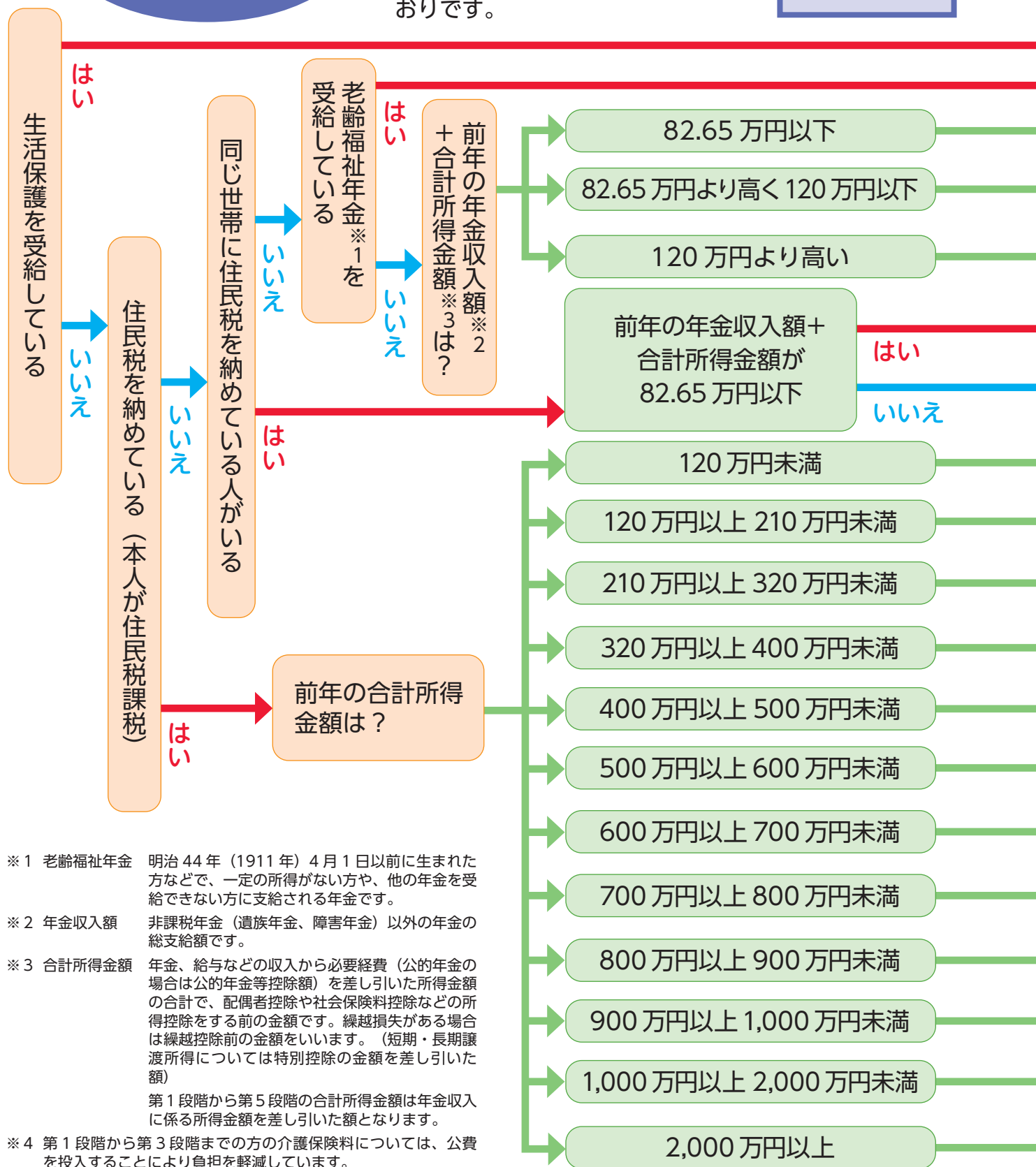
保険料に関すること

あなたの保険料は？

65 歳以上の方の保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

西東京市の第9期(令和6年度～令和8年度)の「基準額」は右記のとおりです。

基準額
6,347 円
(月額)



※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

※2 年金収入額 非課税年金(遺族年金、障害年金)以外の年金の総支給額です。

※3 合計所得金額 年金、給与などの収入から必要経費(公的年金の場合は公的年金等控除額)を差し引いた所得金額の合計で、配偶者控除や社会保険料控除などの所得控除をする前の金額です。繰越損失がある場合は繰越控除前の金額をいいます。(短期・長期譲渡所得については特別控除の金額を差し引いた額)
第1段階から第5段階の合計所得金額は年金収入に係る所得金額を差し引いた額となります。

※4 第1段階から第3段階までの方の介護保険料については、公費を投入することにより負担を軽減しています。

● 令和8年度の保険料から第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を区分する収入等の額が「80.9万円」から「82.65万円」に変更になりました。

○保険料は、毎年4月1日（転入などした方は転入などした日）を賦課期日として世帯状況を判定します。

（上段は年額、下段は月額）

所得段階	対象となる方		調整率	保険料(年額)
第1段階	世帯全員が住民税非課税で	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金 ^{※1} の受給者の方	基準月額× 0.285	21,700円 (1,809円)
		82万6,500円以下の方		
第2段階	世帯全員が住民税非課税で 前年の課税年金収入額 ^{※2} と年金 の所得を除いた合計所得金額 ^{※3} の合計が	82万6,500円超 120万円以下の方	基準月額× 0.395	30,000円 (2,507円)
第3段階		120万円超の方	基準月額× 0.625	47,600円 (3,967円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されて いるが、本人は住民税非課税で前 年の課税年金収入額と年金の所得 を除いた合計所得金額の合計が	82万6,500円以下の方	基準月額× 0.875	66,600円 (5,554円)
第5段階		82万6,500円超の方	基準月額× 1.000	76,100円 (基準額6,347円)
第6段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額が	120万円未満の方	基準月額× 1.150	87,500円 (7,299円)
第7段階		120万円以上 210万円未満の方	基準月額× 1.250	95,200円 (7,934円)
第8段階		210万円以上 320万円未満の方	基準月額× 1.500	114,200円 (9,521円)
第9段階		320万円以上 400万円未満の方	基準月額× 1.675	127,500円 (10,631円)
第10段階		400万円以上 500万円未満の方	基準月額× 1.780	135,500円 (11,298円)
第11段階		500万円以上 600万円未満の方	基準月額× 1.845	140,500円 (11,710円)
第12段階		600万円以上 700万円未満の方	基準月額× 1.950	148,500円 (12,377円)
第13段階		700万円以上 800万円未満の方	基準月額× 2.195	167,100円 (13,932円)
第14段階		800万円以上 900万円未満の方	基準月額× 2.400	182,700円 (15,233円)
第15段階		900万円以上 1,000万円未満の方	基準月額× 2.600	198,000円 (16,502円)
第16段階		1,000万円以上 2,000万円未満の方	基準月額× 2.800	213,200円 (17,772円)
第17段階		2,000万円以上の方	基準月額× 3.005	228,800円 (19,073円)

関
保
料
に
関
する
事
項

※令和7年度税制改正により、令和7年中の給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円へ引き上げられましたが、介護保険事業の安定のため、給与収入が190万円未満の方の令和8年度の介護保険料は、税制改正前の控除額を基に合計所得金額を算定し、また、住民税課税状況の判定を行います。

65 歳以上の方の保険料の納め方

年金が年額 18 万円以上の方

年金から差し引きになります

特別徴収

※老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金など。老齢福祉年金は対象にはなりません。
※基礎年金部分の受給を先送りしている間は、特別徴収の対象にはなりません。

●保険料の年額が、年金の支払い月に年 6 回に分けて差し引かれます。

65 歳以上の方の保険料は、毎年 7 月以降に決定します。そのため、7 月の保険料額決定前の 4 月、6 月につきましては前年度の 2 月と同額を納めていただきます。

その後、7 月に決定した保険料額から事前に納めていただきました 4 月、6 月の保険料額を差し引いた残額を 8 月、10 月、12 月、2 月の 4 回に分けて納めていただきます。

前年度	本年度				
2 月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月 2 月
	前年度から継続して特別徴収の方は、4 月、6 月は前年度 2 月と同額の介護保険料を納付します。		8 月、10 月、12 月、2 月は 7 月以降に確定する本年度の介護保険料から 4 月、6 月の介護保険料額を差し引いた金額を 4 回に分けて納付します。		

本来、年金から差し引きになる「特別徴収」の方でも一時的に納付書や口座振替で納めていただく場合があります。

●年度途中で保険料が増額になった

増額分を納付書や口座振替で納めていただきます。

●年度途中で 65 歳になった
●年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
●年度途中で他の市区町村から転入した

原則、特別徴収の対象者として年金保険者から西東京市へ通知が送られてから 6 か月後に年金からの差し引きが始まります。その際はあらかじめ通知いたします。それまでは、納付書や口座振替で納めていただきます。

●保険料が減額になった
●年金が一時差し止めになった など

年金からの差し引きが止まりますので、一時期納付書や口座振替で納めていただく期間が発生します。

年金が年額 18 万円未満の方

納付書で各自納めていただきます

普通徴収

●西東京市から送られてくる納付書により、西東京市指定の取り扱い金融機関や、コンビニエンスストア、西東京市役所（田無庁舎、保谷庁舎およびひばりヶ丘駅前・柳橋出張所）で納めていただきます。スマートフォン決済アプリでのご納付も可能です。

納付には納め忘れのない、口座振替が便利です。

手続き

介護保険料の納入通知書、預金通帳、印かん（通帳届出印）をもって西東京市取扱金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、お申し込みください。

※随時期や納期限を過ぎた分の保険料、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などは、納付書で納めていただくことになります。



保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が3割または4割になったりする措置がとられます。納め忘れに注意しましょう。

1年間滞納した場合

●サービス利用時の支払い方法の変更（償還払いへの変更）

サービスを利用した時、いったん利用料の全額を自己負担しなければならなくなります。その後、申請により保険給付分の払い戻しを受けられます。

1年6か月以上滞納した場合

●保険給付の一時差し止め

●差し止め額から滞納保険料を控除

市から払い戻されるはずの給付費の一部または全部を、一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお、滞納が続く場合は、差し止められた額から、滞納分の保険料が差し引かれる場合もあります。

2年以上滞納した場合

●利用者負担の引き上げ

●高額介護サービス費などの支給停止

介護保険料の未納期間に応じて制限期間を算定し、この期間中、利用者負担が3割または4割に引き上げられます。また、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなります。

困ったときは、介護保険の窓口へ…

災害や生計を主として維持する者の失業などの影響により収入が著しく減少し、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や猶予を受けられる場合があります。また、より低い負担にすれば生活保護の対象にならないと福祉事務所で認定された場合には、介護サービスの負担額・保険料などを低い段階に変更することができる場合があります（境界層措置）。

困ったときは、お早めに介護調整係にご相談ください。

介護保険料に関するお問い合わせ先
高齢者支援課 介護調整係 ☎ 042-420-2814



サービス利用の手順

要介護・要支援認定の手続き

介護保険を利用するときは、まず市が行う「要介護・要支援認定」を受けましょう。

①申請する

申請の窓口は市の高齢者支援課です。
申請は、本人のほか家族でもできます。
次のところに申請を代行してもらうことができます。

- 地域包括支援センター
- 居宅介護支援事業者
- 介護保険施設
- 成年後見人

申請に必要なもの

●申請書

市の窓口にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。

●介護保険の保険証

第2号被保険者（3ページ参照）の方は健康保険の資格情報が分かるもの

●主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号がわかるもの

②要介護・要支援認定

申請をすると、認定調査と主治医の意見書をもとに審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。

●認定調査

認定調査員などが現在の生活場所に訪問し、心身の状態や日頃の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います（14ページ参照）。

※後日、認定調査員から調査日の日程調整の連絡がきます。

●主治医の意見書

市から直接主治医に依頼します。

※直近の受診がないと、意見書作成ができない場合がありますので、申請の前後に一度受診をお願いします。また、介護保険の認定申請をすることを主治医にお伝えください。

●一次判定

認定調査の結果と、主治医の意見書をもとにコンピューターで一次判定を行います。

●二次判定（介護認定審査会）

一次判定と主治医の意見書、認定調査の特記事項をもとに、保健、医療、福祉の専門家で構成された「介護認定審査会」で審査します。

認定更新申請について

- ◆認定の有効期間は原則として新規・変更6か月（必要と認められる場合は3～12か月）、更新12か月（必要と認められる場合は3～48か月）です。

※認定の効力発生日は原則認定申請日（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日）

- ◆引き続きサービスを利用したい場合には、更新申請をしましょう（認定有効期間が満了する60日前から申請が可能です）。

※市から更新申請のご案内をします。

- ◆介護サービスの利用予定がないなどの理由で、更新を希望されない場合は、申請書の提出は不要です。

- ◆心身の状態が変化した場合などは区分の変更申請ができます。



「要介護・要支援認定」とは、どれくらい介護が必要な状態であるかを判断するための審査です。

③結果の通知

「介護認定審査会」の審査結果に基づいて要介護度が認定され、郵送で通知されます。要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の支給限度額などが異なります。

認 定

要介護 1～5

身体上または精神上に障害があり、入浴、排せつ、食事などの日常生活動作に、常時介護を要することが見込まれる状態

※介護の必要度に応じて、要介護1から要介護5に区分されています。

介護サービス

居宅サービスまたは施設サービス
を利用できます

利用の手順は 16 ページから

要支援 1・2

要介護状態（常時介護を要する状態）の軽減・悪化防止のため、または身体上・精神上の障害があるために、日常生活を営むのに、何らかの支障があると見込まれる状態

※支援の必要度に応じて、要支援1・要支援2に区分されています。

介護予防サービス

を利用できます

利用の手順は 16 ページから

非該当 (自立)

歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本動作に加え、薬の内服、電話の利用、買い物なども自分で行うことができる状態

サービス・活動事業 (第1号事業)

または

一般介護予防事業

を利用できます

利用の手順は 16・40 ページから

サービス利用の手順

認定調査

認定調査では利用者の普段の生活や身体の状態を、ありのまま伝えましょう。

基本調査では、あらかじめ定められた項目にしたがって、調査員が質問します。調査だからと頑張ることはせず、普段の生活や身体の状態をありのままに、無理のない範囲で行い、教えてください。

認知症のある方などは、気候や時間帯によって状態が違ってくる場合がありますので、家族が日頃の様子をメモし、伝えたいことを整理しておくといでしょう。



認定調査では以下の基本調査項目などについてうかがいます。
実際に動作を行ってもらふ項目もあります。

身体機能・起居動作

- 麻痺等の有無（5 項目）
- 拘縮^{こうしゆく}の有無（4 項目）
- 寝返り
- 起き上がり
- 座位保持
- 両足での立位保持
- 歩行
- 立ち上がり
- 片足での立位
- 洗身
- つめ切り
- 視力
- 聴力

生活機能

- 移乗
- 移動
- えん下
- 食事摂取
- 排尿
- 排便
- 口腔清潔
- 洗顔
- 整髪
- 上衣の着脱
- ズボン等の着脱
- 外出頻度

認知機能

- 意思の伝達
- 毎日の日課を理解
- 生年月日や年齢を言う
- 短期記憶
- 自分の名前を言う
- 今の季節を理解する
- 場所の理解
- 徘徊
- 外出すると戻れない

精神・行動障害

- 物を盗られたなどと被害的になる
- 作話
- 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になる
- 昼夜の逆転がある
- しつこく同じ話をする
- 大声をだす
- 介護に抵抗する
- 「家に帰る」等と言い落ち着きがない
- 一人で外に出たがり目が離せない
- いろいろなものを集めたり、無断でもってくる
- 物を壊したり、衣類を破いたりする
- ひどい物忘れ
- 意味もなく独り言や独り笑いをする
- 自分勝手に行動する
- 話がまとまらず、会話にならない

社会生活への適応

- 薬の内服
- 金銭の管理
- 日常の意思決定
- 集団への不適応
- 買い物
- 簡単な調理

過去 14 日間にうけた特別な医療について

- 処置内容（9 項目）
- 特別な対応（3 項目）

および 概況調査・特記事項

結果の通知と窓口

要介護・要支援認定の審査結果が出ると、結果が記載された認定結果通知書と介護保険の保険証（5 ページ参照）が届くので、記載内容を確認しましょう。

サービス利用の窓口

要支援 1・2 の方

お住まいの地区を担当する地域包括支援センターに連絡して、サービス利用についてご相談ください。

要介護 1～5 の方

居宅介護支援事業者を 1 か所選んで契約し、ケアマネジャーにサービス利用についてご相談ください。

※認定更新や施設入所中の方は、新たな契約は不要です。

サービス
利用の
手順

認定結果に不服があるとき

認定結果に疑問や納得できない点がある場合は、まず市の窓口にご相談ください。それでも納得できない場合は、東京都に置かれている「介護保険審査会」に不服申し立てをすることができます。

申請から認定結果が通知されるまでの間にサービスを利用したいとき

要介護・要支援認定の申請をしてから認定結果が通知されるまでの間も、「暫定ケアプラン」を作成することで、介護サービスを利用することができます。ただし、認定の結果によっては介護保険の給付が受けられない場合があります。まずはお住まいの地区を担当する地域包括支援センター（37～39 ページ・97 ページ参照）または居宅介護支援事業者にご相談ください。

「居宅介護支援事業者」とは？



「居宅介護支援事業者」とは、市区町村の指定を受けて、ケアマネジャー（介護支援専門員）を配置している、サービス事業者のことです。

利用者が最適な介護サービスを受けられるよう、相談を受けたり、各介護サービス提供事業者と調整を図ったりする、在宅介護の拠点となる事業者です。

「ケアマネジャー」とはどんな人？



「ケアマネジャー」は、利用者や家族からの相談に応じて、利用者の状態や必要性に応じてサービスが利用できるように調整する介護の専門家です。

利用者がケアマネジャーを選ぶことができますし、変更することもできます。

その場合は地域包括支援センターに相談しましょう。

相談からサービスの利用開始まで

要介護 1 ～ 5 と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支援事業者に、施設への入所を希望する方は介護保険施設に連絡します。また、要支援 1・2 と認定された方および総合事業の利用を希望する非該当（自立）の方は地域包括支援センターに連絡します。

要介護 1 ～ 5 の方

自宅で暮らしながらサービスを利用したい

自宅を中心に利用する
居宅サービスの種類
(18 ページ参照)



1 居宅介護支援事業者に連絡します

- **居宅介護支援事業者**（ケアマネジャーを配置しているサービス事業者）を選び、連絡します。
(76 ページ以降参照)
- 担当の**ケアマネジャー**が決まります。

介護保険施設へ入所したい

施設サービス
(29 ページ参照)



1 介護保険施設に連絡します

- 入所前に見学したりサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。

要支援 1・2 の方

1 地域包括支援センターに連絡します

- 地域包括支援センターに連絡、相談をします。

介護予防サービスの種類
(18 ページ参照)

サービス・活動事業(第 1 号事業)※ 3
(42 ～ 47 ページ参照)

2 職員に希望を伝えます

- 家族や地域包括支援センターの職員とこれからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。

非該当(自立)の方 (総合事業※ 3 利用希望の方)

サービス・活動事業(第 1 号事業)※ 3の利用を希望する場合

1 地域包括支援センターに連絡、相談し、基本チェックを受け、事業対象者であることの確認を受けます

一般介護予防事業※ 3の利用を希望する場合

1 希望する一般介護予防事業のサービス利用を申し込みます

- サービスによって利用の手順および対象者が異なります。

【ケアプランの作成】

ケアプラン（どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書）を作成する際は、どんな生活を送れるようになりたいかという希望をしっかりと伝えましょう。



※1 どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書のことです。作成に当たって、利用者の自己負担は生じません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

※3 総合事業については、P.40～P.49 参照。

2 ケアプラン※1を作成します

- 担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。自分の希望や、家族の要望も聞いてもらいながら納得のいくサービスを受けられるようにすることが大切です。

3 サービスを利用します

- サービス事業者と契約※2します。
- ケアプランにそって **居宅サービス** を利用します。

利
サ
ー
ビ
ス
の
手
順

2 ケアプラン※1を作成します

- 入所した施設のケアマネジャーとケアプランを作成します。

3 サービスを利用します

- ケアプランにそって **施設サービス** を利用します。

3 介護予防ケアプラン※1を作成します

- 地域包括支援センターの職員などと相談しながら介護予防ケアプランを作成します。自分の希望や、家族の要望も聞いてもらいながら納得のいく介護予防サービスなどを受けられるようにすることが大切です。

4 サービスを利用します

- サービス事業者と契約※2します。
- 介護予防ケアプランにそって **介護予防サービス** および **サービス・活動事業(第1号事業)※3** を利用します。

2 職員に希望を伝え、ケアプラン※1を作成します

- 職員と相談しながら作成します。

3 サービスを利用します

- サービス事業者のサービスや、住民主体のサービスなどを利用します。

2 サービスを利用します

- 希望する **一般介護予防事業※3** を利用します。

サービスの種類と費用

居宅サービス（在宅で利用するサービス）

主に自宅で受けるサービスが中心となるのが、「居宅サービス」です。「居宅サービス」には、「家に訪問してもらうサービス」や「家から施設に通うサービス」、「短期間だけ施設に入所するサービス」など、さまざまな種類のサービスがあります。

※「地域密着型サービス」については 24～28 ページをご覧ください。

介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

要介護
1～5

きょたくかい ご し えん
居宅介護支援

ケアマネジャーがケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。

ケアプランの作成および相談は無料です。
(全額を介護保険で負担します)

要支援
1・2

かい ご よ ぼう し えん
介護予防支援

地域包括支援センターの職員などが、介護予防ケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援します。

介護予防ケアプランの作成および相談は無料です。
(全額を介護保険で負担します)

ケアプランの作成例（要介護1の方の例）

【要望】 足の筋力を回復し、自分で家事ができるようになりたい

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	通所介護	訪問介護		通所リハビリ	訪問介護	
午後							

足の筋力回復のための機能訓練を行う。
外出することがよい気分転換にも。

家の中で転ばないため、
日常動作のリハビリ。

納得のいくケアプランのために

ケアプランは生活の設計図。目標の達成につながるサービスを組み込むことが大切です。「担当のケアマネジャーさんにすべてお任せ」ではなく、目標やどんな生活を送りたいかをケアマネジャーに積極的に伝えましょう。

サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているか評価します。サービス利用の途中でも「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケアプランの見直しができますので、遠慮なくケアマネジャーに相談してください。

※利用者負担はサービス費用の1割、2割または3割です。(34ページ参照)

※本冊子は、()内を利用者負担(1割の場合)のめやすとして掲載しています。実際の利用料金には各種の加算が加わります。

日常生活の手助けをしてもらう

要介護
1～5

ほうもんかいご
訪問介護 (ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行います。



〈身体介護中心〉

- 食事、入浴、排せつの介助
- 衣類やシーツの交換
- 通院の付き添い など

〈生活援助中心〉

- 住居の掃除、洗濯、買い物
- 食事の準備、調理

など

1回あたりのサービス費用のめやす

身体介護中心	20分未満	1,801円 (181円)
	20分～30分未満	2,696円 (270円)
	30分～1時間未満	4,276円 (428円)
生活援助中心	20分～45分未満	1,977円 (198円)
	45分以上	2,431円 (244円)

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院のための乗車 または降車の介助	1,071円 (108円)
----------------------	---------------

※移送にかかる費用は別途利用者負担です。

※要支援の方は47ページをご覧ください。

ご注意ください

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- 本人が使う部屋以外の清掃
- 本人以外の人物の洗濯
- 来客の応対
- ペットの世話
- 草むしり
- 模様替え など

種サ
類ー
とビ
ス費
用の

同居の家族がいる場合は、訪問介護の「生活援助」のサービスは受けられますか？

同居家族がいるということだけで一律に生活援助が利用できないわけではありません。

生活実態を勘案して判断しますので、担当のケアマネジャーにご相談ください。

サービスの種類と費用

居宅サービス（在宅で利用するサービス）

※本冊子は、（ ）内を利用者負担（1割の場合）のめやすとして掲載しています。

自宅で入浴する



要介護
1～5

訪問入浴介護

介護士と看護師が移動入浴車などで訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行います。

サービス費用のめやす

1回	13,989 円 (1,399 円)
----	--------------------

要支援
1・2

介護予防 訪問入浴介護

疾病などやむを得ない理由により、入浴の介護が必要な場合に、移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

サービス費用のめやす

1回	9,458 円 (946 円)
----	-----------------

入浴前の体調チェックで安心

入浴は体に負担がかかるものなので、必ず入浴前に看護職員によって、体調のチェックが行われます。全身浴が無理な場合は、足や髪などを洗う部分浴や、蒸しタオルなどで体を拭く清拭という方法もあります。

自宅でリハビリする



要介護
1～5

訪問 リハビリテーション

リハビリ（機能回復訓練）の専門家が訪問し、リハビリを行います。

サービス費用のめやす

1回	3,335 円 (334 円)
----	-----------------

要支援
1・2

介護予防訪問 リハビリテーション

専門家が訪問し、利用者が自分で行える体操やリハビリなどを指導します。

サービス費用のめやす

1回	3,227 円 (323 円)
----	-----------------

リハビリの専門家ってどんな人？

リハビリの専門家とは、「理学療法士」や「作業療法士」「言語聴覚士」をいいます。具体的には次のようなリハビリを行います。

【理学療法士】日常生活に必要な基本動作を行う機能を維持・回復するために、運動療法や温熱を使った物理療法などを行います。

【作業療法士】日常活動の仕事や遊びなどの動作を通じて心身の機能の回復を図ります。

【言語聴覚士】音声・言語・聴覚の機能を維持・回復するために訓練や検査などを行います。

お医者さんなどによる療養上の管理や指導を受ける

要介護
1～5

きょたくりょうようかんりしどう 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。

1回あたりのサービス費用のめやす

【同日、同じ建物にサービスを受ける人が他にいない場合】

医師の場合（月2回まで）	5,150円（515円）
歯科医師の場合（月2回まで）	5,170円（517円）
医療機関の薬剤師の場合（月2回まで）	5,660円（566円）
薬局の薬剤師の場合（月4回）	5,180円（518円）
管理栄養士が行う場合（月2回まで）	5,450円（545円）
歯科衛生士などの場合（月4回まで）	3,620円（362円）

※月に提供できる回数はこの限りではありません。

要支援
1・2

かいごよぼう 介護予防 きょたくりょうようかんりしどう 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが訪問し、利用者の改善を目的とした薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。

1回あたりのサービス費用のめやす

【同日、同じ建物にサービスを受ける人が他にいない場合】

医師の場合（月2回まで）	5,150円（515円）
歯科医師の場合（月2回まで）	5,170円（517円）
医療機関の薬剤師の場合（月2回まで）	5,660円（566円）
薬局の薬剤師の場合（月4回）	5,180円（518円）
管理栄養士が行う場合（月2回まで）	5,450円（545円）
歯科衛生士などの場合（月4回まで）	3,620円（362円）

※月に提供できる回数はこの限りではありません。

種
サ
類
し
と
ビ
費
ス
の
用

看護師などに訪問してもらう

要介護
1～5

ほうもんかんご 訪問看護

看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。

1回あたりのサービス費用のめやす

病院・診療所から	20分～30分未満	4,408円（441円）
	30分～1時間未満	6,342円（635円）
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	5,204円（521円）
	30分～1時間未満	9,094円（910円）

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

要支援
1・2

かいごよぼうほうもんかんご 介護予防訪問看護

看護師などが訪問し、介護予防を目的とした療養上の介助や必要な診療の補助などを行います。

1回あたりのサービス費用のめやす

病院・診療所から	20分～30分未満	4,221円（423円）
	30分～1時間未満	6,110円（611円）
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	4,983円（499円）
	30分～1時間未満	8,773円（878円）

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

「居宅療養管理指導」は「訪問看護」と何が違うの？

「訪問看護」は、医師の指示によって注射などの医療行為が行われますが、「居宅療養管理指導」には、医療行為は伴いません。日常生活で注意すべき点などについて相談したり、アドバイスを受けたりするサービスです。可能であれば利用者だけでなく、家族や介護する人もいっしょにアドバイスなどを聞いておくとういでしょう。

サービスの種類と費用

居宅サービス（在宅で利用するサービス）

※本冊子は、（ ）内を利用者負担（1割の場合）のめやすとして掲載しています。

施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護
1～5

通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介助や機能訓練が日帰りで受けられます。

1日あたりのサービス費用のめやす
【通常規模の施設 / 7～8 時間未満の利用の場合】

要介護 1～5	7,027 円 (703 円) ～ 12,260 円 (1,226 円)
---------	---

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

個別機能訓練	598 円 (60 円)
栄養改善	2,136 円 (214 円)
口腔機能向上	1,602 円 (161 円)

※食費、日常生活費は別途負担となります。



選択して利用できるメニュー

- 個別機能訓練…個々の状態に応じた機能訓練
- 栄養改善…食事に関する指導など
- 口腔機能向上…口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など

※要支援の方は 47 ページをご覧ください。

施設に通ってリハビリをする

要介護
1～5

通所 リハビリテーション （デイケア）

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りのリハビリテーションなどが受けられます。

1日あたりのサービス費用のめやす
【通常規模の施設 / 7～8 時間未満の利用の場合】

要介護 1～5	8,252 円 (826 円) ～ 14,934 円 (1,494 円)
---------	---

選択して利用できるメニュー

- 栄養改善…食事に関する指導など
- 口腔機能向上…口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など

栄養改善	2,166 円 (217 円)
口腔機能向上	1,624 円 (163 円)

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

要支援
1・2

介護予防通所 リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のためのリハビリテーションなどを日帰りで受けられます。

1か月あたりのサービス費用のめやす

要支援 1・2	24,562 円 (2,457 円) ～ 45,789 円 (4,579 円)
---------	--

選択して利用できるメニュー

- 運動器機能向上…筋力トレーニングなどの機能訓練
- 栄養改善…食事に関する指導など
- 口腔機能向上…口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など

栄養改善	2,166 円 (217 円)
口腔機能向上	1,624 円 (163 円)

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

※費用は部屋のタイプによって異なります。

要介護
1～5

短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介助や機能訓練が受けられます。

1日あたりのサービス費用のめやす
【併設型の施設・多床室の場合】

要介護 1～5	6,530 円 (653 円) ～ 9,573 円 (958 円)
---------	--------------------------------------

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※連続した利用が 30 日を超えた場合、31 日目は全額利用者負担となります。

要支援
1・2

介護予防短期入所 生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

1日あたりのサービス費用のめやす
【併設型の施設・多床室の場合】

要支援 1・2	4,884 円 (489 円) ～ 6,075 円 (608 円)
---------	--------------------------------------

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※連続した利用が 30 日を超えた場合、31 日目は全額利用者負担となります。

医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

要介護
1～5

短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、リハビリテーションが受けられます。

1日あたりのサービス費用のめやす
【介護老人保健施設・多床室の場合】

要介護 1～5	8,864 円 (887 円) ～ 11,235 円 (1,124 円)
---------	---

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※連続した利用が 30 日を超えた場合、31 日目は全額利用者負担となります。

要支援
1・2

介護予防短期入所 療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のためのリハビリテーションが受けられます。

1日あたりのサービス費用のめやす
【介護老人保健施設・多床室の場合】

要支援 1・2	6,546 円 (655 円) ～ 8,266 円 (827 円)
---------	--------------------------------------

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※連続した利用が 30 日を超えた場合、31 日目は全額利用者負担となります。

有料老人ホームなどに入居している方が介護サービスを受ける

※サービス費用の他に、居住費・食費などが必要になります。

要介護
1～5

特定施設 入居者生活介護

有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介助や機能訓練が受けられます。

1日あたりのサービス費用のめやす

要介護 1～5	5,788 円 (579 円) ～ 8,682 円 (869 円)
---------	--------------------------------------

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

要支援
1・2

介護予防特定施設 入居者生活介護

有料老人ホームなどで、食事・入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

1日あたりのサービス費用のめやす

要支援 1・2	1,954 円 (196 円) ～ 3,342 円 (335 円)
---------	--------------------------------------

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

種
サ
類
ー
と
ビ
ス
の
費
用

地域密着型サービス

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。

利用者は原則西東京市の住民に限定され、西東京市が事業者の指定や監督を行います。

※サービスの種類、内容などは市区町村によって異なります。

※利用者負担はサービス費用の1割、2割または3割です。(34ページ参照)

※本冊子は、()内を利用者負担(1割の場合)のめやすとして掲載しています。

小規模な施設の通所介護サービス

要介護
1～5

ち い き み っ ち ゃ く が た つ う し ょ か い ご

地域密着型通所介護 (地域密着型デイサービス)

要介護の高齢者が、食事・入浴などの介助や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。



1回あたりのサービス費用のめやす
【8～9時間未満の利用の場合】

要介護1	8,362 円	(837 円)
要介護2	9,879 円	(988 円)
要介護3	11,448 円	(1,145 円)
要介護4	13,029 円	(1,303 円)
要介護5	14,578 円	(1,458 円)

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。



地域密着型通所介護 サービス事業者

事業者名称	電話番号	所在地（郵便番号順）
スリーベルデイ田無	042-439-3521	谷戸町1丁目
ライフサービスぱーとなー北原町	042-452-5813	北原町2丁目
デイサービスセンター椿★ひばりが丘	042-463-8215	西原町5丁目
デイセンター 西原たいそうくらぶ	042-452-3674	西原町5丁目
はぁとデイサービス西原町	042-497-6194	西原町5丁目
昭和の学び舎	042-466-5117	田無町5丁目
GENKI NEXT 西東京田無町	042-497-6432	田無町7丁目
スマイルデイサービス笑み	042-452-3538	南町2丁目
徳有温乃日	042-497-6116	向台町6丁目
ととろクラブ ※共生型（放課後等デイサービス）	042-450-0991	芝久保町2丁目
ととろキッズ ※共生型（放課後等デイサービス）	042-452-3469	芝久保町2丁目
デイサービス すみなす	042-461-3090	芝久保町3丁目
ステップぱーとなー ひばりが丘第2	042-439-9479	ひばりが丘1丁目
デイサービスかたくりの里ひばりが丘	042-438-8042	北町2丁目
レジリハデイサービスまゐる	042-439-9735	下保谷2丁目
結いの家・みかんの木	042-439-7883	下保谷5丁目
さくらサポート住吉町	042-439-6215	住吉町2丁目
ルネサンス 元氣ジムひばりヶ丘	042-438-8234	住吉町2丁目
ミラクル・ビスケ	042-439-3862	東町2丁目
デイサービスセンター椿☆保谷	042-439-4943	中町2丁目
デイサービス 夏の庭	03-5933-3463	中町6丁目
デイサービス 秋の雲	03-5933-3463	中町6丁目
ライフサービスぱーとなー富士町	042-452-7841	富士町3丁目
デイサービス リンク	042-452-5605	保谷町3丁目
シェモア白樺	042-497-6703	保谷町5丁目
デイサービス いずみ SPA 保谷町	042-452-5869	保谷町6丁目
機能訓練デイサービス ハチ東伏見	042-452-7665	東伏見3丁目
ゆとリーフ	042-410-1069	柳沢1丁目
歩くりハビリやすらぎ邸	042-452-9271	柳沢3丁目
デイサービス やぎさわ	042-428-0670	柳沢3丁目
だんらんの家 武蔵境	0422-38-6890	新町4丁目
おとなりさん。小金井公園	0422-27-8465	新町6丁目

※共生型とは

同一の事業所で介護保険と障害福祉の両方のサービスを一体的に提供する事業所のこと。

（ ）内は障害福祉サービスの名称

サービス
種類と
費用の
一覧

サービスの種類と費用

地域密着型サービス

※本冊子は、() 内を利用者負担 (1 割の場合) のめやすとして掲載しています。

認知症のある方が施設に通って受けるサービス

要支援
1・2

要介護
1～5

認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)



認知症のある方が、食事・入浴などの介助や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

※食費、日常生活費は別途負担となります。

1 回あたりのサービス費用のめやす
【8～9 時間未満の利用の場合】

要支援 1	9,617 円	(962 円)
要支援 2	10,732 円	(1,074 円)
要介護 1	11,111 円	(1,112 円)
要介護 2	12,313 円	(1,232 円)
要介護 3	13,515 円	(1,352 円)
要介護 4	14,750 円	(1,475 円)
要介護 5	15,941 円	(1,595 円)

	事業者名称	電話番号	所在地(郵便番号順)
認知症対応型通所 介護サービス事業者	デイサービスセンター クレイン	042-468-3300	西原町 4 丁目
	年輪デイホーム	042-466-4984	田無町 5 丁目
	デイサービス 悠花	042-439-6415	泉町 3 丁目
	西東京市高齢者センター きらら	042-451-1200	富士町 1 丁目
	尚和緑寿ケアセンター	042-462-1206	新町 1 丁目

認知症のある方が施設で共同生活を送る

要支援
2

要介護
1～5

認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症のある方が少人数で共同生活をする場(住居)で、専門スタッフによる介護を受けられます。

※家賃、光熱費、食材料費などは保険外の費用となります。

※要支援 1 の方は利用できません。

1 日あたりのサービス費用のめやす

要支援 2	7,999 円	(800 円)
要介護 1	8,042 円	(805 円)
要介護 2	8,415 円	(842 円)
要介護 3	8,672 円	(868 円)
要介護 4	8,843 円	(885 円)
要介護 5	9,024 円	(903 円)

	事業者名称	電話番号	所在地(郵便番号順)
認知症対応型 共同生活介護 サービス事業者	ばぶちゃんち	042-461-8183	緑町 1 丁目
	ねんりんはうす	042-468-7835	田無町 7 丁目
	グループホームのどか	042-457-4165	南町 2 丁目
	グループホーム花・南町	042-452-2287	南町 4 丁目
	エクセレント西東京オリンピア	042-468-1165	向台町 1 丁目
	ALSOK グループホーム西東京田無	042-452-1171	芝久保町 2 丁目
	ミアヘルサ きずなホームひばりが丘	042-452-5086	ひばりが丘 3 丁目
	グループホーム 花	042-439-7787	下保谷 1 丁目
	グループホームいずみ	042-424-1205	泉町 3 丁目
	花物語 にしとうきょう	042-439-9315	東町 2 丁目
	愛の家グループホーム西東京中町	042-438-8811	中町 6 丁目
	グループホーム花・富士町	042-452-2087	富士町 5 丁目

夜間に訪問介護を受ける

要介護
1～5

やかんたいおうがたほうもんかいご 夜間対応型訪問介護



夜間の定期的な巡回または通報によりヘルパーが居宅を訪問し、排せつ介助、日常生活上の緊急時の対応などの介護が受けられます。

※通話料は保険外の費用となります。

※要支援の方は利用できません。

サービス費用のめやす

【基本対応の場合】

基本料金 (1 か月)	10,928 円	(1,093 円)
定期巡回 (1 回)	4,110 円	(411 円)
随時訪問 1 名対応時 (1 回)	6,265 円	(627 円)
随時訪問 2 名対応時 (1 回)	8,442 円	(845 円)

夜間対応型訪問介護 サービス事業者	事業者名称	電話番号	所在地
	SOMPOケア 西東京 夜間訪問介護	042-439-5839	田無町4丁目

24 時間対応の訪問介護・訪問看護サービスを受ける

要介護
1～5

ていきじゅんかい ずいじたいおうがたほうもんかいご かんご 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護職員と看護師が一体または密接に連携し、定期的に訪問します。

また、利用者からの電話などに応じて随時対応します。

※通話料は保険外の費用となります。

※要支援の方は利用できません。

1 か月あたりのサービス費用のめやす

【訪問看護サービスを利用しない場合】

要介護1	60,178 円	(6,018 円)
要介護2	107,406 円	(10,741 円)
要介護3	178,347 円	(17,835 円)
要介護4	225,607 円	(22,561 円)
要介護5	272,846 円	(27,285 円)

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 サービス事業者	事業者名称	電話番号	所在地
	SOMPOケア 西東京 定期巡回	042-439-5839	田無町4丁目



サービスの種類と費用

地域密着型サービス

※本冊子は、() 内を利用者負担 (1 割の場合) のめやすとして掲載しています。

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

要支援
1・2

要介護
1～5

しょうき ぼ た き のうがたきよたくかい ご 小規模多機能型居宅介護 かい ご よ ぼうしょうき ぼ た き のうがたきよたくかい ご (介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けられます。



1 か月あたりのサービス費用のめやす

要支援 1	37,363 円	(3,737 円)
要支援 2	75,506 円	(7,551 円)
要介護 1	113,260 円	(11,326 円)
要介護 2	166,457 円	(16,646 円)
要介護 3	242,147 円	(24,215 円)
要介護 4	267,251 円	(26,726 円)
要介護 5	294,673 円	(29,468 円)

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

小規模多機能型 居宅介護 サービス事業者	事業者名称	電話番号	所在地(郵便番号順)
	ミアヘルサ 小規模多機能ホームひばりが丘	042-452-5087	ひばりが丘 3 丁目
	小規模多機能型居宅介護 花織 にしとうきょう	042-439-9311	東町 2 丁目
	小規模多機能型居宅介護 花	042-452-1087	富士町 5 丁目

通い・訪問・泊まりに看護を組み合わせたサービスを受ける

要介護
1～5

かん ご しょうき ぼ た き のうがたきよたくかい ご 看護小規模多機能型居宅介護 ふくごうがた (複合型サービス)

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

※要支援の方は利用できません。



1 か月あたりのサービス費用のめやす

要介護 1	134,801 円	(13,481 円)
要介護 2	188,604 円	(18,861 円)
要介護 3	265,129 円	(26,513 円)
要介護 4	300,705 円	(30,071 円)
要介護 5	340,148 円	(34,015 円)

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

看護小規模多機能型 居宅介護 サービス事業者	事業者名称	電話番号	所在地(郵便番号順)
	看護小規模多機能 ゆいなの森(休止中)	042-452-3692	南町 5 丁目
	看護小規模多機能 いずみ	042-439-6190	泉町 3 丁目

施設サービス

介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。施設サービスは、どのような介護が必要かによって下記のタイプに分かれます。

このなかから入所する施設を選び、利用者が直接申し込んで契約を結びます。

※要支援の方は施設サービスを利用できません。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

※利用者負担はサービス費用の1割、2割または3割です。(34 ページ参照)

※サービス費用の他に、居住費、食費などが必要になります。

※従来型個室とは共同生活室（リビング）を併設していない個室
 ※ユニット型個室とは、共同生活室（リビング）を併設している個室
 ※多床室とは、定員2人以上の個室ではない居室

生活介護が中心の施設

要介護
3～5

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介助や健康管理を受けられます。

※新規入所は原則として要介護3以上の方です。現在、既に入所している方は、要介護度が改善しても引き続き施設で生活ができます。定められた要件を満たせば要介護1・2の方も入所が認められる場合があります。

1か月あたりの施設サービス費（1割）のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の 多床室
要介護1	18,872 円	18,872 円	21,467 円
要介護2	21,115 円	21,115 円	23,710 円
要介護3	23,454 円	23,454 円	26,113 円
要介護4	25,696 円	25,696 円	28,388 円
要介護5	27,907 円	27,907 円	30,599 円

介護やリハビリが中心の施設

要介護
1～5

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを受けられます。

1か月あたりの施設サービス費（1割）のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の 多床室
要介護1	22,973 円	25,408 円	25,696 円
要介護2	24,447 円	27,010 円	27,170 円
要介護3	26,530 円	29,093 円	29,253 円
要介護4	28,292 円	30,791 円	31,015 円
要介護5	29,862 円	32,425 円	32,617 円

長期療養の機能を備えた施設

要介護
1～5

介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護（日常生活上の介助）が一体的に受けられます。

1か月あたりの施設サービス費（1割）のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の 多床室
要介護1	23,101 円	26,690 円	27,234 円
要介護2	26,658 円	30,214 円	30,759 円
要介護3	34,283 円	37,872 円	38,416 円
要介護4	37,551 円	41,108 円	41,652 円
要介護5	40,467 円	44,055 円	44,600 円

種
サ
類
と
ビ
ス
の
費
用

施設を利用した場合の居住費・食費の自己負担額

施設サービスを利用したときは、施設サービス費のうちの利用者負担に加え、居住費・食費・日常生活費が利用者負担となります。

各施設で居住費・食費の金額が異なりますので、契約時に施設へ確認してください。

居住費・食費は、施設の平均的な費用を基に、国により基準額（基準費用額）が定められています。



【居住費・食費の基準費用額（日額）】 令和8年8月から

施設の種類	居住費					食 費
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室		
介護老人福祉施設 短期入所生活介護	2,066 円	1,728 円	1,231 円	915 円		1,545 円
介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護			1,728 円	(室料を徴収 する場合) 697 円	(室料を徴収 しない場合) 437 円	

●居住費（滞在費）と食費の自己負担の軽減制度（負担限度額認定）

申請が必要です

所得が低い方を対象に、居住費（滞在費）および食費の自己負担を軽減する制度です。認定を受けるには申請が必要です。認定要件および区分ごとの負担限度額は 31 ページをご確認ください。

※虚偽の申告により、不正に支給を受けた場合には支給された額および最大 2 倍の加算金を返還していただくことがあります。

※他の自治体から転入した場合も、あらためて申請が必要です。

●住民税課税層における特例減額措置

申請が必要です

31 ページの認定要件に該当しない高齢夫婦などの 2 人以上の世帯で、1 人が施設に入所し費用を負担したことで、在宅の方の生活費が一定額以下になってしまう場合などに、居住費および食費の自己負担を軽減する制度です。詳細については、市の担当窓口にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 高齢者支援課 介護調整係 ☎ 042-420-2813

対象者 下記①、②どちらにも該当する方

- ①世帯全員および別世帯の配偶者（事実婚も対象）が、住民税非課税である
 ②預貯金などの資産の合計が、利用者負担段階の資産額以下である

【認定要件】 令和8年8月から

区分	所得の状況	預貯金などの資産の状況	
		65歳以上の方	40歳から64歳の方
第1段階	生活保護受給者の方など		
	老齢福祉年金受給者で、世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税非課税の方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税非課税で、前年の年金収入など（※1）が82万6,500円（※2）以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	
第3段階①	世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税非課税で、前年の年金収入など（※1）が82万6,500円（※2）超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	
第3段階②	世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税非課税で、前年の年金収入など（※1）が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	

※1 年金収入など＝公的年金等収入金額（非課税年金を含む）＋合計所得金額（年金所得を除く）

※2 令和8年7月31日までは80万9,000円

預貯金などに含まれるもの	確認方法
預貯金（普通・定期）	通帳の写しなど
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写しなど
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写しなど
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写しなど
現金（いわゆるタンス預金）	自己申告
負債（住宅ローンなど）	借用証書など

預貯金などに含まれないもの

生命保険、自動車、腕時計・宝石など時価評価額の把握が困難な貴金属、絵画・骨董品、家財など

【居住費（滞在費）・食費の負担限度額（日額）】

区分	居住費（滞在費）				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	880円	550円	550円（380円）	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	550円（480円）	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円（880円）	430円	680円	1,030円
第3段階②	1,470円	1,470円	1,470円（980円）	530円（430円）	1,420円	1,360円

※従来型個室の（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。また、多床室の（ ）内の金額は、老人保健施設または介護医療院に入所した場合で、室料徴収をしない場合の金額です。

福祉用具貸与・購入、住宅改修

福祉用具を借りる

ケアマネジャーに相談が必要です

ふくし ようぐ たいよ 福祉用具貸与 (かいご よぼうふくし ようぐ たいよ 介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。

★印のついた用具の一部は購入も可能です。



福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

対象用具	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
手すり・スロープ（取り付け工事不要のもの）★、歩行器★、歩行補助つえ★	○	○	○	○	○	○	○
車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト（つり具の部分を除く）	×	×	×	○	○	○	○
自動排せつ処理装置（交換可能部品を除く） （ ）：尿のみを自動的に吸引できるもの	×	×	×	×	×	○	○
	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)

○：利用できる品目、×：利用できない品目（条件により利用できる場合があります。）

福祉用具の種類、事業者によって貸し出し料は異なります。

貸与価格を適正にするための制度があります

●厚生労働省のホームページなどで、商品ごとに全国平均の貸与価格と上限額を公表しています。

●事業者には、貸与しようとする商品ごとに全国平均の貸与価格等を説明することや、機能や価格帯の異なる商品を複数提示することが義務づけられています。

福祉用具を買う

要支援
1・2

要介護
1～5

申請が必要です

とくていふくし ようぐ こうにゆう 特定福祉用具購入 (かいご よぼうふくし ようぐ こうにゆう 介護予防福祉用具購入)

支給の対象は、次の6種類です。

- 腰掛便座（便座の底上げ部材を含む）
- 特殊尿器（自動排せつ処理装置の交換部品）
- 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルトなど）
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分
- 排せつ予測支援機器（膀胱内の状態を感知し、尿量を測定するもの）



利用限度額／年間10万円まで（毎年4月から1年間、利用者負担分を含む）

※1回の購入で10万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象となりませんので、ご注意ください。

住宅を改修する

要支援
1・2

要介護
1～5

事前に申請が必要です

住宅改修 (介護予防住宅改修)

※事前申請の承認前に工事をした場合は、支給の対象となりませんので、ご注意ください。

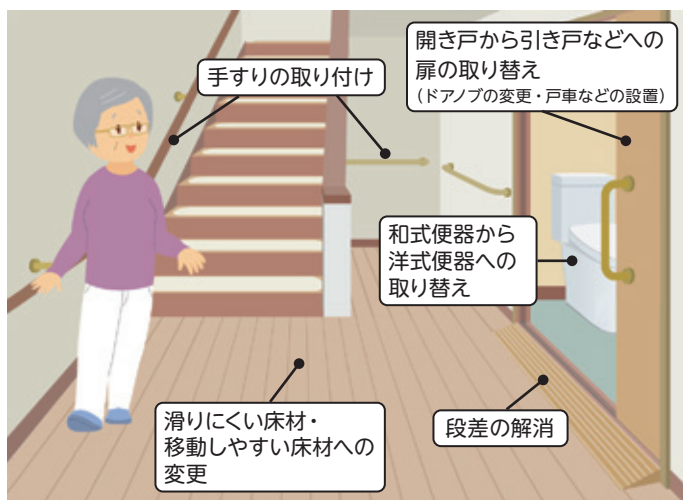
生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます（費用が20万円だった場合、自己負担1割の場合は2万円、2割の場合は4万円、3割の場合は6万円が自己負担額です）。

※工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市の窓口にご相談しましょう。

○介護保険の対象となる工事

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消
（付帯する工事として転落防止柵の設置）
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸などへの扉の取り替え、扉の撤去
- 和式から洋式への便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。



利用限度額 / 20万円まで（原則1回限り）

- ※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。
- ※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができる場合があります。
- ※本人や家族などが改修を行ったときには、材料の購入費が対象となります。

○手続きの流れ

【償還払い（後から払い戻される）の場合】

相談・検討

- ケアマネジャーに相談します。
できるだけ複数の業者から見積もりを取り、内容を皆さんで検討しましょう。

申請

- 工事を始める前に、市の窓口へ、住宅改修が必要な理由書や申請書、改修予定箇所の写真（日付入り）など、必要書類を提出し、改修の申請をします。

工事・支払い

- 市の審査結果を受けてから着工します。
- 改修後、写真を撮影します（日付入り）。
- いったん改修費用の全額を事業者に支払います。

払い戻し（工事完了）の手続き

- 工事が完了したら、市の窓口へ写真や領収書などを提出し、改修が終わったことを伝えます。

払い戻し

- 工事が介護保険の対象であると認められた場合、工事代金（20万円を限度）から利用者負担分を除いた額が支給されます。

サービス
利用の
費用

受領委任払い制度について

福祉用具購入費用と住宅改修費用は、利用者がいったん全額を支払い、申請後、そのうちの保険給付分が利用者へ支給される「償還払い」が基本です。西東京市では、利用者負担分のみを負担し、残りの保険給付分は市が直接事業者へ支払う「受領委任払い制度※」も導入しています。

※事業者が市に受領委任払い事業者として登録する必要があります。

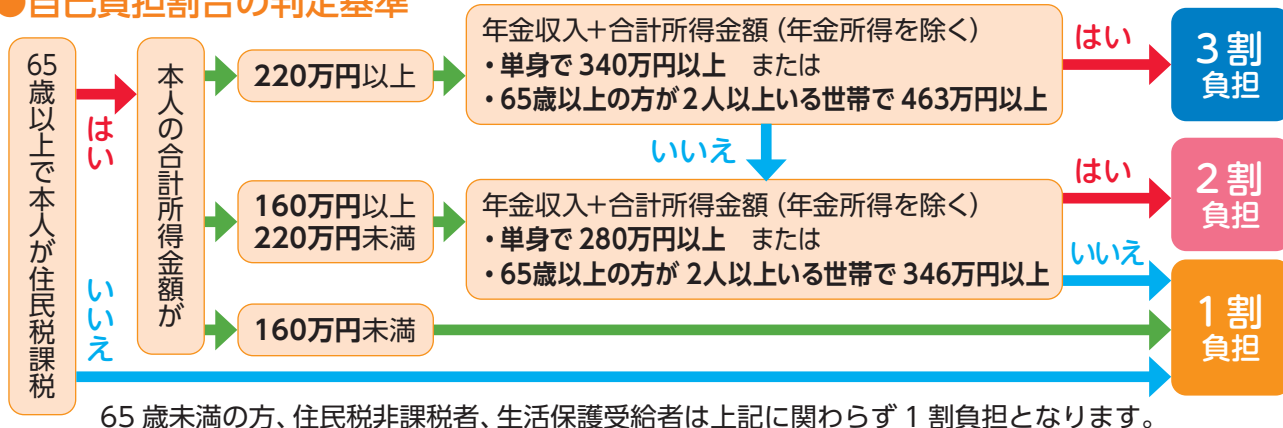
サービスの種類と費用

利用者負担と軽減制度

介護保険のサービスを利用したときは、費用の一部を利用者が負担します。利用者負担が高額となったときには、負担を軽減する制度もあります。

負担割合について

●自己負担割合の判定基準



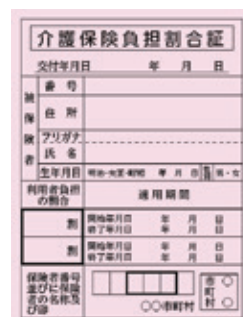
※利用者負担が高額となったときには、負担を軽減する高額介護サービス費という制度があります。(35ページ参照)

【負担割合証】

要介護・要支援認定などを受けた方には、負担割合を示す証明書が発行されます。被保険者証とともにサービス利用の際に必要になります。有効期間は毎年8月1日から翌年7月31日までで、毎年発行します。

※申請は不要です。

負担割合が記載されます。



※負担割合証はイメージです。実際のものとは異なります。

在宅でサービスを利用したとき

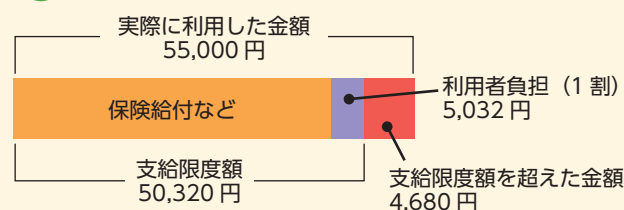
介護サービスの居宅サービス・介護予防サービスには、要介護度ごとに、月々に利用できる金額に上限が設けられています。(下表)

限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた金額は全額利用者負担となります。

サービスの支給限度額（1か月）

要介護度	支給限度額(1か月)	利用者負担(1割)
要支援1	50,320円	5,032円
要支援2	105,310円	10,531円
要介護1	167,650円	16,765円
要介護2	197,050円	19,705円
要介護3	270,480円	27,048円
要介護4	309,380円	30,938円
要介護5	362,170円	36,217円

例〈支給限度額を超えて利用した場合(要支援1)〉



★次のサービスは、上記の限度額とは別枠となるサービスになります。

- 特定福祉用具購入(介護予防福祉用具購入)
- 特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)
- 住宅改修(介護予防住宅改修)
- 認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)
- 居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

など

利用者負担が高額になったとき（高額介護サービス費） 申請が必要です

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計が、所得によって定められた限度額を超えたときは、超えた金額が「高額介護サービス費」として後から給付され、負担が軽減されます。

※給付を受けるには、申請が必要です。対象となる方には、市からご案内をいたします。

- 同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。
- 福祉用具購入費や住宅改修費、食費や施設サービスなどの居住費、支給限度額を超えた自己負担分、日常生活費などは高額介護サービス費の対象になりません。

利用者負担の限度額（月額） 令和8年8月から

区分	限度額（月額）
課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上	140,100 円（世帯）
課税所得 380 万円（年収約 770 万円）～課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）未満	93,000 円（世帯）
住民税課税～課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満	44,400 円（世帯）
世帯全員が住民税非課税	24,600 円（世帯）
年金収入＋合計所得金額から年金所得を除いた額が 82.65 万円（※）以下の方など	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
生活保護受給者の方など	15,000 円（世帯）

（※）令和8年7月までは 80.9 万円

利用者負担が大きくなったら
どうなるの…？



種
類
と
ビ
ス
ス
の
用

介護保険と医療保険の支払いが高額になったとき（高額医療合算介護サービス費） 申請が必要です

同一世帯内において、8月1日から翌年7月31日までの1年間に介護保険と医療保険の両方を利用して、介護と医療の利用者負担額の合計が下表の限度額を超えたときは、超えた金額が払い戻されます。

※給付を受けるには、申請が必要です。西東京市国民健康保険または後期高齢者医療制度にご加入している方で、支給対象となる方には医療保険者からご案内いたします。

- 同じ世帯でも、それぞれが異なる医療保険に加入している家族の場合は合算できません。

医療と介護の利用者負担合算後の限度額（年額）

【70 歳未満の方】

区分	限度額
基礎控除後の総所得金額 901 万円超	212 万円
600 万円超～901 万円以下	141 万円
210 万円超～600 万円以下	67 万円
210 万円以下	60 万円
住民税非課税世帯	34 万円

【70 歳以上の方】 令和8年8月から

区分	限度額
課税所得 690 万円以上	212 万円
380 万円以上 690 万円未満	141 万円
145 万円以上 380 万円未満	67 万円
一般（住民税課税世帯の方）	56 万円
低所得者（住民税非課税世帯の方）	31 万円
世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員が年金収入 82.65 万円（※）以下で、その他の所得がない方	19 万円

（※）令和8年7月までは 80.67 万円

社会福祉法人等による利用者負担の軽減

申請が必要です

(生計困難者等に対する利用者負担の軽減)

所得の低い方のうち特に生計が困難な方で、市への申請により認定を受けた方が、軽減を実施している事業者で介護サービスを利用した場合に、利用者負担（1割負担）ならびに食費、居住費および宿泊費が軽減されます。

※生活保護受給者の方は、短期入所生活介護（介護予防を含む）および介護福祉施設サービスにおける個室の居住費のみが軽減されます。

対象者

住民税非課税世帯で、生計が困難である方および生活保護受給者の方。

なお、「生計が困難な方」とは、次の要件をすべて満たす方です。

- ・世帯の年間収入が単身世帯で 150 万円（1人増えるごとに 50 万円を加算した額）以下
- ・世帯の預貯金等の額が単身世帯で 350 万円（1人増えるごとに 100 万円を加算した額）以下
- ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- ・負担能力のある親族等に扶養されていない
- ・介護保険料を滞納していない

対象となるサービス

社会福祉法人等の提供する次の介護保険サービス

- | | |
|-----------------------|-------------------------------|
| ○●訪問介護 | ○●通所介護 |
| ○●短期入所生活介護（介護予防を含む） | ○●定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| ○●夜間対応型訪問介護 | ○●地域密着型通所介護 |
| ○●認知症対応型通所介護（介護予防を含む） | ○●小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む） |
| ○●看護小規模多機能型居宅介護 | ○●総合事業における訪問・通所サービス（国基準相当型のみ） |
| ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | ○介護福祉施設サービス |
| ●訪問入浴介護（介護予防を含む） | ●訪問看護（介護予防を含む） |
| ●訪問リハビリテーション（介護予防を含む） | ●通所リハビリテーション（介護予防を含む） |
| ●短期入所療養介護（介護予防を含む） | |

○…社会福祉法人等による利用者負担軽減 ●…サービス提供事業者による利用者負担軽減

訪問看護の利用者負担の軽減（市の独自制度）

申請が必要です

所得の低い方のうち特に生計が困難な方で、市への申請により認定を受けた方は、訪問看護サービス（介護予防含む）の利用者負担（1割負担）の4分の1が後から支給されます。

対象者

上記の生計困難者等に対する利用者負担の軽減における対象者と同様です。ただし、生活保護受給者の方およびサービス提供事業者による利用者負担軽減を受けている方は対象外です。

【問い合わせ先】 高齢者支援課 介護調整係 ☎ 042-420-2813

地域包括支援センターのご案内

地域包括支援センターは、支えが必要な高齢者の心身の健康維持、安定した暮らしを地域ぐるみで支えていくための拠点となる機関です。いつまでも「自分らしい生活」を送れるように主任ケアマネジャーや社会福祉士、保健師（看護師）、認知症地域支援推進員などが協力し合い、適切なサービスを提供します。

総合相談支援事業

高齢者やその家族の相談を受け、適切なサービスにつなげます。相談内容によってサービス、制度に関する情報提供や、関係機関への紹介をします。



利用者（家族など）

権利擁護事業

高齢者の保護や虐待の防止・早期発見などに取り組んでいきます。

介護予防 ケアマネジメント

要支援者や事業対象者（40ページ参照）などの介護予防に関する相談や計画を支援します。

包括的・継続的 ケアマネジメント 支援事業

高齢者が、適切なサービスを継続して利用できるように関係機関との連携に努めます。

また、地域の皆さんと協力し、さまざまな問題に対応することができる地域づくりに取り組んでいきます。

地域包括支援センター

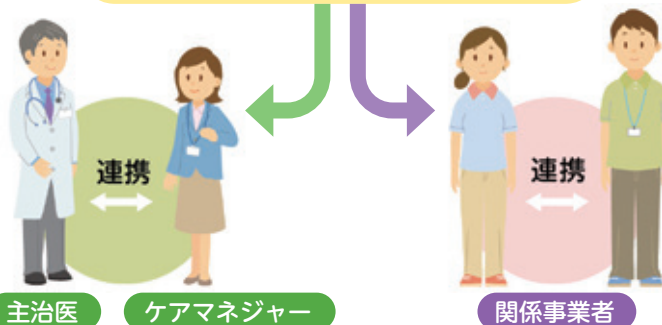
主任ケアマネジャー

保健師（看護師）

社会福祉士

認知症地域支援推進員

協力・連帯（チームアプローチ）



主治医

ケアマネジャー

関係事業者

管轄の地域包括支援センターは
38・39・97ページで
ご確認ください

西東京市地域包括支援センター運営協議会

- 市民
- 医師会
- 介護サービス事業所
- 居宅介護支援事業所
- NPO・老人クラブ
- 歯科医師会
- 介護保険施設 など

地域包括支援センターが公正な運営をしていくためのチェック、改善などをします。また、関係機関との連携や人材確保などの面から支援をします。

西東京市の地域包括支援センターマップ

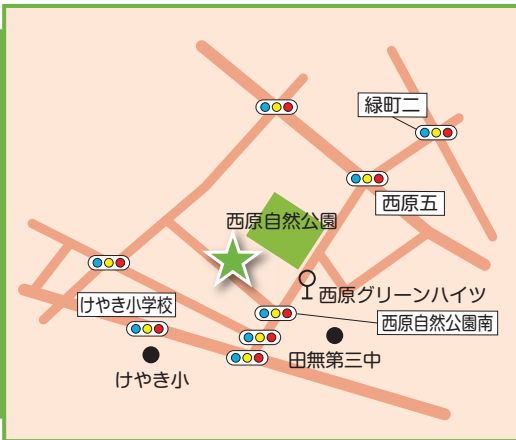
042 (461) 7081

緑町地域包括支援センター
(田無病院内)



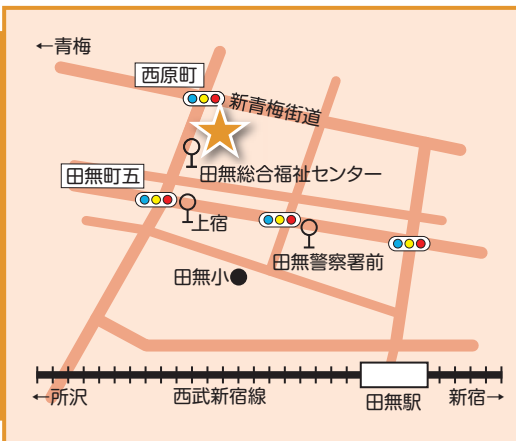
042 (451) 8844

西原町地域包括支援センター
(西原総合教育施設内)



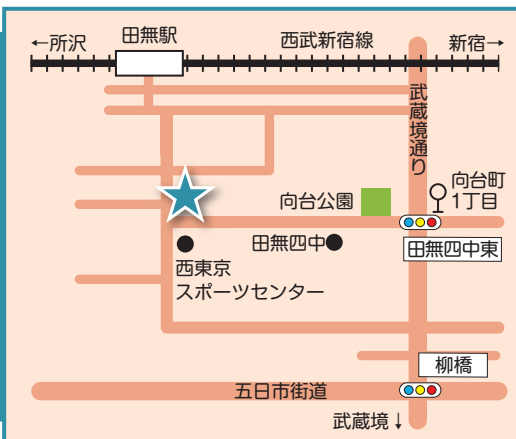
☎ 042 (467) 8850

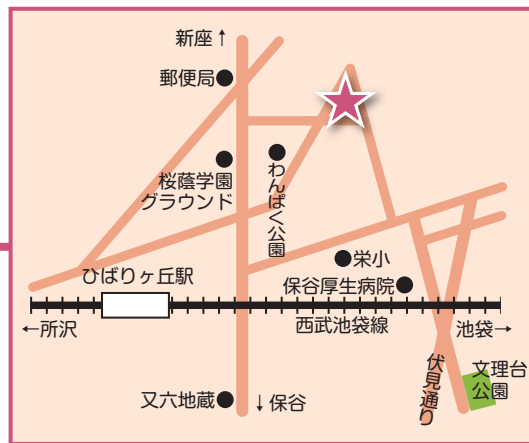
田無町地域包括支援センター
(田無総合福祉センター内)



042 (468) 2340

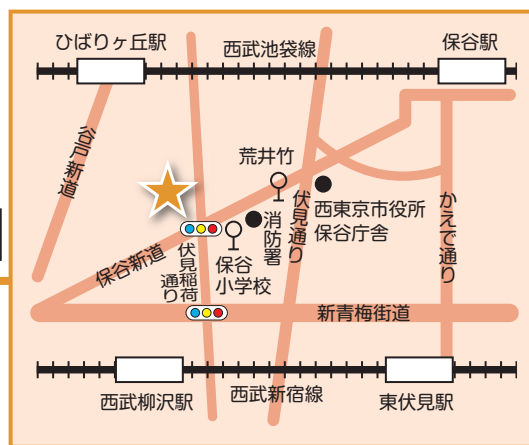
向台町地域包括支援センター
(ラフォーラ田無内)





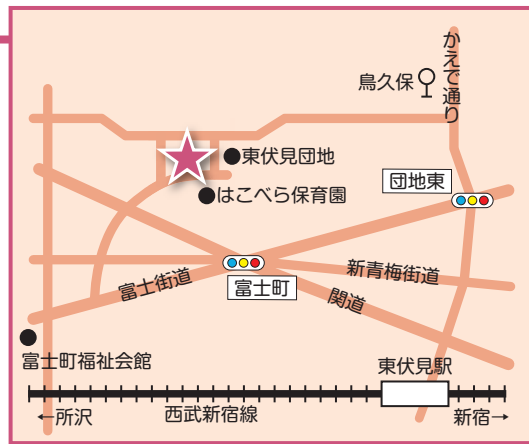
栄町地域包括支援センター
(保谷苑内)

☎ 042 (438) 7090



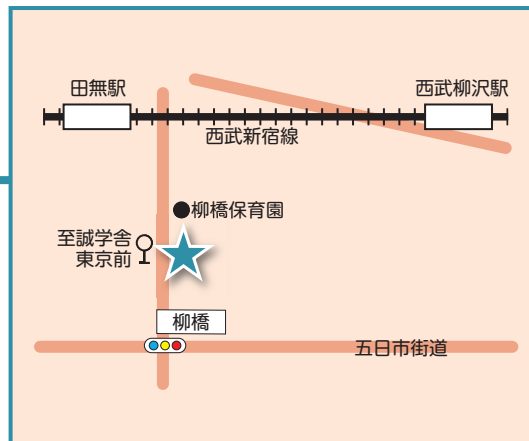
泉町地域包括支援センター

☎ 042 (424) 1200



富士町地域包括支援センター
(高齢者センターきらら内)

☎ 042 (451) 1203

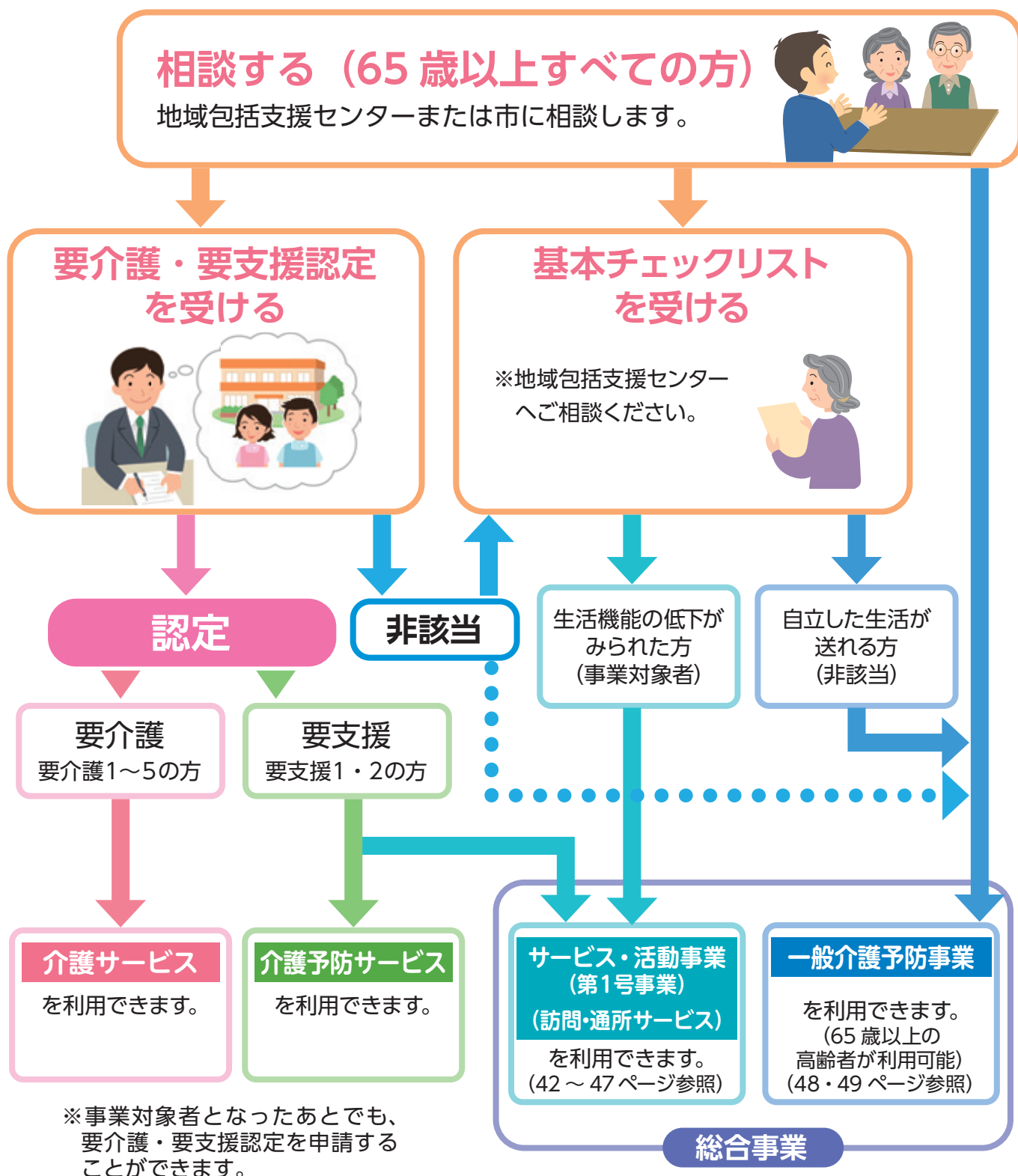


新町地域包括支援センター
(尚和緑寿内)

☎ 042 (462) 1695

介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業には、主に要支援 1・2 の認定を受けた方や、基本チェックリスト（41 ページ参照）により生活機能の低下がみられた方が利用できる **サービス・活動事業（第 1 号事業）** と 65 歳以上の方が利用できる **一般介護予防事業** があります。



自分の状態を知るために、 基本チェックリストを活用しましょう

No.1 ～ 25 を読んで、当てはまる回答に○をつけてください。

項目ごとに「1」にチェックした数を足してみましょう。あなたの介護予防リスクは？

No.	質問項目	回 答	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ
2	日用品の買物をしていますか	0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ
11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ
12	身長 cm 体重 kg BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満	1. はい	0. いいえ
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ

以下のいずれかにあてはまった方は地域包括支援センターにご相談ください。

- 項目 1 ～ 20 で 10 点以上の方
- 項目 16 ～ 17 で 16 に該当する方
- 項目 6 ～ 10 で 3 点以上の方
- 項目 18 ～ 20 で 1 点以上の方
- 項目 11 ～ 12 で全て該当する方
- 項目 21 ～ 25 で 2 点以上の方
- 項目 13 ～ 15 で 2 点以上の方

“してあげる介護”から“もう一度、元の暮らしを取り戻すための支援”へ…

要支援1・2、事業対象者になっても 住み慣れた西東京市で元気に暮らし続けることができます。

要支援1・2、事業対象者って??

介護予防や日常生活の支援が必要と判断された方です。
しかし、適切なフレイル予防・生活改善などを行えば、
**再び元気を取り戻し、元の暮らしを取り戻せる可能性が
高い状態**でもあります。



「リエイブルメント」で自分が望む生活を取り戻す

リエイブルメントサービスとは、近年欧米で大きく注目されている短期集中予防サービスです。

「リエイブルメント」とは「再び自分でできるようにする」という意味です。リエイブルメントサービスでは、いったん日常生活に困難を感じる状態になった人々が「もう一度、元の暮らしを取り戻す」ことを目指し、大きな成果を上げています。

日本国内においても、リエイブルメントの考え方を取り入れた短期集中予防サービスを実施し始める市区町村が年々増加しています。短期集中予防サービスを実施している市区町村においては、多くの利用者が元の暮らしを取り戻すことに成功し、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けています。

西東京市も短期集中予防サービスを創設し「もう一度、元の暮らしを取り戻す」ための介護予防に取り組んでいます。



短期集中予防サービス（45 ページ参照）

日常生活の活動を高めて、家庭や社会への参加を促し、自分自身を継続して自己管理できる力（セルフマネジメント力）や自信を身につけることで、心身の状態を維持・改善できるように支援します。

買い物に行ったり、ご友人やご家族と会ったり…
地域の通いの場に行ったり、就労やボランティア団体に参加したり…
日課だった趣味の活動を再開…など
再び、住み慣れた地域で自分らしく生活できるように目指していきます。



西東京市短期集中予防サービス
マスコットキャラクター
「にっしー」

要支援 1・2、事業対象者になった方へのすすめ

西東京市には、要支援 1・2、事業対象者になった方が「もう一度、元の暮らしを取り戻す」ことを目的に行われる介護予防プログラムや支援があります。

まずは地域包括支援センターにご相談いただき、元の暮らしを取り戻すための目標を一緒に考えて、ご自身に適切な介護予防プログラムなどを利用していきます。

新たに要支援 1・2、事業対象者になった場合の流れ

地域包括支援センターに相談

専門の知識がある地域包括支援センター職員が、ご利用者の悩み事、困り事、「こういう風に生活したい」などの目標を聞きとり、真に必要なサービスは何かを一緒に考えます。

自宅訪問（訪問アセスメント）

リハビリテーション専門職と地域包括支援センター職員がご自宅を訪問し、生活の様子や身体を確認します。元の暮らしを取り戻すための適切な目標を提案いたします。

短期集中予防サービス・その他のサービスの利用開始

利用者が「もう一度、元の暮らしを取り戻す」ために必要なサービスの利用を開始します。

元気になる
ための
サービス

元の暮らしを
取り戻す！

地域とのつながりの場へ…

高齢者の生きがいと健康維持のため、すべての高齢者がお互いに「ささえあう」ことができる仕組みを構築しています。趣味活動、ボランティア、就労、スポーツ…好きなことを自分で選択し、自信をもって地域で生活していけるように支援します。

介護予防・日常生活
支援総合事業

※通所型サービス（デイサービス）をご利用希望の方

～西東京市では、短期集中予防サービスの利用を推奨しています～

原則、短期集中予防サービス（3か月間、計 12 回の通所型サービス）をご利用いただきます。

※難病、認知症のある方、末期がんの方、特別な理由がある場合は除く

短期集中予防サービスを利用後、引き続き通所が必要な場合は通所型サービス（デイサービス）をご利用いただけます（47 ページ参照）。

その他のサービス利用希望者の方につきましても、必要に応じて短期集中予防サービスの利用をご提案させていただく場合がございます。



短期集中予防サービス（45 ページ参照）

西東京市では、社会参加の場をご用意しています。

●学びの場・趣味のサークルに参加してみませんか？

市内の福祉会館や老人福祉センターなどで（74 ページ参照）、各種教室やサークル活動が活発に行われています。

●「交流する場」に参加してみませんか？

- ・高齢者クラブ (P.72) ……………60 歳以上の方が対象。社会奉仕活動、健康・生きがい活動を実施
- ・街中いきいきサロン (P.49) ……年齢問わず誰でも参加できます。おしゃべり、体操などを実施
- ・いきいきミニデイ (P.72) ……………65 歳以上の方が対象。趣味やレクリエーション活動などを実施

※対象者以外の方でも参加できる場合があります。

●「いきいき百歳体操」始めてみませんか？

お友達同士で始められて、誰でもできる「いきいき百歳体操」をご紹介します。

【問い合わせ】 高齢者支援課 生きがい推進係 ☎ 042-420-2812

西東京市地域サポート「りんく」

生活支援コーディネーターおよび就労的活動支援コーディネーターを配置し、高齢者が地域で自分らしく生活できるよう、地域包括支援センターの生活支援コーディネーターなどと協力し、以下の活動を行っています。サロン活動やボランティア活動など、お住まいの地域にはどんな活動があるのか知りたい方は、ぜひお問い合わせください。

【活動内容】

- ・住民同士の助け合いの活動、住民・ボランティア団体・NPO法人などによる地域活動の把握、情報提供
- ・地域で活動する団体同士のネットワーク構築
- ・ボランティア、地域で活動する団体の養成など

【問い合わせ】 西東京市地域サポート「りんく」 ☎ 042-420-2754

南町 5-6-13 （西東京市役所田無第二庁舎 1 階高齢者支援課内）

地域包括支援センター（37 ～ 39 ページ・97 ページ参照）

西東京市

生涯現役応援サイト

meets

西東京市にお住まいのシニアの方と地域の活動をつなげるサイトです。趣味を見つけたい、趣味を一緒にできる仲間を見つけたい、地域のボランティア活動に参加したい、これまでに培った経験やスキルを活かして、地域で働きたい。こんなことを感じたら、「ミーツ (meets)」を利用してみましょう。

【問い合わせ】 西東京市生涯現役応援窓口「ミーツ (meets)」

☎ 042-420-2867

月曜日～金曜日 午前 9 時 30 分から午後 3 時まで

南町 5-6-13（西東京市役所田無第二庁舎 1 階高齢者支援課内）



短期集中予防サービス

加齢や体力が落ちて出来なくなったこと…あきらめてしまっていること…ありませんか？

このサービスは高齢者の「またできるようになりたい！」を応援する、「もう一度、元の暮らしを取り戻す」ための介護予防のプログラムです。

サービス内容

3 か月間、週1 回の通所サービス（全 12 回）

※実施するプログラムは P.46 を参照

対象者

要支援認定（要支援 1・2）もしくは事業対象者

※末期がん、難病、認知症のある方は原則対象外

サービス費用

無料

※事業所により送迎費などの自己負担が発生する場合があります。



実際に短期集中予防サービスをご利用された皆さまの声

自転車に乗って駅近くのスーパーまで5キロの米を買いに行けるようになった

趣味だった麻雀を再開し、週1～2回は外出するようになった

歩く事が苦手でバスを利用していたが、2つ先のバス停まで歩こうと思えるようになった

「やれば出来るんだ!」という事を教えて頂いた気がする

(96 歳の方)

社会参加の促進による介護予防

地域とのつながりと生きがいのある健康的で自分らしい生活

短期集中予防サービスの詳細

①ご自宅への訪問アセスメント

リハビリテーション専門職と地域包括支援センター職員がご自宅を訪問し、生活の様子や身体を確認。

元の生活を取り戻すための適切な目標をご提案いたします。

地域包括支援センター（37～39ページ・97ページ参照）

②短期集中予防サービスの開始

実施するプログラム（計12回）

- セルフマネジメント力向上のための個別面談【毎回】
- 運動器機能向上プログラム【毎回】
- 口腔機能向上プログラム・栄養改善プログラム

※各プログラムの詳細は事業所により異なる場合があります。

リハビリテーション専門職との個別面談にて、心身機能の改善、生活のしづらさの原因を取り除くための専門的なアドバイスや指導などを受けます。

プロの専門職による適切なアドバイスが受けられます！



③地域とのつながりの場へ…

- 地域包括支援センター職員による、セルフマネジメント支援の実施
- 地域包括支援センターや西東京市地域サポート「りんく」の生活支援コーディネーターおよび就労的活動支援コーディネーターによる、地域の「通いの場」や趣味活動、ボランティアなど…自分の好きな活動への参加につなげる支援

短期集中予防サービス卒業後も自信をもって地域で活動しながら生活していけるように支援いたします。

西東京市地域サポート「りんく」（44ページ参照）

サービス・活動事業（第1号事業）

施設に通う

通所型サービス

（45 ページ 短期集中予防サービスを除く）

デイサービスセンターなどで、食事・入浴などのサービスや、日常生活上の動作の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどが受けられます。

国基準相当型

1 か月あたりのサービス費用のめやす	19,202 円 (1,921 円) ～ 38,672 円 (3,868 円)
--------------------	---

※選択メニューにより、別に費用が加算されます。

※利用プラン（利用回数、時間、送迎の有無）により金額が異なります。

市独自基準型

人員、設備などの事業所の指定基準を市が緩和してサービスを提供しています。

1 か月あたりのサービス費用のめやす	13,990 円 (1,399 円) ～ 36,739 円 (3,674 円)
--------------------	---

介護予防・日常生活
支援総合事業

日常生活の手助け

訪問型サービス

ホームヘルパーなどが訪問し、料理や掃除などを利用者と一緒に行い、利用者が自分でできることが増えるよう支援します。

国基準相当型

身体介護が含まれるサービスです。

1 か月あたりのサービス費用のめやす	12,994 円 (1,300 円) ～ 41,183 円 (4,119 円)
--------------------	---

※利用プラン（利用回数）により金額が異なります。

市独自基準型

生活援助のみを提供するサービスです。市の独自研修の修了者（西東京市くらしヘルパー）がサービスを提供することもあります。

1 か月あたりのサービス費用のめやす	12,342 円 (1,235 円) ～ 39,128 円 (3,913 円)
--------------------	---

住民主体型

地域住民などのボランティアによる無料のサービスです。上記サービスでは提供できない軽微なお手伝い（窓ふき、サロンへの同行、電球交換、水やりなど）を行います。

※本冊子は（ ）内を利用者負担（1 割の場合）のめやすとして掲載しています。実際の利用金額には各種の加算が加わります。
※負担割合などは、34 ページの介護保険に準じます。

サービス利用に際しては、ご本人の意向や心身の状態を確認したうえで、地域包括支援センター職員やケアマネジャーがケアプランを作成し、事業所やサービス内容を決定します。

一般介護予防事業 ①

介護予防プログラム

●高齢者向けのマシンを使うトレーニング

初めての方でもマシンに親しみ、体力づくりに取り組めます。

●介護予防講座

介護予防に必要な知識について、実践を交えて学びます。いずれも市報にて申込みのご案内をします。

・フロマエ・ロマン事業（単発）

介護予防体操などと入浴を組み合わせた内容です。市内2か所の公衆浴場で毎月行います。

・近所ではじめる筋力アップ！接骨院の運動講座（全10回）

柔道整復師が介護予防体操などを指導します。少人数制のため、丁寧な指導の下で学べます。市内の接骨院12会場程度で行います。

・身体と脳のエクササイズ（全6回）

主に有酸素運動と脳を活性化するプログラムで構成されています。音楽に合わせて楽しく身体を動かします。市内の介護施設5か所で行います。

●出張講座

よく噛み、よく食べるためのお口の講座・栄養の講座・運動の講座などを出向いて行います。

●いきいき百歳体操

住民主体で行う簡単な体操です。ご家庭や集会所などで、体操を始めたいグループの立上げ・継続支援を行います。



【問い合わせ】 高齢者支援課 生きがい推進係 ☎ 042-420-2812



一般介護予防事業 ②

街中いきいーなサロン

地域住民などのボランティアによるサロン（集いの場）活動です。会員登録などはなく、行きたい時に気軽に参加できます。市内各地で様々な活動が行われています。

【費用】 無料（お茶菓子代などの実費がかかる場合があります）

【内容】 趣味の活動（歌・折り紙など）、介護予防体操、おしゃべりなど



【問い合わせ】 高齢者支援課 生きがい推進係 ☎ 042-420-2812

介護支援ボランティアポイント制度

市に登録を行った60歳以上の方が、特定のボランティア活動を実施することによりポイントがつき、翌年度に換金できます。

【対象者】 西東京市内に在住の60歳以上の方

【内容】 ●1ポイント100円

●1か月での獲得上限は5ポイント（年間60ポイントが上限）

●年間6,000円が換金の上限

●年間5ポイント未満は換金の対象外（翌年度への持ち越しは不可）

【問い合わせ】 高齢者支援課 地域支援係 ☎ 042-420-2811

フレイル予防のすすめ

フレイル（虚弱）とは、健康と要介護の中間で筋力や活力が衰えた段階です。フレイルの兆候を早期に発見して、健康寿命の延伸を目指しましょう！

健康寿命 知ってますか？

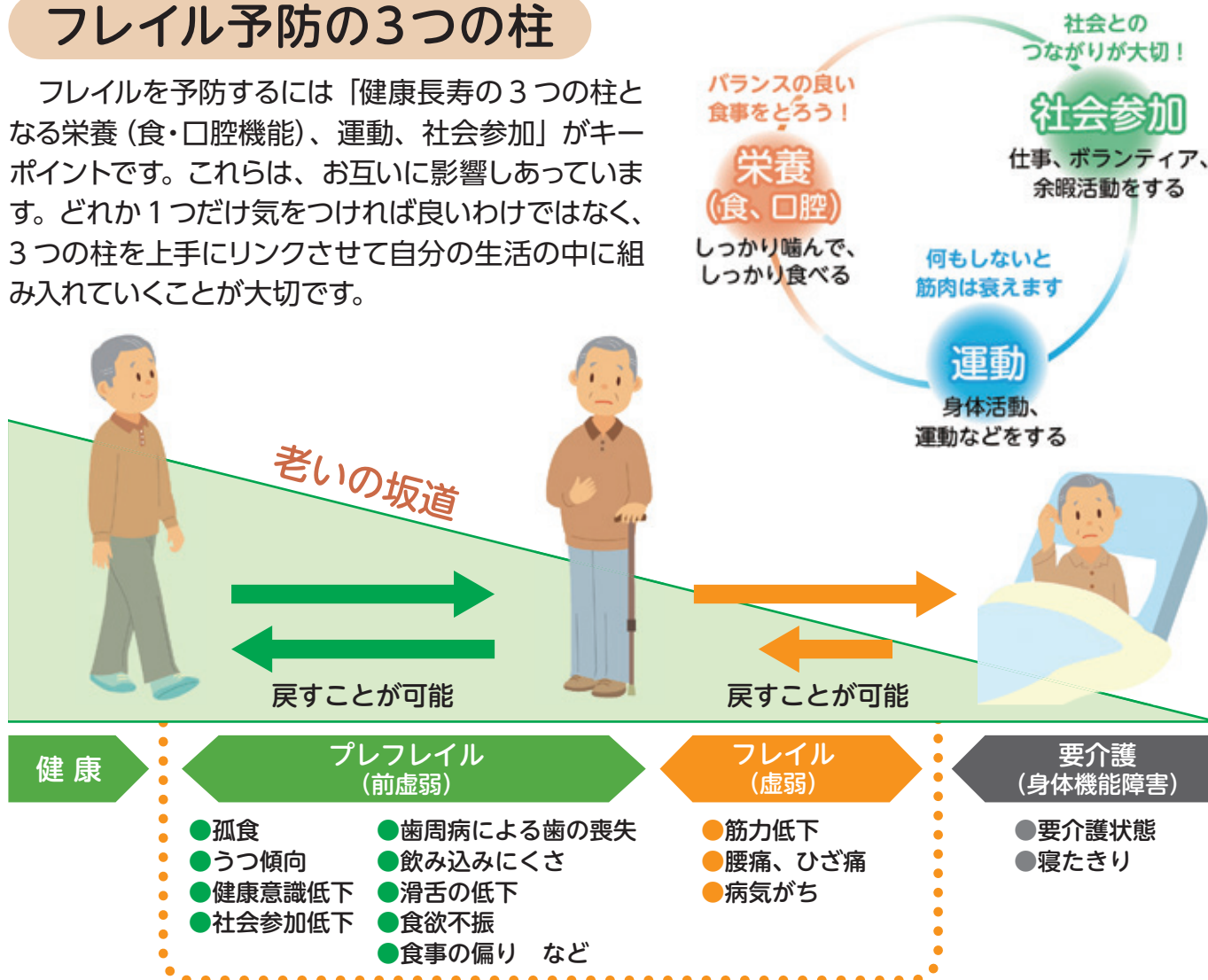
健康寿命とは、介護や人の助けを借りずに起床、衣類の着脱、食事、入浴など普段の生活の動作が1人ででき、健康的な日常が送れる期間のことをいいます。

フレイルとは？

2014年日本老年医学会は、高齢になって「身体」、「こころ」や「社会性」も含めた多面的な虚弱の状態を「フレイル」と名付けました。多くの人が「フレイル」を経て「要介護状態」になると考えられていて、「健康な状態と要介護状態の中間」を意味します。（下図：老いの坂道）どこが弱っているか早く気づいて正しく対処（予防や治療）すれば「戻すことが可能」（可逆性）となります。

フレイル予防の3つの柱

フレイルを予防するには「健康長寿の3つの柱となる栄養（食・口腔機能）、運動、社会参加」がキーワードです。これらは、お互いに影響しあっています。どれか1つだけ気をつければ良いわけではなく、3つの柱を上手にリンクさせて自分の生活の中に組み入れていくことが大切です。



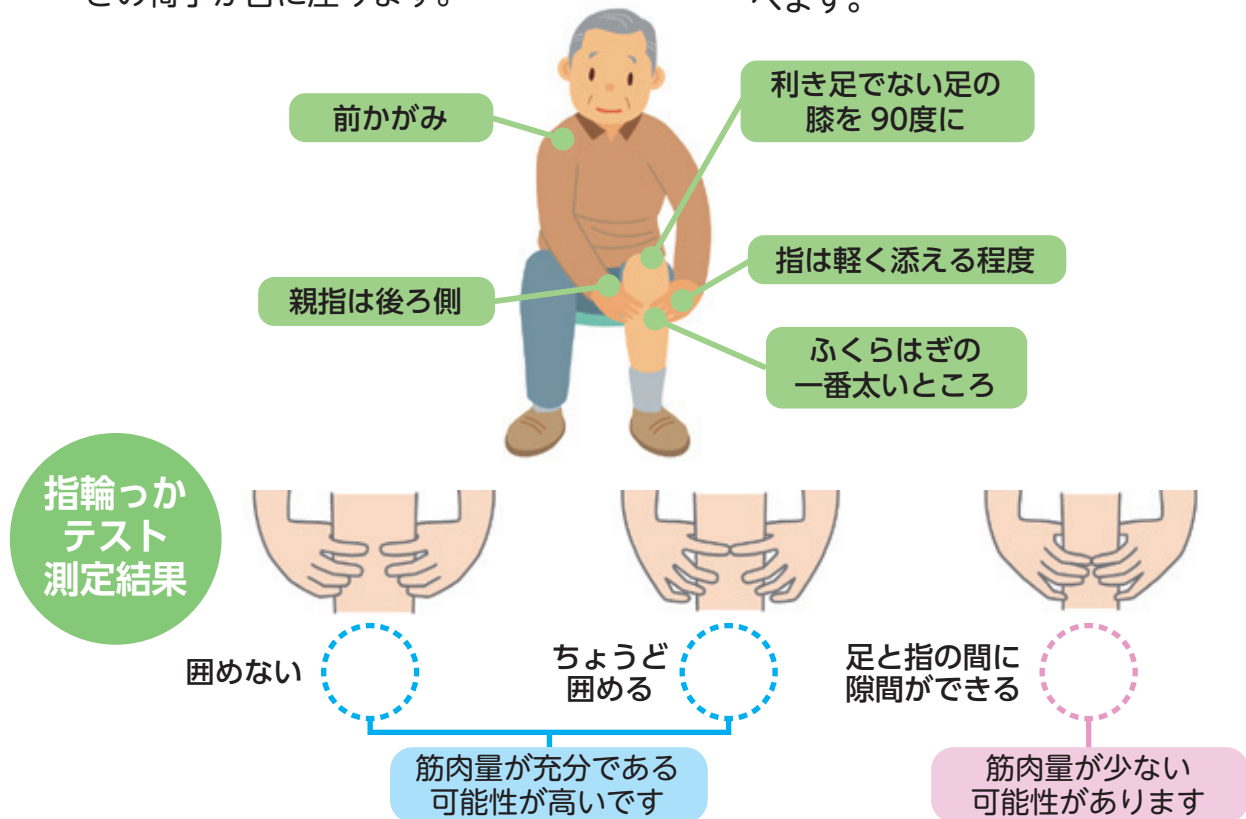
やってみよう！

指輪っかテスト

自分のふくらはぎの一番太いところを指で囲むことで自分の筋肉量が把握できる簡易型のチェック方法です！

- 1 膝を直角にして足のうらが、しっかりと地面に付く状態で座れる高さの椅子か台に座ります。

- 2 親指と人差し指で「指輪っか」をつくり、**利き足でない方**の足で調べます。



受けてみよう！

フレイルチェック

フレイル（虚弱）は早めに気づくことが重要です。筋肉量や滑舌など、ご自身の状態を確認できる「フレイルチェック」を受講してみませんか？

会場はこちら

下保谷福祉会館	防災センター	住吉老人福祉センター
柳沢公民館	田無庁舎 or イングビル	新町福祉会館
UR ひばりが丘南集会所	西原総合教育施設	

【問い合わせ】高齢者支援課 生きがい推進係 ☎ 042-420-2812

フレイル予防のすすめ

フレイル予防の実践法

栄養・お口

- バランスの良い食事を！
(特に以下2点を多く)
 - ・ 筋肉のもとになるタンパク質(肉・魚・大豆製品)
 - ・ 骨を強くする牛乳・乳製品
- パタカラ体操
(早口でパタカラ、パタカラと繰り返す)

人とのつながり

フレイルになる一番初めのきっかけは人とのつながりが減ることといわれています。
直接会えないときは、電話やメールでお友達と連絡を取り、つながりが途切れないようにしましょう。

運動

ご自分の体調を見ながら、少しずつでもいいので、毎日身体を動かしてください。
市HPで「お家でできる運動動画」を配信しています。



↑ YouTube

← QR コード

※上記以外にも 48 ～ 49 ページの一般介護予防事業に参加することもおすすめです。

「e スポーツ」始めてみませんか

e スポーツとは

家庭用ゲーム機器を使って競技性のあるゲームをスポーツのように楽しむ活動です。勝ち負けを競うだけでなく、「集まる」「話す」「笑う」ことが、健康寿命を延ばす第一歩になります。

利用場所・日時

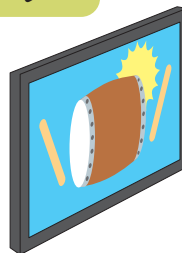
市内6か所の福祉会館・老人福祉センターで常時利用できます。
福祉会館などの開館日時なら、いつでもeスポーツの利用可能です。
操作は初めての方もスタッフがサポートするので安心してご参加ください。
※福祉会館などの所在地については38・39・74ページをご参照ください。



e スポーツはいくつか種類があります

- 太鼓ゲーム
 - ドライブゲーム
 - テニスゲーム
- など

やってみよう!



問い合わせ 高齢者支援課 生きがい推進係 ☎ 042-420-2812

認知症への取り組み

認知症サポーター養成講座

認知症になっても安心して暮らし続けるためには地域での見守り、ちょっとした手助けが必要です。まずは、認知症とは何か、基本的なところから学んでみませんか？

認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、地域で生活している認知症のある方や家族を見守り、自分のできる範囲で支援する方のことです。認知症サポーター養成の取り組みは全国的に展開されています。

対象者

市内在住・在勤の方で、認知症サポーター養成講座を受講したことがない方
参加者には手作りオレンジロボのストラップを差し上げます。
講座は市内で年間8回開催するほか、5名以上集まっていれば市内どこでも出張いたします。



内 容

- ①認知症について
- ②認知症のある方への対応
- ③もしかして認知症かも？と思ったら など

問い合わせ

高齢者支援課 地域支援係 ☎ 042-420-2811

ステップアップ講座

対象者

認知症サポーター養成講座を受講したことのある方

内 容

この講座は認知症サポーター養成講座を受けた方が、認知症の理解を深め、認知症のある方の支援につながるよう、より実践的な内容を学ぶための講座です。
開催時期については市報等で周知します。

問い合わせ

高齢者支援課 地域支援係 ☎ 042-420-2811

認知症への取り組み

認知症ひとり歩き高齢者位置探索等サービス

※当サービスは、訪問調査のうえ決定します。

- 対象者** 市内在住で認知症の症状によりひとり歩きの心配がある高齢者などの介護者
- 内 容** 専用の端末を貸し出し、利用者の行方が分からなくなった際に、GPS 機能を利用して居場所をお伝えするサービスです。
- 利用料** 初回登録料 1,100 円（税込） ※生活保護世帯は無料
月額利用料 330 円（税込） ※生活保護世帯は無料
- 問い合わせ** 高齢者支援課 地域支援係 ☎ 042-420-2811

みまもりシール

- 対象者** ①ひとりで外出し自宅に戻れなくなったことがある方
②ひとりで外出し自宅に戻れなくなる心配のある方
心配のある方とは…
①認知症により名前が言えない方
②認知症により住所が言えない方
③認知症により電話番号などの連絡先が言えない方 など

- 内 容** 認知症のある方が行方不明になった時に、できるだけ早くご自宅に戻ることができるよう「みまもりシール」を配布しています。
※ご利用いただくには登録が必要です。

- 問い合わせ** 高齢者支援課 地域支援係 ☎ 042-420-2811



本人ミーティング

- 対象者** 認知症のある方
- 内 容** 本人ミーティングは、認知症のある方同士がつながり、思いを語り合う場です。
- 日 時** 毎月第4金曜日 午後2時から午後3時30分まで
- 場 所** タクトホームこもれび GRAFARE ホール 1階 プリマカフェ
- 問い合わせ** 高齢者支援課 地域支援係 ☎ 042-420-2811
※開催しない月や場所の変更もございますので、参加の前にはご連絡ください。



西東京市認知症ガイドブック（認知症ケアパス）

内 容

認知症のある方やご家族が、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活していくために、必要な情報がまとめられており、認知症になっても自分らしく生きるためのヒントが見つかります。市ホームページでも見るができます。

問い合わせ

高齢者支援課 地域支援係 ☎ 042-420-2811



認知症カフェ

内 容

認知症カフェは、認知症のある方やそのご家族だけでなく、医療や福祉の専門職、子どもから大人まで誰でも気軽に集まることができる場所です。

仲間とおしゃべりしたり、悩みを相談することもできます。

カフェの詳細につきましては、「西東京市認知症カフェガイド」をご参照ください。市ホームページでも見るができます。

問い合わせ

高齢者支援課 地域支援係 ☎ 042-420-2811



講習会・受講料助成

市民介護講習会

対象者 高齢者を介護している家族の方、介護に関して知識を身につけたい方、ボランティアとして活動してみたい方

内 容 介護に必要な知識や技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得を目的として実施します。

問い合わせ 高齢者支援課 介護事業者係 ☎ 042-420-2815



ケアラースクール

対象者 家族介護への備えや不安を持つ方、介護が始まったばかりの方、介護をしているが学びなおしたい方

内 容 家族介護についての不安や負担を解消するために介護の知識や情報、新しい気づきを得てもらうための学び・交流の場

問い合わせ 高齢者支援課 介護事業者係 ☎ 042-420-2815



くらしヘルパー養成研修

対象者 家事援助の仕事に従事する意欲のある18歳以上の方（高校生、他の介護資格を有する方を除く）

内 容 高齢者宅に訪問し、掃除などの生活援助（家事援助）を中心とした仕事を行うために必要な資格を取得するための研修です。市が指定したサービス事業所と雇用契約をした方が「西東京市くらしヘルパー」として働くことができます。

問い合わせ 高齢者支援課 介護事業者係 ☎ 042-420-2815



介護人材確保対策事業補助金

対象者 介護職員初任者研修課程または介護福祉士実務者研修課程を修了し、以下の要件に該当する方またはその方を雇用し受講料を負担している事業者

- ①研修を修了した日から1年以内の申請であること
- ②市内の介護サービス事業所に介護職員として3か月以上従事し、かつ、その間の従事時間が48時間を超えていること

内 容 (介護職員初任者研修は50,000円、介護福祉士実務者研修は100,000円を上限に) 受講料の全部または一部を補助します。

問い合わせ 高齢者支援課 介護事業者係 ☎ 042-420-2815



救急医療情報キットの配布

災害時および救急搬送時などの市民の安全安心を確保するために「救急医療情報キット」を配布します。（※年齢にかかわらず、どなたでもお渡しできます）

救急医療情報キットとは、ご自分の意思が伝えられない状態のような救急時にもスムーズな搬送や治療につなげるために、ご自身の医療情報などの入ったプラスチックの保管容器を冷蔵庫内に保管し、万一の時に備えるものです。



緊急医療キットとは高齢者や障害者などの安全・安心を確保するため

- 「かかりつけ医や持病などの医療情報」
- 「薬剤情報」

を保管容器に入れ万一の救急時に備えるものです。
持病や服薬などの医療情報の確認や、
緊急連絡先の把握により
親族や関係者との連絡が行えます。

しゃべれない
HELP!!

救急医療 情報キット

救急医療情報キットは、①～③実施の上、冷蔵庫内に保管しておきましょう！

1 記入用紙に記入

2 玄関内側にステッカーを貼る

3 冷蔵庫にマグネットを貼る

こちらのキットは市役所・ポスター掲示施設等で無料配布しています。
緊急時の備えとしてぜひお役立てください。

お問い合わせ 西東京市役所 総務部 危機管理課 tel.042-438-4010

【救急医療情報キットの内容】

- ①かかりつけ医や持病などの医療情報・緊急連絡先などの情報の記入用紙
- ②玄関内側に貼るステッカー
- ③冷蔵庫に貼るマグネット

【問い合わせ】 総務部 危機管理課 ☎ 042-438-4010

65歳以上の方の健康診査および各種検診

早期発見・早期治療

健康診査（令和8年度）

	健康診査の名称	対 象	申し込み方法	受診方法 ※下記に説明あり	受診時期
(1)	特定健康診査	昭和27年4月1日～昭和62年3月31日生まれの方で、令和8年4月1日時点で西東京市国民健康保険に加入しており、かつ受診日も加入している方 ※令和8年4月2日以降に加入された方は(3)をご覧ください。	申し込みは不要です。 (受診券を4月～9月生まれの方は6月下旬、10月～3月生まれの方は7月下旬に発送します)	個別健診	令和8年 7月1日(水) ～ 12月20日(日)
(2)	一般健康診査 [後期高齢者医療保険加入の方]	昭和26年4月1日～昭和27年3月31日生まれの方および後期高齢者医療保険に加入している方			
(3)	一般健康診査 [その他の方]	昭和62年3月31日以前に生まれた方で、各健康保険による特定健診受診の機会のない方のうち ①生活保護受給者などで、健康保険に加入していない方 ②令和8年4月2日以降、健康保険に変更があった方	はがきまたは窓口での申し込みが必要です。 (詳細は健康課にお問い合わせください)		

●個別健診 指定医療機関で受診する方法

健康診査はすべて無料です。ただし、精密検査や治療が必要になった場合は、自己負担になります。

●健診項目

	健康診査項目
必須検査	①医師の診察 ②身体計測（身長・体重など） ③血圧測定 ④尿検査 ⑤血液検査（脂質、肝機能、糖尿病、貧血、腎機能、痛風、アルブミン（65歳以上の方）、胃がんハイリスク検査（過去に未実施で、令和9年3月31日時点で40～49歳の方））
選択検査	①心電図検査 ②眼底検査

※選択検査は、医師の判断により行う検査です。

【問い合わせ】健康課 事業調整係 ☎ 042-438-4021

そのほかの各種検診（健診）

（【費用】の記載がある検診は、自己負担があります。記載のないものは無料です。）

胃がん検診（胃部エックス線検査）（集団検診）	
対 象	40 歳以上で、前年度市の胃がん検診を受診していない方
内 容	バリウムによる胃部エックス線検査

胃がん検診（胃内視鏡検査）（個別検診）	
対 象	50 歳以上 79 歳以下で、前年度市の胃がん検診を受診していない方
内 容	胃内視鏡検査、医師の判断で生検（保険診療）
費 用	2,500 円

※生検実施の場合、保険診療となり、別途費用が発生します。

大腸がん検診（個別検診）	
対 象	40 歳以上の方
内 容	便潜血検査 2 日法

前立腺がん検診（個別検診）	
対 象	50 歳から 74 歳までの偶数年齢の男性
内 容	血液検査（血清 PSA 検査）
費 用	500 円

胸部健診（集団健診）	
対 象	40 歳以上の方
内 容	胸部レントゲン撮影

喉頭がん検診（個別検診）	
対 象	40 歳以上で、特に喫煙される方
内 容	喉頭内視鏡検査
費 用	600 円

肝炎ウイルス検診（個別検診）	
対 象	40 歳以上で、今まで一度も肝炎ウイルスの検査を受けたことがない方
内 容	血液検査（B 型・C 型肝炎ウイルス検査）

乳がん検診（個別検診）	
対 象	40 歳以上で、前年度市の乳がん検診を受診していない女性
内 容	マンモグラフィ検査（乳房のエックス線撮影）

※視触診は希望制です（ただし、視触診のみの受診はできません。）。

子宮頸がん検診（個別検診）	
対 象	20 歳以上で、前年度市の子宮頸がん検診を受診していない女性
内 容	子宮頸部細胞診検査、視診、内診（医師の判断で子宮体部細胞診検査）

骨粗しょう症検診（個別検診）	
対 象	40、45、50、55、60、65、70 歳の女性
内 容	骨密度測定、生活指導

成人歯科健診・歯周病検診（個別検診）	
対 象	18 歳以上の方
内 容	歯周病や虫歯などの検査および相談

在宅訪問歯科健診（訪問健診）	
対 象	歯科医院に通院が困難な方 ※事前に主治医の承諾を得てからお申込みください。
内 容	歯科健診・歯科相談（口の機能や飲み込みについて含む。）

問い合わせ	健康課 事業調整係 ☎ 042-438-4021
-------	-----------------------------

申込み・問い合わせ	西東京市歯科医師会事務局 ☎ 042-466-2033
-----------	--------------------------------

実施予定日や申込方法などの詳細は、広報・ホームページなどでご確認ください。

※自覚症状がある場合は、検診ではなく、すみやかに医療機関を受診してください。

※各種検診の対象年齢は年度末時点の年齢になります。

※精密検査や治療が必要になった場合は、自己負担になります。

※個別検診は、指定医療機関で受診する方法です。

※集団検診は、指定会場で受診する方法です。

※胃がん検診は、年度内に胃部エックス線検査・胃内視鏡検査のどちらか一方のみ受診できます。

もの忘れ予防検診 身体健康診査と同じように、もの忘れも定期的にチェック！	
対 象	令和 9 年 3 月 31 日時点で 70 歳以上の市民 ※認知症と診断されている方は除く
受診方法	申込不要、対象の方にご案内を送付
検診機関	市内指定医療機関
検診期間	令和 8 年 7 月 1 日（水）～令和 9 年 1 月 31 日（日）
内 容	問診、筆記検査
費 用	無料

問い合わせ	高齢者支援課 地域支援係 ☎ 042-420-2811
-------	-----------------------------

その他

高齢者福祉サービスのもくじ

高齢者福祉サービス

年齢別高齢者福祉サービス	62
その他高齢者福祉に関すること	62

介護・日常生活の支援

高齢者見守り配食サービス	63
認知症及びねたきり高齢者等紙おむつ給付サービス	63
高齢者等紙おむつ助成金交付サービス	63
ねたきり高齢者理・美容券交付サービス	64
高齢者救急代理通報サービス	64
高齢者住宅用防災機器給付サービス	64
高齢者等外出支援サービス	65
障害者控除対象者認定	65
高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業	66
高齢者入浴券支給サービス	66
介護予防福祉用具購入費補助金	66
高齢者家具等転倒防止器具取付け等サービス	67
高齢者福祉手技治療割引券支給サービス	67
車いすの貸出	67
ささえあい訪問サービス	67
家族介護慰労金支給事業	68
高齢者緊急短期入所サービス	69

住宅支援

自立支援住宅改修費助成サービス	70
高齢者住宅改造費給付サービス	70
シルバーピア(高齢者集合住宅)	71
住宅確保要配慮者民間賃貸住宅入居支援・居住継続支援制度	71
家賃補助付住宅	71



行事・趣味生きがい活動等

敬老金等の贈呈	72
高齢者クラブ(老人クラブ運営費補助)	72
いきいきミニデイ	72
老人福祉センター・福祉会館	73
老人憩いの家「おあしす」	73
ゲートボール場	73
東京都シルバーパス	73

高齢者福祉関係施設

西東京市の高齢者福祉施設	74
西東京市社会福祉協議会	75
西東京市権利擁護センター・あんしん西東京	75
西東京市シルバー人材センター	75

サービスなどの内容や利用者負担額は令和8年6月30日現在の制度によるものです。

サービスなどの内容については、変更などがある場合がございますので、詳しくは各担当までお問い合わせください。



高齢者福祉サービス

年齢別高齢者福祉サービス

	40 歳以上	60 歳以上	65 歳以上	70 歳以上
一人暮らし			見守り配食サービス (P.63) 救急代理通報サービス (P.64) 住宅用防災機器給付サービス (P.64) 入浴券支給サービス (P.66) 家具等転倒防止器具取付け等サービス (P.67) ささえあい訪問サービス (P.67) シルバーピア (高齢者集合住宅) (P.71) 住宅確保要配慮者民間賃貸住宅入居支援・居住継続支援制度 (P.71) 家賃補助付住宅 (P.71)	
高齢者世帯			見守り配食サービス (P.63) 救急代理通報サービス (P.64) 住宅用防災機器給付サービス (P.64) 家具等転倒防止器具取付け等サービス (P.67) シルバーピア (高齢者集合住宅) (P.71) 住宅確保要配慮者民間賃貸住宅入居支援・居住継続支援制度 (P.71) 家賃補助付住宅 (P.71)	
				入浴券支給サービス (P.66)
ねたきり 認知症	紙おむつ給付サービス (P.63)			
ねたきり			理・美容券交付サービス (P.64)	
介護認定が 必要	紙おむつ助成金交付サービス (P.63) 外出支援サービス (P.65)			
			家族介護慰労金支給事業 (P.68) 自立支援住宅改修費助成サービス (P.70) 住宅改造費給付サービス (P.70)	
その他		老人福祉センター・福祉会館 (P.73) 老人憩いの家「おあしす」 (P.73) ゲートボール場 (P.73)		
			障害者控除対象者認定 (P.65) 聞こえのコミュニケーション支援事業 (P.66) 介護予防福祉用具購入費補助金 (P.66) 手技治療割引券支給サービス (P.67) 緊急短期入所サービス (P.69)	
				東京都シルバーパス (P.73)
	車いすの貸出 (P.67) ※年齢制限なくご利用いただけます。			

※表内のサービス名は、読みやすさを考慮し、高齢者等の表記を省略しています。
※年齢別分類はあくまでも、めやすです。詳細は各サービスの内容をご覧ください。

その他高齢者福祉に関すること

権利擁護に関する相談

- 権利擁護センター・あんしん西東京 (P.75)

敬老関係

- 敬老金等の贈呈 (P.72)
- 高齢者クラブ (老人クラブ運営費補助) (P.72)
- いきいきミニデイ (P.72)

その他の高齢者福祉関係施設

- 社会福祉協議会 (P.75)
- 地域サポート「りんく」 (P.44)
- シルバー人材センター (P.75)

介護・日常生活の支援

■ 高齢者見守り配食サービス

※当サービスは、訪問調査のうえ決定します。

対象者 65 歳以上の一人暮らし高齢者または 65 歳以上の高齢者のみの世帯で、必要と認められた方

内 容 週 6 回（月曜日～土曜日）のうち、必要と認められた曜日に昼食を配達します。

利用者負担額 実費の 2 分の 1

問い合わせ 高齢者支援課 高齢者サービス係 ☎ 042-420-2810



■ 認知症及びねたきり高齢者等紙おむつ給付サービス

対象者 40 歳以上の①ねたきり、またはそれに準ずる状態の方、あるいは②認知症により重度の介護が必要な状態の方で、①および②いずれも、常時おむつを使用されている方（生活保護受給者などは対象外）

内 容 ご自宅に紙おむつを配達します（種類により枚数・組合せ制限あり）。

●紙おむつの種類 ・はくタイプのおむつ ・フラットタイプのおむつ
・テープ止めタイプのおむつ ・尿取りパッド

利用者負担額 月の商品代金の 1 割

※紙おむつ給付サービスと紙おむつ助成金交付サービスは、同じ月に両方を利用することはできません。

問い合わせ 高齢者支援課 高齢者サービス係 ☎ 042-420-2810

■ 高齢者等紙おむつ助成金交付サービス

対象者 40 歳以上の介護保険認定において要介護 1 以上の認定を受けている方で、医療保険適用の病院に入院し、紙おむつ代を病院または病院の委託を受けた事業者を支払っている方（生活保護受給者などは対象外）

内 容 医療保険適用の病院に入院し、紙おむつ代を病院または病院の委託を受けた事業者を支払っている高齢者などに助成金の交付を行います。

助成金額 月額 4,500 円を上限とし、紙おむつ代の実費金額が上限額を下回った場合は、実費金額を助成します。
※紙おむつ給付サービスと紙おむつ助成金交付サービスは、同じ月に両方を利用することはできません。

問い合わせ 高齢者支援課 高齢者サービス係
☎ 042-420-2810



■ねたきり高齢者理・美容券交付サービス

※当サービスは、訪問調査が必要な場合があります。

- 対象者** 65 歳以上のねたきり高齢者またはそれに準ずる方
- 内 容** 理・美容師の訪問により、散髪・整髪またはカット・ブローを受けられるサービス券を年 4 枚まで交付します。
申請月によって交付枚数が異なります。
- 利用者負担額** 実費の 1 割 ※生活保護受給者などは除きます。
- 問い合わせ** 高齢者支援課 高齢者サービス係 ☎ 042-420-2810



■高齡者救急代理通報サービス

※当サービスは、訪問調査のうえ決定します。

- 対象者** 65 歳以上の一人暮らし高齢者または 65 歳以上の高齢者のみの世帯で、慢性疾患などをお持ちで日常的に常時注意を必要とする方。世帯の場合は、世帯全員に慢性疾患がある場合が対象になります。
- 内 容** 救急代理通報の機器（貸与）を通して緊急事態を受信センターに通報できます。
- 利用者負担額** 実費の 1 割 ※生活保護受給者などは除きます。
- 問い合わせ** 高齢者支援課 高齢者サービス係 ☎ 042-420-2810

■高齡者住宅用防災機器給付サービス

※当サービスは、訪問調査のうえ決定します。

- 対象者** 65 歳以上の一人暮らし高齢者または 65 歳以上の高齢者のみの世帯で、認知症などによる心身機能の低下に伴い防火などの配慮が必要と認められる方
- 内 容** 火災警報器（2 台）、自動消火装置、ガス安全システムまたは電磁調理器のうち、必要と認められる機器を給付（設置）します。
※壁の材質により設置できない場合があります。
- 利用者負担額** 設置費用の 1 割
- 問い合わせ** 高齢者支援課 高齢者サービス係 ☎ 042-420-2810

■高齢者等外出支援サービス

※当サービスは、訪問調査のうえ決定します。

対象者

40 歳以上で介護保険認定において要介護 2 以上の認定を受けている方で、心身の障害などにより外出が困難で、一般の公共交通機関では外出ができない、在宅で居住している方

内 容

介助員を配置したリフト付きの福祉車両などを用いて外出支援を行います。
(利用者の居宅を中心とした半径 15km の範囲内)

※生活保護受給者の通院など一部用途での利用については、対象外です。
生活保護制度などのご利用となります。

利用者負担額

実車料金（メーター料金）、有料道路料金、駐車料金
※所得に応じた減額措置があります。

問い合わせ

高齢者支援課 高齢者サービス係 ☎ 042-420-2810



■障害者控除対象者認定

※障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方は申請不要です。

市内在住の 65 歳以上で、障害者控除対象者と認定された場合、認定書を交付します（申請が必要です）。この認定書を基に、確定申告における障害者控除の申告ができます。

- ・介護保険の認定を受けている方は、介護認定審査会資料に基づき認定します。
- ・介護保険の認定を受けていない方は、障害者控除の対象になることを証明する医師の意見書（市役所の様式）が必要になります。

障害者控除対象者

- ・身体障害者 3 級から 6 級までに準ずる方
- ・知的障害軽度・中度に準ずる方

特別障害者控除対象者

- ・身体障害者 1 級または 2 級に準ずる方
- ・知的障害重度に準ずる方
- ・ねたきり高齢者（6 か月以上ねたきりで、食事・排せつなどの日常生活に支障のある状態の方）

問い合わせ

高齢者支援課 認定相談係 ☎ 042-420-2816

高齢者福祉サービス

■ 高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業

- 対象者** 市内在住の満 65 歳以上の方
対象者が住民税非課税である方
市が実施するアンケート調査に協力していただける方
- 主な要件** 検査の結果、補聴器相談医から補聴器が必要と証明を受けた方
聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付対象となる聴力でない方
- 内 容** 補聴器購入による経済的負担を軽減し、高齢者の生活支援を行います。
- 補助額** 上限額 40,000 円
- 問い合わせ** 高齢者支援課 生きがい推進係 ☎ 042-420-2812

■ 高齢者入浴券支給サービス

※当サービスは、訪問調査のうえ決定します。

- 対象者** 65 歳以上の一人暮らし高齢者または 70 歳以上の高齢者のみの世帯で、いずれもお風呂のない世帯の方
- 内 容** 市内の公衆浴場で利用できる入浴券を月 1 人 10 枚を限度として支給します。
※利用者負担はありません。
- 問い合わせ** 高齢者支援課 高齢者サービス係 ☎ 042-420-2810

■ 介護予防福祉用具購入費補助金

※令和 8 年 7 月から申請受付を開始します。

- 対象者** 65 歳以上の方で、介護予防・日常生活支援総合事業の基本チェックリストにより、事業対象者に該当した方で、購入前に同行訪問アセスメント、またはケアマネジャーなどによるアセスメントにおいて用具の必要性が認められた方
- 内 容** アセスメント後に購入した福祉用具の購入費用の一部を支給します。

用具の種類	補助上限額	利用者負担額
歩行補助つえ、入浴補助用具、スロープ、歩行器 ※対象となるものは、介護保険における特定福祉用具購入の対象品目です。	50,000 円	介護保険負担割合に準ずる (1 割、2 割または 3 割) ※生活保護受給者は 1 割

- ・西東京市内の特定福祉用具販売事業者からの購入品に限ります。
- ・補助上限額を超える額については、利用者負担とします。

問い合わせ 高齢者支援課 介護調整係 ☎ 042-420-2813

■ 高齢者家具等転倒防止器具取付け等サービス

対象世帯 過去に市の事業で家具等転倒防止器具の給付または取付けをしていない 65 歳以上の高齢者のみの世帯

内 容 ①市が指定した器具の給付および取付けを行います。
②自己所有の器具の取付けのみを行います。
※①または②のいずれかをご利用いただけます。
※取付けできる器具の数に上限があります。
※器具によってはネジで固定するため、壁や家具に穴が開きます。
※家具や設置場所の状況によっては、取付けできない場合があります。

問い合わせ 高齢者支援課 高齢者サービス係 ☎ 042-420-2810

■ 高齢者福祉手技治療割引券支給サービス

対象者 65 歳以上の方

内 容 はり・きゅう・マッサージ料金割引券（1 回の保険外の治療につき 1,000 円割引）を申請月に応じた枚数支給します。

利用者負担額 施術料金から 1,000 円を差引いた額

問い合わせ 高齢者支援課 高齢者サービス係 ☎ 042-420-2810

■ 車いすの貸出

対象者 一時的に車いすを必要とする方（ただし介護保険の要支援 1・2 および要介護 1 の認定を受け介護保険で車いすの貸与を認められた方、要介護 2～5 の認定を受けている方、施設に入所中の方、病院に入院中の方などは除きます）

内 容 車いすを 1 か月を限度として貸出します。
※利用者負担はありません。

問い合わせ 高齢者支援課 高齢者サービス係 ☎ 042-420-2810



■ ささえあい訪問サービス

※当サービスは、訪問調査のうえ決定します。

対象者 65 歳以上の一人暮らしの方などで、日頃家族や知り合いなどからの見守りが少ない方（介護サービスや高齢者見守り配食サービスなどの利用により見守りの体制ができている方はご利用いただけません）

内 容 地域のボランティアが、原則週 1 回の外からの見守りと月 1 回の玄関先までの訪問を行います。
※利用者負担はありません。ボランティア活動のため、申請後すぐにご利用いただけない場合があります。

問い合わせ 高齢者支援課 地域支援係 ☎ 042-420-2811



■ 家族介護慰労金支給事業

対象者

以下の表の要件をすべて満たしている市内に住所を有する 65 歳以上の高齢者を介護し、過去 1 年以上住民税非課税世帯に属する介護者

※前年度支給を受けている方は、申請から 1 年以上経過していなければ申請できません。

申請日の属する月の前月末日を基準にして	
過去 1 年以上	①要介護 4 または 5 と認定されている高齢者
	②住民税非課税世帯に属する高齢者
	③介護保険サービスを利用していない高齢者（通算 7 日間までの短期入所生活介護（ショートステイ）または短期入所療養介護（医療型ショートステイ）利用は除く）
過去 1 年間	④介護保険施設以外の病院などへ延べ 90 日以上長期入院をしていない高齢者

内 容

介護保険認定において、要介護 4 または 5 と認定され、過去 1 年間に介護保険サービスを受けていない在宅の高齢者を介護している家族の経済的負担を軽減し、在宅生活の継続および向上のために年額 10 万円を支給します。

問い合わせ

高齢者支援課 介護調整係 ☎ 042-420-2814



■ 高齢者緊急短期入所サービス

対象者

原則として市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

おおむね 65 歳以上で虐待・放置などにより緊急に施設入所措置を必要とする高齢者などの方

介護者の入院などの緊急事態により、施設入所による保護が必要と市長が認めた高齢者

内 容

施設の緊急ベッドを確保しています。

利用者負担額

● 利用料

利用者の状況		負担額
おおむね 65 歳以上で虐待・放置などにより緊急に施設入所などが必要な高齢者		無料
生活保護などを受給している方 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)に基づく支援給付を受けている方を含む)		1 日当たり 680 円
世帯全員が 住民税非課税者	① 老齢福祉年金受給者	1 日当たり 680 円
	② 年金収入 + 合計所得金額から年金所得を除いた額が 80 万円以下の方	1 日当たり 1,000 円
	③ ①②以外の方	1 日当たり 1,000 円
上記以外の方		1 日当たり 1,000 円

● 食事代

利用者の状況		負担額
おおむね 65 歳以上で虐待・放置などにより緊急に施設入所などが必要な高齢者		下記の負担金に準じる
生活保護などを受給している方 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている方を含む)		1 日当たり 300 円
世帯全員が 住民税非課税者	① 老齢福祉年金受給者	1 日当たり 300 円
	② 年金収入 + 合計所得金額から年金所得を除いた額が 80 万円以下の方	1 日当たり 390 円
	③ ①②以外の方	1 日当たり 650 円
上記以外の方		1 日当たり 1,380 円

※その他、介護保険法に基づく短期入所生活介護などの利用者負担額が優先される場合があります。

問い合わせ

高齢者支援課 地域支援係 ☎ 042-420-2811

住宅支援

自立支援住宅改修費助成サービス

※当サービスは、訪問調査のうえ決定します。

- 対象者** 65歳以上で介護保険認定で非該当と認定され、サービスが必要と認められる方
- 内 容** 高齢者の転倒防止などのために、手すりの取付けや段差解消などの改修の費用を助成します。 ※承認前に工事をした場合は助成対象になりませんので、ご注意ください。

改修の種類	①手すりの取付け ②床段差の解消 ③滑りの防止、移動円滑化のための床材の変更 ④引き戸などへの扉の取替え ⑤洋式便器などへの便器の取替え ⑥その他これら各工事に伴う必要な工事
-------	--

助成限度額および利用者負担額

1世帯あたり 200,000 円（消費税を含む）の助成限度額および所得に応じた利用者負担があります。

利用者の収入状況	利用者負担額
生活保護世帯など	なし
その他の世帯	介護保険負担割合に準ずる（1割、2割または3割）

- 助成限度額（実費が下回る場合は実費）に利用者の負担割合を乗じて得た額を利用者負担額とします。
- 助成限度額を超える額については、利用者負担とします。

問い合わせ 高齢者支援課 高齢者サービス係 ☎ 042-420-2810

高齢者住宅改造費給付サービス

※当サービスは、訪問調査のうえ決定します。

- 対象者** 65歳以上で介護保険認定で要支援または要介護と認定され、もしくは事業対象者でサービスが必要と認められる方
- 内 容** 介護保険で対象にならない、必要と認められる改造の費用を給付します。 ※承認前に工事をした場合は給付対象になりませんので、ご注意ください。

改造の種類	①浴槽の取替えおよびこれに附帯して必要な給湯設備などの工事 ※ユニットバス・システムバスは要相談 ②流し・洗面台の取替えおよびこれに附帯して必要な給湯設備などの工事
-------	--

給付限度額および利用者負担額

改造の種類に応じた給付限度額および所得に応じた利用者負担があります。

改造の種類	給付限度額
浴槽の取替えおよびこれに附帯して必要な給湯設備などの工事	379,000 円
流し・洗面台の取替えおよびこれに附帯して必要な給湯設備などの工事	156,000 円

利用者の収入状況	利用者負担額
生活保護世帯など	なし
その他の世帯	介護保険負担割合に準ずる（1割、2割または3割）

- 給付限度額（実費が下回る場合は実費）に利用者の負担割合を乗じて得た額を利用者負担額とします。
- 給付限度額を超える額については、利用者負担とします。

問い合わせ 高齢者支援課 高齢者サービス係 ☎ 042-420-2810

■ ■ シルバーピア（高齢者集合住宅）

内 容 シルバーピアは、都営・UR 賃貸住宅があり、高齢者向け設備があるほか、入居者の安否確認などを行う生活協力員が居住しています。

問い合わせ 高齢者支援課 高齢者サービス係 ☎ 042-420-2810

■ ■ 住宅確保要配慮者民間賃貸住宅入居支援・居住継続支援制度

対象者 市内にお住まいの方で、民間アパートやマンションへの入居先が見つからないまたは更新ができない方など

内 容 市内にお住まいの方で、民間アパートやマンションへの入居や居住継続にお困りの方に対し、市の担当者などが不動産店や内見に同行するなど住宅探しのお手伝いを行います。

助成制度 保証人がいない場合は、保証委託契約をご案内します。
なお、保証会社と保証委託契約を結ぶ際には、保証会社の審査があり、保証委託料の利用者負担があります。

一定の要件を満たす方については、保証委託料の一部助成を行います。

また、賃貸借契約を結ぶ際にかかる初期費用について、一定の要件を満たす方については、初期費用の一部助成を行います。

賃貸借契約にあたり、少額短期保険・見守りサービスに加入した方に対して、一定の要件を満たした場合、少額短期保険料・見守りサービス利用料の一部助成を行います。

●保証委託料の一部助成 初回（継続）保証委託料の 2 分の 1 に相当する額で 20,000 円を限度に助成。

※継続保証委託料の助成については、1 回限りとします。

●初期費用の一部助成 初期費用に相当する額で 140,000 円を限度に助成。

●少額短期保険料の一部助成 契約時に支払う少額短期保険料の 2 分の 1 以内の額で 15,000 円を限度に助成。

●見守りサービス利用料の一部助成 見守りサービスの初回登録料について 15,000 円を限度に助成。

問い合わせ 住宅課 居住支援係 ☎ 042-420-2742

■ ■ 家賃補助付住宅

対象者 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯などの方

内 容 市が最大 10 年間、月額 4 万円を家主へ補助することにより、入居者が本来の家賃より低額な家賃で住むことのできる住宅です。家賃補助付住宅として市が登録した場合は、ホームページ、SNSなどで入居者を公募します。

問い合わせ 住宅課 居住支援係 ☎ 042-420-2742

行事・趣味生きがい活動等

敬老金等の贈呈

- 対象者** 市内在住の 88 歳、100 歳の高齢者
- 内 容** 敬老月間（9 月）に敬老金などを贈呈します。
- 問い合わせ** 高齢者支援課 高齢者サービス係 ☎ 042-420-2810

高齢者クラブ（老人クラブ運営費補助）

- 対象者** 西東京市に住民登録がある 60 歳以上の方（対象外の方の参加は各クラブと要相談）
- 主な活動内容** 社会奉仕活動（施設訪問、防犯パトロールなど）、健康を進める活動（体操、グラウンドゴルフなど）、生きがいを高める活動（手芸、研修旅行、カラオケなど）、その他活動
- 問い合わせ** 高齢者支援課 生きがい推進係 ☎ 042-420-2812
※窓口にて、現在活動している「高齢者クラブ」の一覧を配布しています。

いきいきミニデイ

- 対象者** 市内在住のおおむね 65 歳以上の方
- 内 容** 地域のミニデイ協力者が、一人暮らし、虚弱などで閉じこもりがちな高齢者の孤独感の解消や心身機能の維持向上、地域とのつながりを深めることなどを目的に、趣味、レクリエーション、学習などの生きがいの場を提供しています。
※平成 28 年 3 月 31 日をもって、新規団体申請の受付を終了しました。
- 問い合わせ** 高齢者支援課 生きがい推進係 ☎ 042-420-2812
※窓口にて、現在活動している「いきいきミニデイ」の一覧を配布しています。



■ 老人福祉センター・福祉会館

対象者 市内在住の 60 歳以上の方

内 容 高齢者が各種講座・サークルなどに参加して交流し、また健康保持のため活動する場と機会の提供を行っています。

※各種講座・サークルなどの詳細は、各施設（74 ページ参照）へご確認ください。

問い合わせ 高齢者支援課 生きがい推進係 ☎ 042-420-2812

■ 老人憩いの家「おあしす」

対象者 市内在住の 60 歳以上の方

内 容 教養の向上、レクリエーション、会議など、交流の場として利用できます。

問い合わせ 高齢者支援課 生きがい推進係 ☎ 042-420-2812

■ ゲートボール場

内 容 高齢者の方の生きがいづくりと健康づくりを推進するための活動場所です。ゲートボール、グラウンドゴルフ、その他の高齢者の健康づくりおよび生きがい活動のため運動場として利用できます。

名称	所在地
東町ゲートボール場	東町 4-12

問い合わせ 高齢者支援課 生きがい推進係 ☎ 042-420-2812

■ 東京都シルバーパス

対象者 東京都在住の 70 歳以上の方

内 容 東京都内を走行する都営の地下鉄・バス・都電および民営バスが利用できる「東京都シルバーパス」を購入できます。有効期間は 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までです。

※各種申請（新規・更新・紛失など）は、最寄りの発行窓口で行います。

※市役所窓口では取り扱っていません。詳細は一般社団法人東京バス協会に直接お問い合わせください。

**最寄りの
発行窓口**

西武バス

●田無駅案内所

●ひばりヶ丘駅南口案内所

●西原車庫 042-461-4450

※発行窓口に関する問い合わせは西原車庫へ。

問い合わせ 一般社団法人東京バス協会 ☎ 03-5308-6950

お問い合わせの時間は午前 9 時から午後 5 時までです。

（土曜日・日曜日・祝日はお休みです。）

高齢者福祉関係施設

西東京市の高齢者福祉施設

	名称	所在地	電話番号
①	西東京市役所 高齢者支援課（田無第二庁舎）	南町 5-6-13	042-464-1311(代)
	西東京市地域サポート「りんく」	南町 5-6-13 (西東京市役所田無第二 庁舎 1 階高齢者支援課内)	042-420-2754
②	西東京市役所 高齢者支援課（保谷保健福祉総合センター）	中町 1-5-1	042-464-1311(代)
③	田無総合福祉センター	田無町 5-5-12	042-466-1670
	老人福祉センター	田無町 5-5-12 田無総合福祉センター内	042-466-1680
	社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会	//	042-497-5061
	西東京市権利擁護センター・あんしん西東京	//	042-497-5239
④	住吉老人福祉センター	住吉町 6-15-6 住吉会館内	042-421-1122
⑤	下保谷福祉会館	下保谷 4-3-20	042-422-8338
⑥	新町福祉会館	新町 5-2-7	0422-55-1781
⑦	富士町福祉会館	富士町 6-6-13	042-465-9350
⑧	ひばりが丘福祉会館	ひばりが丘 2-8-27	042-424-0262
⑨	老人憩いの家「おあしす」	南町 3-18-40	042-451-0899
⑩	西東京市高齢者センターきらら	富士町 1-7-69	042-451-1200
	公益社団法人 西東京市シルバー人材センター	富士町 1-7-69 西東京市高齢者センター きらら内	042-428-0787

※所在地については 38・39 ページをご参照ください。



■西東京市社会福祉協議会

内 容 社会福祉協議会では、調査、研究、広報活動などを通じて、市民の地域福祉に対する関心や理解を深め、ボランティア活動などへの参加を支援する活動や、地域の福祉ニーズに対応するため各種の在宅福祉サービスなどを実施しています。

問い合わせ 西東京市社会福祉協議会（代表） ☎ 042-497-5061

■西東京市権利擁護センター・あんしん西東京

内 容 認知症などで判断能力が十分でないため、自分で財産管理や契約などの手続きが難しい方など、権利擁護の支援を必要とする方に対するご相談を受け付けます。

●具体的には…

- * ご本人やご親族の成年後見制度利用の支援を行います。
- * 福祉サービスを利用している、もしくはこれから利用する予定の方に、福祉サービスを円滑に利用するための手続きや支払いの支援を行います（日常生活自立支援事業）。
- * 保健福祉サービスにかかる相談や苦情を受け付けます。

問い合わせ 西東京市権利擁護センター・あんしん西東京 ☎ 042-497-5239
保健福祉サービスの苦情相談 ☎ 042-497-5240

■西東京市シルバー人材センター

対象者 西東京市内に在住の 60 歳以上で健康で働く意欲のある方
※会員登録が必要です。

内 容 公園などの清掃、放置自転車等整理指導、家事援助などいろいろな分野で働きながら社会参加をしています。

問い合わせ 西東京市シルバー人材センター ☎ 042-428-0787



介護保険事業者一覧

こちらのページでは、西東京市介護保険連絡協議会に参加し、市と連携して市民の方々に介護保険サービスを提供している事業者を掲載しております。

介護保険事業者について、よくわからない、どこを選べばいいのだろう、そんな疑問のヒントや助けになればと思います。また、介護保険事業者、関係機関の方々におかれましても、事業者間が相互に連携し、利用者様のより良い生活へとつなげる一助にいただければ幸いです。

<利用上の注意事項>

- ※記載内容は令和8年4月現在、西東京市介護保険連絡協議会に参加している事業者（施設を含む）のものです。西東京市内をサービス提供地域としている事業者で当冊子に掲載していない事業者もあります。
- ※掲載されていない事業者のご利用も可能です（地域密着型サービスは除く）。掲載されていない事業者については、東京都のホームページ等を参考にしてください。
- ※事業者に関する記載内容は、事業者が提出した資料をもとに掲載しています。内容に関するお問い合わせは当該事業者に直接お願いします。
- ※事業者情報については、西東京市ホームページにも掲載しております。随時更新しておりますので、より詳細な情報をお求めの場合はこちらをご参照ください。



サービス提供
一覧



介護保険施設
一覧

事業者を選ぶために…

全てのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務づけられています。下記のホームページで閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。

また、実際に施設の見学やデイサービスなどの体験利用をしてみることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。

とうきょう福祉ナビゲーション ▶ <https://www.fukunavi.or.jp/>

介護サービス情報公表システム ▶ <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

介護 公表

検索

市 内

居宅介護支援

ケアプランセンターミナト

所在地	西東京市緑町3-7-14 昴ハイツ102
T E L	042-452-6833
F A X	042-452-6834

パタカラ ケアステーション

所在地	西東京市田無町2-9-6-506
T E L	042-430-2828
F A X	042-430-0600

ケア 21 西東京

所在地	西東京市田無町2-14-9 田無マーシャンハイツ101
T E L	042-452-0321
F A X	042-463-7122

あっとほーむ居宅介護支援事業所

所在地	西東京市田無町4-23-7-104
T E L	042-452-6001
F A X	042-451-6508

クレインケアマネジメントセンター

所在地	西東京市西原町4-3-5
T E L	042-468-3300
F A X	042-468-3351

ライフサービス ぱーとなー

所在地	西東京市田無町3-3-7 海老沢第1ビル303
T E L	042-451-9132
F A X	042-451-9140

居宅介護支援事業所デイサービス本舗 西東京

所在地	西東京市田無町3-9-4 第5ルミエール田無606
T E L	042-497-6051
F A X	042-466-8130

年輪ケアプランセンター

所在地	西東京市田無町5-4-8 第一和光ビル1F
T E L	042-466-3177
F A X	042-421-6071

居宅介護支援

健光園在宅介護支援センター

所在地	西東京市田無町5-5-19
T E L	042-469-8973 F A X 042-469-8946

(株)ケアワーク北多摩 (休止中)

所在地	西東京市田無町5-8-15
T E L	042-461-8228 F A X 042-461-5224

くりはら居宅介護支援事業所

所在地	西東京市北原町2-1-36 北原宇野コーポ1F
T E L	042-420-7990 F A X 042-420-7993

SOMPO ケア 西東京 居宅介護支援

所在地	西東京市田無町4-2-11 Aビル2階
T E L	042-439-5716 F A X 042-439-5726

グリーンリーフ西東京 居宅介護支援

所在地	西東京市田無町7-4-5 キャビンN201
T E L	042-497-6428 F A X 042-497-6429

株式会社Five Trees 居宅介護支援事業所 陽だまり

所在地	西東京市南町4-13-17
T E L	042-460-7077 F A X 042-468-7700

居宅介護支援事業所 ふれあい広場 西東京田無

所在地	西東京市南町6-10-13 carna 西東京田無1F
T E L	042-452-9068 F A X 042-497-6576

合同会社 徳有企画

所在地	西東京市向台町6-10-11
T E L	042-497-6477 F A X 042-497-6467

ケアくらぶ

所在地	西東京市芝久保町3-19-52 B号
T E L	042-452-5932 F A X 042-452-3979

ミアヘルサ ケアプランひばりが丘

所在地	西東京市ひばりが丘3-3-16
T E L	042-452-5093 F A X 042-452-5143

We ケアプランセンター

所在地	西東京市ひばりが丘北3-3-29 ドルメンひばりが丘313
T E L	042-439-9401 F A X 042-439-9400

居宅介護支援事業所 すかんばん

所在地	西東京市住吉町4-2-4 ナゴヤハイツII 102号
T E L	042-439-4940 F A X 042-439-4942

保谷苑居宅介護支援事業所

所在地	西東京市栄町3-7-13 第1昭栄ハイツ102
T E L	042-439-7221 F A X 042-439-9201

居宅介護支援 すきやき

所在地	西東京市田無町5-6-20 第2和光ビル901号室
T E L	042-452-7615 F A X 042-452-7619

グレース居宅介護支援事業所多摩

所在地	西東京市北原町1-8-3
T E L	042-452-9807 F A X 042-452-9817

OKプラン

所在地	西東京市北原町3-6-18
T E L	042-452-9832 F A X 042-452-9833

ポピー介護サービス

所在地	西東京市田無町5-11-15 スザワビル2階
T E L	042-450-5830 F A X 042-450-5831

(株)マイズケア

所在地	西東京市南町2-1-14
T E L	042-460-7051 F A X 042-460-7052

居宅介護支援 ゆいな

所在地	西東京市南町5-1-15 田無南口クリニック3F
T E L	042-451-9230 F A X 042-451-9231

フローラ田無指定居宅介護支援事業所

所在地	西東京市向台町2-16-22
T E L	042-468-2313 F A X 042-468-5288

ALSOK介護ケアステーション西東京

所在地	西東京市芝久保町2-13-32 ウェルフェア・ステイ西東京1階
T E L	042-450-5231 F A X 042-464-7756

居宅介護支援 ひばり

所在地	西東京市ひばりが丘2-13-21
T E L	042-438-9909 F A X 042-438-9910

居宅介護支援事業所 リメンバー

所在地	西東京市ひばりが丘北2-7-18 ひばりが丘北2丁目店舗1号室
T E L	042-439-4464 F A X 042-439-4465

ケアプランれんげ ひばりが丘

所在地	西東京市ひばりが丘北3-3-29 ドルメンひばりが丘412
T E L	042-439-9780 F A X 042-439-9781

居宅介護支援事業所 こでまり

所在地	西東京市住吉町1-7-21 くすの木ハイツ 202
T E L	042-457-4725 F A X 042-457-4725

支援サービスいずみ

所在地	西東京市泉町3-12-25 パスレル保谷2F
T E L	042-424-1215 F A X 042-424-1315

居宅介護支援

西東京ケアコミュニティそよ風			
所在地	西東京市東町3-1-13		
T E L	042-421-2722	F A X	042-421-2729

西東京市医師会ケアプランセンター			
所在地	西東京市中町1-1-5 中町分庁舎内		
T E L	042-425-4422	F A X	042-424-5996

パートナー西東京店 居宅介護支援事業部			
所在地	西東京市富士町2-4-26		
T E L	042-452-7551	F A X	042-452-3959

ケアサービス アクアSPA保谷			
所在地	西東京市保谷町5-6-21 プレジデントミタマ217		
T E L	042-446-0599	F A X	042-457-4155

(有)在宅介護支援の会			
所在地	西東京市東伏見1-14-11		
T E L	042-466-8880	F A X	042-466-8883

(株)輝栄ライフトータルサービス			
所在地	西東京市柳沢6-1-12 MAC 柳沢コート105		
T E L	042-452-6031	F A X	042-452-6032

颯凌会 まつばらホームクリニック居宅介護支援事業所			
所在地	西東京市東町4-14-18 かえでビル1階B		
T E L	042-438-6556	F A X	042-438-6557

ケアマネジメントセンター椿・保谷			
所在地	西東京市中町2-3-2		
T E L	042-439-9484	F A X	042-439-9485

ラ ヴィータ柳沢			
所在地	西東京市保谷町3-25-12 1F		
T E L	042-452-0151	F A X	042-452-0152

ACT(アクト)にしとうきょう 居宅介護支援事業所			
所在地	西東京市保谷町6-25-22 ルーチェ・ヨコタ102号		
T E L	042-438-7416	F A X	042-438-7417

めぐみ園指定居宅介護支援事業所			
所在地	西東京市柳沢4-1-3		
T E L	042-467-2794	F A X	042-460-4655

尚和緑寿ケアセンター			
所在地	西東京市新町1-11-25		
T E L	042-462-1206	F A X	042-462-1737

訪問介護

野の花介護サービス			
所在地	西東京市西原町3-10-16		
T E L	042-478-0087	F A X	042-478-0094

ライフサービス ぱーとなー			
所在地	西東京市田無町3-3-7 海老沢第一ビル303		
T E L	042-452-9323	F A X	042-451-9140

訪問介護ステーション デイサービス本舗 西東京			
所在地	西東京市田無町3-9-4 第5ルミエール田無606		
T E L	042-497-4210	F A X	042-466-8130

(株)ケアワーク北多摩			
所在地	西東京市田無町5-8-15		
T E L	042-461-8230	F A X	042-461-5226

ポピー介護サービス			
所在地	西東京市田無町5-11-15 スザワビル2階		
T E L	042-450-5830	F A X	042-450-5831

ニチケアセンター 田無みなみ			
所在地	西東京市南町1-5-14 T's garden 田無1階		
T E L	042-460-4070	F A X	042-462-4900

クレインヘルパーステーション			
所在地	西東京市西原町4-3-5		
T E L	042-468-9536	F A X	042-468-3351

ケア 21 西東京			
所在地	西東京市田無町2-14-9 田無マーシャンハイツ101		
T E L	042-452-0321	F A X	042-463-7122

(有)あっとほーむ あっとほーむヘルパーセンター			
所在地	西東京市田無町4-23-7-104		
T E L	042-451-6507	F A X	042-451-6508

SOMPO ケア 西東京 訪問介護			
所在地	西東京市田無町4-2-11 Aビル2階		
T E L	042-439-5640	F A X	042-439-5759

グリーンリーフ西東京			
所在地	西東京市田無町7-4-5 キャビンN202		
T E L	042-452-5216	F A X	042-452-5217

(株)マイズケア			
所在地	西東京市南町2-1-14		
T E L	042-460-7051	F A X	042-460-7052

訪問介護

訪問介護 ゆいな

所在地	西東京市南町5-1-15 田無南口クリニック3F
T E L	042-452-9950 F A X 042-451-9231

ボンセジュール田無ケアステーション

所在地	西東京市南町6-11-15
T E L	042-460-3015 F A X 042-460-3016

(有)星野企画

所在地	西東京市向台町5-6-22
T E L	042-465-1633 F A X 042-465-1633

ALSOK介護ケアステーション西東京

所在地	西東京市芝久保町2-13-32 ウェルフェア・ステイ西東京1階
T E L	042-450-5230 F A X 042-464-7756

マゴコロ訪問介護

所在地	西東京市芝久保町5-6-6-4
T E L	042-457-1215 F A X 042-457-1215

アースサポートひばりが丘

所在地	西東京市ひばりが丘1-9-29
T E L	042-425-6011 F A X 042-425-6010

ニチケアセンターひばりが丘

所在地	西東京市ひばりが丘北3-3-35 稲富ビル1F
T E L	042-438-9455 F A X 042-438-9457

YORISOI 泉町店

所在地	西東京市泉町2-10-1 シャトゥームサシノ 203
T E L	042-439-6383 F A X 042-439-6384

訪問サービスいずみ

所在地	西東京市泉町3-15-28
T E L	042-424-7514 F A X 042-425-2662

めぐみ園ホームヘルプサービス

所在地	西東京市柳沢4-1-3
T E L	042-461-2021 F A X 042-460-4655

ヘルパーステーションスマイル 西東京田無

所在地	西東京市南町6-10-13
T E L	042-497-6575 F A X 042-497-6576

ベストライフ小金井公園訪問介護事業所

所在地	西東京市向台町5-6-18 ベストライフ小金井公園
T E L	042-468-2588 F A X 042-468-2560

合同会社 徳有企画

所在地	西東京市向台町6-10-11
T E L	042-497-6477 F A X 042-497-6467

サンウェルズ西東京ヘルパーステーション

所在地	西東京市芝久保町4-12-45
T E L	042-497-5932 F A X 042-497-5807

訪問介護 ひばり

所在地	西東京市ひばりが丘2-13-21
T E L	042-438-9909 F A X 042-438-9910

一般社団法人 ボランテ

所在地	西東京市ひばりが丘北2-7-12 ラークヒルズ 106
T E L	042-439-3035 F A X 042-439-3036

(株)アミカひばりヶ丘介護センター

所在地	西東京市ひばりが丘北3-7-14 メゾンウィステリア206
T E L	042-438-6515 F A X 042-439-3075

ハミング訪問介護事業所

所在地	西東京市泉町3-12-25 パスレル保谷2階
T E L	042-425-0383 F A X 042-425-5901

ラ ヴィータ柳沢

所在地	西東京市保谷町3-25-12 1F
T E L	042-452-0151 F A X 042-452-0152

尚和緑寿ケアセンター

所在地	西東京市新町1-11-25
T E L	042-462-1614 F A X 042-462-1737

訪問入浴

アスカ訪問入浴 西東京

所在地	西東京市西原町1-4-6 サンハイツ101
T E L	050-3317-6856 F A X 042-439-5771

アースサポートひばりが丘

所在地	西東京市ひばりが丘1-9-29
T E L	042-425-6011 F A X 042-425-6010

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

SOMPOケア 西東京 定期巡回

所在地	西東京市田無町4-2-11 Aビル2階		
T E L	042-439-5839	F A X	042-439-5759

夜間対応型訪問介護

SOMPOケア 西東京 夜間訪問介護

所在地	西東京市田無町4-2-11 Aビル2階		
T E L	042-439-5839	F A X	042-439-5759

訪問看護

田無訪問看護ステーション

所在地	西東京市緑町3-6-1		
T E L	042-461-7722	F A X	042-461-2879

訪問看護ステーション メロディー

所在地	西東京市田無町4-8-22 ビラ田無104号		
T E L	042-451-0090	F A X	042-451-6566

訪問看護ステーション リカバリー 田無事務所

所在地	西東京市田無町3-3-8 共栄ビル2F		
T E L	042-439-5505	F A X	042-439-5063

佐々訪問看護ステーション

所在地	西東京市田無町4-15-12 ONE FOR ALL 西東京1F		
T E L	042-469-0897	F A X	042-469-0899

陽だまり訪問看護ステーション

所在地	西東京市南町4-13-17		
T E L	042-460-7055	F A X	042-460-7022

ハートフル田無訪問看護ステーション

所在地	西東京市向台町2-16-22		
T E L	042-497-4567	F A X	042-468-5288

L CUBE訪問看護ステーション西東京 ひばりヶ丘サテライト

所在地	西東京市住吉町3-4-24 ブルーベリーハウス102		
T E L	042-454-2969	F A X	042-497-5723

フォレアス訪問看護ステーション

所在地	西東京市ひばりが丘北3-3-30 エクレールひばり502		
T E L	042-439-8462	F A X	042-439-8466

訪問看護ステーション nico

所在地	西東京市柳沢1-4-18		
T E L	042-497-5257	F A X	042-497-5258

L CUBE訪問看護ステーション 西東京

所在地	西東京市西原町5-3-1		
T E L	042-454-2969	F A X	042-497-5723

あすなろ訪問看護ステーション西東京

所在地	西東京市田無町4-19-8 レジデンス鶴田1階A号室		
T E L	042-467-1700	F A X	042-467-1705

cocoro 訪問看護ステーション

所在地	西東京市田無町6-15-14 第一浜マンション別館201号		
T E L	080-341-2656	F A X	—

グレース訪問看護ステーション多摩

所在地	西東京市北原町1-8-3		
T E L	042-452-3615	F A X	042-452-3625

訪問看護ステーション ささえ 田無営業所

所在地	西東京市南町3-1-6 レジデンスー直203号		
T E L	042-452-9935	F A X	042-452-9945

武蔵野徳洲会訪問看護ステーション

所在地	西東京市向台町3-5-48		
T E L	042-429-0550	F A X	042-429-0440

エンジェル訪問看護リハビリステーション

所在地	西東京市ひばりが丘北3-4-3-C		
T E L	042-439-8977	F A X	042-439-8978

西東京市医師会訪問看護ステーション

所在地	西東京市中町1-1-5 中町分庁舎内		
T E L	042-424-5882	F A X	042-424-5996

だいたい訪問看護ステーション

所在地	西東京市柳沢6-6-3 トキビル201		
T E L	042-497-5631	F A X	042-497-5633

訪問看護

とらゆに訪問看護ステーション

所在地	西東京市柳沢2-1-25
T E L	042-420-2650 F A X 042-420-2651

すけさん訪問看護ステーション

所在地	西東京市富士町4-12-5 東伏見ハイム301号室
T E L	042-452-6945 F A X 042-452-6946

SOMPOケア 多摩 訪問看護 西東京サテライト

所在地	西東京市田無町4-2-11 Aビル2階
T E L	042-439-5729 F A X 042-439-5759

ひばりヶ丘訪問看護ステーション

所在地	西東京市住吉町5-6-3 RGビル第2
T E L	042-449-9056 F A X 042-449-0636

訪問リハビリテーション

武蔵野ファミリークリニック

所在地	西東京市新町1-2-20
T E L	042-453-8500 F A X 042-453-8501

BIG TREE. 練馬クリニック

所在地	西東京市東町3-13-19 ソレイユ保谷2階
T E L	03-6279-9046 F A X 042-439-4561

介護老人保健施設 ハートフル田無

所在地	西東京市向台町2-16-22
T E L	042-468-5166 F A X 042-468-5288

通所介護

高齢者在宅サービスセンター グリーンロード

所在地	西東京市西原町2-2-11
T E L	042-467-7736 F A X 042-467-7070

L CUBE デイサービス 西東京西原

所在地	西東京市西原町5-3-1
T E L	042-497-5721 F A X 042-497-5723

リハビリデイサービスすきやき

所在地	西東京市田無町2-14-10 田無本町パレス1F
T E L	042-452-5468 F A X 042-452-5469

フィットネスデイ りらいふ

所在地	西東京市田無町2-15-6 M エーベントイル1F
T E L	042-452-7582 F A X 042-452-7583

健光園デイサービスセンター

所在地	西東京市田無町5-5-19
T E L	042-469-8943 F A X 042-469-9881

マイズケア・デイサービスセンター

所在地	西東京市南町2-1-14
T E L	042-460-7051 F A X 042-460-7052

リハビリデイサービス 陽だまり

所在地	西東京市南町4-13-17
T E L	042-429-1201 F A X 042-452-0140

デイセンター健康くらぶ

所在地	西東京市向台町6-7-22
T E L	042-452-5931 F A X 042-452-5933

ALSOK デイサービス西東京田無

所在地	西東京市芝久保町2-13-32
T E L	042-452-1160 F A X 042-452-1170

リハビリデイサービス nagomi 西東京店

所在地	西東京市北町5-4-30
T E L	042-439-9836 F A X 042-423-3650

ツクイ西東京住吉デイサービスセンター

所在地	西東京市住吉町5-12-20
T E L	042-438-8525 F A X 042-438-8526

かがやきデイサービスひばりヶ丘

所在地	西東京市住吉町6-6-3
T E L	042-438-3830 F A X 042-425-2030

保谷苑デイサービスセンター

所在地	西東京市栄町3-6-2
T E L	042-423-8162 F A X 042-423-8844

デイサービスハミング

所在地	西東京市泉町3-12-25 パスレル保谷2階
T E L	042-425-5898 F A X 042-425-5901

通所介護

デイサービス いずみ

所在地	西東京市泉町3-15-28 2階		
T E L	042-424-8106	F A X	042-425-2662

デイサービスセンター保谷

所在地	西東京市東町3-13-21		
T E L	042-438-0080	F A X	042-438-0081

パートナー西東京店

所在地	西東京市保谷町 6-8-1 マコトスカイビル 1 階		
T E L	042-452-7552	F A X	042-451-2220

尚和緑寿ケアセンター

所在地	西東京市新町1-11-25		
T E L	042-462-1206	F A X	042-462-1737

西東京ケアコミュニティそよ風

所在地	西東京市東町3-1-13		
T E L	042-421-2722	F A X	042-421-2729

西東京市高齢者センターきらら

所在地	西東京市富士町1-7-69		
T E L	042-451-1200	F A X	042-451-1201

西東京ケアセンター そよ風

所在地	西東京市東伏見5-10-15		
T E L	042-450-6681	F A X	042-450-6682

地域密着型通所介護

スリーベルデイ田無

所在地	西東京市谷戸町1-11-13		
T E L	042-439-3521	F A X	042-439-3520

デイサービスセンター椿★ひばりが丘

所在地	西東京市西原町5-4-18 1F		
T E L	042-463-8215	F A X	042-463-8216

昭和の学び舎

所在地	西東京市田無町5-4-8 第一和光ビル1F		
T E L	042-466-5117	F A X	042-464-2824

デイサービス すみなす

所在地	西東京市芝久保町3-24-2		
T E L	042-461-3090	F A X	042-497-6203

デイサービスかたくりの里ひばりが丘

所在地	西東京市北町2-6-18		
T E L	042-438-8042	F A X	042-421-4542

ライフサービスぱーとなー北原町

所在地	西東京市北原町2-1-21		
T E L	042-452-5813	F A X	042-452-5814

結いの家・みかんの木

所在地	西東京市下保谷5-12-13		
T E L	042-439-7883	F A X	042-439-7884

ルネサンス 元氣ジムひばりヶ丘

所在地	西東京市住吉町2-6-28 サンモール保谷I-102		
T E L	042-438-8234	F A X	042-438-8235

はあとデイサービス西原町

所在地	西東京市西原町5-4-6		
T E L	042-497-6194	F A X	042-497-6195

デイセンター 西原たいそうくらぶ

所在地	西東京市西原町5-5-23		
T E L	042-452-3674	F A X	042-452-3675

GENKI NEXT 西東京田無町

所在地	西東京市田無町7-2-4		
T E L	042-497-6432	F A X	042-497-6413

ステップぱーとなーひばりが丘第2

所在地	西東京市ひばりが丘1-4-28 長尾ビル1F3号		
T E L	042-439-9479	F A X	042-439-9480

レジリハデイサービスまあぶる

所在地	西東京市下保谷2-5-15		
T E L	042-439-9735	F A X	042-439-9736

ライフサービスぱーとなー富士町

所在地	西東京市富士町3-9-4		
T E L	042-452-7841	F A X	042-452-7842

さくらサポート住吉町

所在地	西東京市住吉町2-2-11		
T E L	042-439-6215	F A X	042-439-6217

シェモア白樺

所在地	西東京市保谷町5-14-15		
T E L	042-497-6703	F A X	042-497-6704

地域密着型通所介護

デイサービス リンク

所在地	西東京市保谷町3-8-7
T E L	042-452-5605 F A X 042-452-5605

デイサービス 夏の庭

所在地	西東京市中町6-8-12-101
T E L	03-5933-3463 F A X 03-5933-3464

デイサービス いずみSPA 保谷町

所在地	西東京市保谷町6-1-1 MIWAビル1F
T E L	042-452-5869 F A X 042-452-5879

徳有温乃日

所在地	西東京市向台町6-10-10
T E L	042-497-6116 F A X 042-497-6116

デイサービス やぎさわ

所在地	西東京市柳沢3-2-25
T E L	042-428-0670 F A X 042-428-2256

だんらんの家 武蔵境

所在地	西東京市新町4-11-21
T E L	0422-38-6890 F A X 0422-38-6891

デイサービスセンター椿☆保谷

所在地	西東京市中町2-3-2
T E L	042-439-4943 F A X 042-439-4953

デイサービス 秋の雲

所在地	西東京市中町6-8-13
T E L	03-5933-3463 F A X 03-5933-3464

機能訓練デイサービス ハチ東伏見

所在地	西東京市東伏見3-2-2
T E L	042-452-7665 F A X 042-452-7669

ゆとリーフ

所在地	西東京市柳沢1-10-3 1F
T E L	042-410-1069 F A X 042-410-1079

歩くリハビリやすらぎ邸

所在地	西東京市柳沢3-1-4
T E L	042-452-9271 F A X 042-452-9291

おとなりさん。小金井公園

所在地	西東京市新町6-11-16
T E L	0422-27-8465 F A X 0422-27-8475

通所リハビリテーション

田無病院介護医療院

所在地	西東京市緑町3-6-1
T E L	042-461-7200 F A X 042-461-7065

介護老人保健施設 武蔵野徳洲苑

所在地	西東京市向台町3-5-57
T E L	042-465-0800 F A X 042-465-0812

藤原医院 通所リハビリテーション

所在地	西東京市ひばりが丘北4-8-4
T E L	042-421-6168 F A X 042-421-6730

介護老人保健施設 ハートフル田無

所在地	西東京市向台町2-16-22
T E L	042-468-5166 F A X 042-468-5288

介護老人保健施設 葵の園・ひばりが丘

所在地	西東京市ひばりが丘3-1-8
T E L	042-466-8811 F A X 042-466-8822

武蔵野ファミリークリニック

所在地	西東京市新町1-2-20
T E L	042-453-8502 F A X 042-453-8501

短期入所生活介護

特別養護老人ホーム グリーンロード

所在地	西東京市西原町2-2-11
T E L	042-467-7736 F A X 042-467-7070

特別養護老人ホーム 健光園

所在地	西東京市田無町5-5-19
T E L	042-469-8941 F A X 042-469-9881

特別養護老人ホーム クレイン

所在地	西東京市西原町4-3-5
T E L	042-468-3300 F A X 042-468-3351

特別養護老人ホーム フローラ田無

所在地	西東京市向台町2-16-22
T E L	042-468-5133 F A X 042-468-5288

短期入所生活介護

特別養護老人ホーム 福寿園ひばりが丘			
所在地	西東京市ひばりが丘3-1-18		
T E L	042-452-1818	F A X	042-452-1820

西東京ケアコミュニティそよ風			
所在地	西東京市東町3-1-13		
T E L	042-421-2741	F A X	042-423-3021

特別養護老人ホーム めぐみ園			
所在地	西東京市柳沢4-1-3		
T E L	042-461-2230	F A X	042-461-2280

特別養護老人ホーム 保谷苑			
所在地	西東京市栄町3-6-2		
T E L	042-423-5002	F A X	042-423-8844

西東京ケアセンターそよ風			
所在地	西東京市東伏見5-10-15		
T E L	042-450-6681	F A X	042-450-6682

特別養護老人ホーム 尚和緑寿			
所在地	西東京市新町1-11-25		
T E L	042-452-9588	F A X	042-452-3170

短期入所療養介護

介護老人保健施設 ハートフル田無			
所在地	西東京市向台町2-16-22		
T E L	042-468-5166	F A X	042-468-5288

介護老人保健施設 武蔵野徳洲苑			
所在地	西東京市向台町3-5-57		
T E L	042-465-0800	F A X	042-465-0812

介護老人保健施設 葵の園・ひばりが丘			
所在地	西東京市ひばりが丘3-1-8		
T E L	042-466-8811	F A X	042-466-8822

福祉用具貸与販売・住宅改修

古畑装飾株式会社			
所在地	西東京市谷戸町3-27-24		
T E L	042-421-9748	F A X	042-421-9743

ライフサービス ぱーとなー			
所在地	西東京市田無町3-3-7 海老沢第1ビル303		
T E L	042-452-9228	F A X	042-451-9140

(有)あっとほーむ			
所在地	西東京市田無町4-23-7-104		
T E L	042-451-6507	F A X	042-451-6508

株式会社 ヤマシタ 西東京営業所			
所在地	西東京市田無町5-4-11 グランドウール田無1階		
T E L	042-439-5497	F A X	042-439-5499

(株)ふれあい広場 西東京田無店			
所在地	西東京市南町6-10-13		
T E L	042-460-5505	F A X	042-464-8822

フランスベッド(株) メディカル田無営業所			
所在地	西東京市南町6-7-13 1F		
T E L	042-451-6333	F A X	042-466-4335

日本ウイール・チェアー株式会社 レンタル事業部			
所在地	西東京市芝久保町2-22-31		
T E L	042-452-6665	F A X	042-463-3730

えーす株式会社			
所在地	西東京市芝久保町1-12-66-340		
T E L	042-428-8455	F A X	042-633-9449

ノン・バリア多摩 (株)多摩商工			
所在地	西東京市下保谷2-1-5		
T E L	042-424-2800	F A X	042-424-3301

株式会社ベルエアー			
所在地	西東京市ひばりが丘北4-5-14		
T E L	050-3636-3532	F A X	—

かたくり福祉用具城西センター			
所在地	西東京市東町2-1-24		
T E L	042-438-8007	F A X	042-439-0634

ケアレンタルセンター椿☆保谷			
所在地	西東京市中町2-3-2		
T E L	042-439-6538	F A X	042-439-6539

福祉用具貸与販売・住宅改修

介護ショップ ランダル

所在地	西東京市中町4-2-26		
T E L	042-423-2001	F A X	042-423-6770

(株)フロンティア西東京営業所

所在地	西東京市保谷町3-14-20		
T E L	042-451-5771	F A X	042-451-5773

認知症対応型通所介護

尚和緑寿ケアセンター

所在地	西東京市新町1-11-25		
T E L	042-462-1206	F A X	042-462-1737

年輪デイホーム

所在地	西東京市田無町5-4-8 第一和光ビル1F		
T E L	042-466-4984	F A X	042-464-2824

西東京市高齢者センター きらら

所在地	西東京市富士町1-7-69		
T E L	042-451-1200	F A X	042-451-1201

デイサービス 悠花

所在地	西東京市泉町3-15-28		
T E L	042-439-6415	F A X	042-425-2662

認知症対応型共同生活介護

ばぶちゃんち

所在地	西東京市緑町1-6-1		
T E L	042-461-8183	F A X	042-461-8183

ねんりんはうす

所在地	西東京市田無町7-14-14		
T E L	042-468-7835	F A X	042-468-7835

グループホームのどか

所在地	西東京市南町2-14-19		
T E L	042-457-4165	F A X	042-457-4166

グループホーム花・南町

所在地	西東京市南町4-19-8		
T E L	042-452-2287	F A X	042-452-2288

エクセレント西東京オリンピア

所在地	西東京市向台町1-7-59		
T E L	042-468-1165	F A X	042-468-1164

ALSOKグループホーム西東京田無

所在地	西東京市芝久保町2-13-32		
T E L	042-452-1171	F A X	042-452-1170

ミアヘルサ きずなホームひばりが丘

所在地	西東京市ひばりが丘3-3-11		
T E L	042-452-5086	F A X	042-452-5096

グループホーム 花

所在地	西東京市下保谷1-8-20		
T E L	042-439-7787	F A X	042-439-7785

グループホームいずみ

所在地	西東京市泉町3-15-28		
T E L	042-424-1205	F A X	042-425-2667

花物語にしとうきょう

所在地	西東京市東町2-2-6		
T E L	042-439-9315	F A X	042-439-9312

愛の家グループホーム西東京中町

所在地	西東京市中町6-5-12		
T E L	042-438-8811	F A X	042-438-8812

グループホーム花・富士町

所在地	西東京市富士町5-2-2		
T E L	042-452-2087	F A X	042-452-2091

小規模多機能型居宅介護

ミアヘルサ 小規模多機能ホームひばりが丘			
所在地	西東京市ひばりが丘3-3-11		
T E L	042-452-5087	F A X	042-452-5096

小規模多機能型居宅介護 花			
所在地	西東京市富士町5-2-2		
T E L	042-452-1087	F A X	042-452-1088

小規模多機能型居宅介護 花織にしとうきょう			
所在地	西東京市東町2-2-6		
T E L	042-439-9311	F A X	042-439-9312

看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能 ゆいなの森(休止中)			
所在地	西東京市南町5-1-15		
T E L	042-452-3692	F A X	042-497-6475

看護小規模多機能 いずみ			
所在地	西東京市泉町3-6-9		
T E L	042-430-6190	F A X	042-439-6518

特定施設入居者生活介護

そんぽの家 ひばりが丘			
所在地	西東京市西原町5-3-12		
T E L	042-460-5503	F A X	042-460-5504

グッドケア・西東京			
所在地	西東京市田無町2-21-8		
T E L	042-460-9006	F A X	042-420-5200

ALSOKケアホーム西東京田無			
所在地	西東京市芝久保町2-13-32		
T E L	042-452-1162	F A X	042-452-1170

ベストライフ西東京松の木			
所在地	西東京市下保谷1-7-2		
T E L	042-422-5252	F A X	042-421-3311

西東京ケアコミュニティそよ風			
所在地	西東京市東町3-1-13		
T E L	042-421-2722	F A X	042-421-2729

メディカル・リハビリホーム ボンセジュール保谷			
所在地	西東京市東町6-3-13		
T E L	042-438-0135 0120-658-145	F A X	042-438-0136

ベネッセの介護付有料老人ホーム まどか東伏見			
所在地	西東京市中町4-1-18		
T E L	042-438-3031	F A X	042-438-3032

そんぽの家 西東京			
所在地	西東京市中町6-5-12		
T E L	042-425-8200	F A X	042-425-8201

チャーム東伏見			
所在地	西東京市富士町6-8-21		
T E L	042-460-3611	F A X	042-460-3612

ベネッセの介護付有料老人ホーム まどか西武柳沢			
所在地	西東京市保谷町1-16-6		
T E L	042-460-0801	F A X	042-460-0802

プレザンメゾン西東京			
所在地	西東京市保谷町2-12-8		
T E L	042-460-3621	F A X	042-463-1821

そんぽの家 武蔵野			
所在地	西東京市柳沢3-5-27		
T E L	042-460-8080	F A X	042-460-8081

ベストライフ西東京			
所在地	西東京市新町5-18-21		
T E L	0422-60-2600	F A X	0422-60-2602

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

特別養護老人ホーム グリーンロード

所在地	西東京市西原町2-2-11
T E L	042-467-7736
F A X	042-467-7070

特別養護老人ホーム 健光園

所在地	西東京市田無町5-5-19
T E L	042-469-8941
F A X	042-469-9881

特別養護老人ホーム 福寿園ひばりが丘

所在地	西東京市ひばりが丘3-1-18
T E L	042-452-1818
F A X	042-452-1820

特別養護老人ホーム めぐみ園

所在地	西東京市柳沢4-1-3
T E L	042-461-2230
F A X	042-461-2280

特別養護老人ホーム みさよはうす保谷※

所在地	西東京市保谷町3-18-4
T E L	042-452-7642
F A X	042-452-7652

※令和8年9月1日開設予定。

開設までの連絡先 TEL : 03-6822-9282

短期入所生活介護も令和8年9月1日開設予定。

特別養護老人ホーム クレイン

所在地	西東京市西原町4-3-5
T E L	042-468-3300
F A X	042-468-3351

特別養護老人ホーム フローラ田無

所在地	西東京市向台町2-16-22
T E L	042-468-5133
F A X	042-468-5288

特別養護老人ホーム 保谷苑

所在地	西東京市栄町3-6-2
T E L	042-423-5002
F A X	042-423-8844

特別養護老人ホーム 尚和緑寿

所在地	西東京市新町1-11-25
T E L	042-452-9588
F A X	042-452-3170

介護老人保健施設

介護老人保健施設 ハートフル田無

所在地	西東京市向台町2-16-22
T E L	042-468-5166
F A X	042-468-5288

介護老人保健施設 葵の園・ひばりが丘

所在地	西東京市ひばりが丘3-1-8
T E L	042-466-8811
F A X	042-466-8822

介護老人保健施設 武蔵野徳洲苑

所在地	西東京市向台町3-5-57
T E L	042-465-0800
F A X	042-465-0812

介護医療院

田無病院介護医療院

所在地	西東京市緑町3-6-1
T E L	042-461-7200
F A X	042-461-7065

西東京市のホームページでは、特別養護老人ホーム入所申込書や各施設の待機者状況を随時更新しております。詳細は、こちらをご参照ください。



特別養護老人ホーム
入所申込書



待機者情報



市 外

居宅介護支援

オレンジ・メディカルケアサービス

所在地	練馬区関町北1-6-15
T E L	03-3929-5811 F A X 03-3929-5861

ヘルプメイト 関町介護支援部

所在地	練馬区関町北2-26-17 ワイズⅡ 202
T E L	03-3928-0290 F A X 03-3928-0295

クローバーケア

所在地	練馬区立野町18-32 エスポワール立野101号室
T E L	03-6312-3219 F A X 03-6319-8307

居宅介護支援 ハーモニー

所在地	練馬区東大泉5-36-12-303
T E L	03-6904-4846 F A X 03-6904-4813

ALSOK介護ケアステーション南大泉

所在地	練馬区南大泉4-30-1
T E L	03-6904-6127 F A X 03-6904-6147

青空ケアサポートセンター(有)

所在地	練馬区西大泉6-14-20
T E L	03-5947-2588 F A X 03-5947-4188

(有)愛心介護サービス

所在地	武蔵野市境2-13-4 リッチボン2階
T E L	0422-36-2118 F A X 0422-36-2128

株式会社 FiveTrees 居宅介護支援事業所 陽だまり武蔵野

所在地	武蔵野市境1-16-33
T E L	0422-27-7751 F A X 0422-27-7839

上原薬局居宅介護支援事業所

所在地	小平市花小金井1-2-21 上原薬局2F
T E L	042-451-6065 F A X 042-451-6064

テルウェル東日本株式会社 多摩西ケアプランセンタ

所在地	小平市花小金井5-37-4 ミズキハイツ1階
T E L	042-451-8168 F A X 042-461-1796

ビーステップケアセンター

所在地	小平市鈴木町2-187 吉田ビル
T E L	042-466-7061 F A X 042-466-7063

(株)共同介護支援事務所

所在地	八王子市式分方町601-6
T E L	042-655-6255 F A X 042-655-6256

医療法人社団はなぶさ会 島村記念病院 居宅介護支援事業所

所在地	練馬区関町北2-4-2
T E L	03-3928-0076 F A X 03-3928-0080

第二光陽苑居宅介護支援事業所

所在地	練馬区関町北5-7-22
T E L	03-5903-9222 F A X 03-5991-6681

居宅介護支援事業所 ひかり

所在地	練馬区大泉学園町1-31-8 メルヴェーユ大泉学園202
T E L	03-5947-4047 F A X 03-5947-6071

クリエイティブプラン

所在地	練馬区南大泉1-26-9
T E L	03-3921-7110 F A X 03-5935-6676

ケアプラン ゆとりな

所在地	練馬区西大泉1-36-17 第2光和20D
T E L	03-5935-6536 F A X 03-5935-7636

アースサポート武蔵野

所在地	武蔵野市西久保2-28-3
T E L	0422-56-2911 F A X 0422-56-2912

OKライフ吉祥寺

所在地	武蔵野市境5-6-21 メゾン・ホウヤ401
T E L	0422-38-5092 F A X 0422-38-5093

ケアマネジメントセンターうてな

所在地	小金井市本町5-37-8
T E L	070-1470-6428 F A X 042-380-9931

訪問看護ステーションきずな居宅介護支援事業所

所在地	小平市鈴木町2-246 1F
T E L	042-497-6751 F A X 042-497-6752

プロGRESSケアセンター

所在地	小平市花小金井南町1-14-2
T E L	042-451-9551 F A X 042-451-9551

指定居宅介護支援事業所 小平健成苑

所在地	小平市鈴木町2-230-3
T E L	042-451-5307 F A X 042-452-7702

居宅介護支援事業所 みどりの丘

所在地	東久留米市上の原1-2-42
T E L	042-470-0641 F A X 042-420-1711

居宅介護支援

居宅介護支援事業所 ひばりが丘ふれあいの里

所在地	東久留米市ひばりが丘団地7-10
T E L	042-452-0650
F A X	042-452-0651

居宅介護支援事業所デイサービス本舗

所在地	東久留米市前沢3-2-1-101
T E L	042-427-1075
F A X	042-455-1271

ケア東久留米居宅介護支援センター

所在地	東久留米市幸町3-11-10
T E L	042-479-0800
F A X	042-479-0801

居宅介護支援事業所 スマイル

所在地	東久留米市本町4-4-6-101
T E L	042-472-1277
F A X	042-472-1278

居宅介護支援事業所 きっける

所在地	東久留米市中央町6-1-7 高橋コーポ103号
T E L	042-479-2377
F A X	042-479-4426

北多摩クリニック ケアプランセンターきずな

所在地	清瀬市上清戸2-1-41
T E L	042-496-7815
F A X	042-496-7816

居宅介護支援事業所 あおぞら

所在地	新座市堀ノ内2-9-31
T E L	048-478-2653
F A X	048-489-3537

かくの木介護支援事業所

所在地	新座市新堀1-13-6 第1谷野ビル202号
T E L	042-496-1070
F A X	042-496-1071

シャローム南沢居宅介護支援事業所

所在地	東久留米市南沢5-18-36
T E L	042-467-1620
F A X	042-477-2080

有限会社 たんぽぽ

所在地	東久留米市幸町3-2-2 コーポ吉田1F
T E L	042-439-3856
F A X	042-439-3856

ウィル〜アシスタントバンク

所在地	東久留米市本町3-6-8 橋本ビル204
T E L	042-477-0553
F A X	042-472-4023

株式会社 ソーシャル・サポート居宅介護支援事業所

所在地	東久留米市中央町1-19-2
T E L	042-473-1477
F A X	042-473-1485

ファインケア清瀬

所在地	清瀬市野塩3-1-1 あいやビル401号
T E L	042-494-8406
F A X	042-494-7561

(株)ケアポート・オリーブ

所在地	新座市野火止1-15-28 ハイソオオツカ102
T E L	048-481-5093
F A X	048-234-9530

新座病院在宅介護支援センター

所在地	新座市堀ノ内3-14-30
T E L	048-481-1538
F A X	048-482-1008

ケアマネジメントセンター椿・新座

所在地	新座市野寺5-3-37 サニープレスキャッスルB111
T E L	042-439-3854
F A X	042-439-3856

訪問介護

訪問介護 アンブレラ三井

所在地	練馬区関町北1-5-9 1-A
T E L	03-5903-9180
F A X	03-6904-8817

ケアサポートレッズ

所在地	練馬区関町北4-3-4 関町マンション101
T E L	03-5903-7181
F A X	03-3929-5662

ALSOK介護ケアステーション南大泉

所在地	練馬区南大泉4-30-1
T E L	03-6904-6137
F A X	03-6904-6147

ホームケア ゆとりな

所在地	練馬区西大泉1-36-17 第2光和20D
T E L	03-5935-7630
F A X	03-5935-7636

ヘルプメイト 関町訪問介護部

所在地	練馬区関町北4-2-12 ワイズビル2階
T E L	03-3928-0099
F A X	03-3920-4640

えがおケアサポートセンター

所在地	練馬区大泉町4-40-7
T E L	03-5947-2688
F A X	03-5935-7717

ヘルパーステーション 花ごころ

所在地	練馬区南大泉4-43-33 シャルマンS101
T E L	03-5947-6126
F A X	03-5947-6127

青空ケアサポートセンター(有)

所在地	練馬区西大泉6-14-20
T E L	03-5947-2588
F A X	03-5947-4188

訪問介護

東電さわやかケア武蔵野・訪問介護

所在地	武蔵野市中町2-5-4 君島ビル302
T E L	0422-50-0078 F A X 0422-51-8484

(有) 愛心介護サービス

所在地	武蔵野市境2-13-4 リッチボン2階
T E L	0422-36-2118 F A X 0422-36-2128

やさしい手 吉祥寺店

所在地	武蔵野市吉祥寺東町1-10-21 西郊ビル3F
T E L	050-1752-1340 F A X 050-3535-7868

かたくり小金井

所在地	小金井市桜町3-5-2
T E L	042-386-8670 F A X 042-386-8672

プログレスケアセンター

所在地	小平市花小金井南町1-14-2
T E L	042-451-9551 F A X 042-451-9551

西町ケアサービス

所在地	小平市学園西町3-11-15
T E L	042-308-5758 F A X 042-308-5815

訪問介護本舗 咲楽家

所在地	東久留米市前沢3-2-1-201
T E L	042-427-7496 F A X 042-427-6743

ウィル〜アシスタントバンク

所在地	東久留米市本町3-6-8 橋本ビル204
T E L	042-477-0553 F A X 042-472-4023

訪問介護事業所 きっける

所在地	東久留米市中央町6-1-7-103
T E L	042-479-2377 F A X 042-479-4426

アースサポート武蔵野

所在地	武蔵野市西久保2-28-3
T E L	0422-56-2911 F A X 0422-56-2912

やさしい手 武蔵境訪問介護事業所

所在地	武蔵野市境南町2-9-1 山口ビル4階
T E L	050-1751-6297 F A X 050-3535-7868

つくば移動ケアサポート

所在地	府中市多磨町2-4-2
T E L	042-360-8989 F A X 042-369-8625

テルウェル東日本株式会社 小平介護センタ

所在地	小平市花小金井5-37-4 ミズキハイツ1階
T E L	042-451-8167 F A X 042-497-6068

ニチケアセンター 花みなみ

所在地	小平市花小金井南町2-17-6
T E L	042-451-9571 F A X 042-469-6158

シャローム南沢 ヘルパー室

所在地	東久留米市南沢5-18-36
T E L	042-467-1584 F A X 042-467-3040

ニチケアセンター下里

所在地	東久留米市下里2-14-28
T E L	042-470-8340 F A X 042-470-1620

株式会社 ソーシャル・サポート

所在地	東久留米市中央町1-19-2
T E L	042-473-1450 F A X 042-474-5784

(株)埼玉ライフケアサービス 新座訪問介護事業所

所在地	新座市野寺4-8-30 野寺マンション101
T E L	048-483-7511 F A X 048-483-7512

訪問入浴

(株)大起エンゼルヘルプ練馬ケアセンター

所在地	練馬区貫井2-24-2 ニューパールマンション1階
T E L	03-5987-5315 F A X 03-5987-5317

アースサポート武蔵野

所在地	武蔵野市西久保2-28-3
T E L	0422-56-2911 F A X 0422-56-2912

稲垣薬局ケアセンター コトニア吉祥寺

所在地	武蔵野市吉祥寺南町5-15-10
T E L	0422-23-8828 F A X 0422-23-8827

ニチケアセンター武蔵野 訪問入浴サービス

所在地	武蔵野市境南町2-28-10
T E L	0422-30-0561 F A X 0422-39-7392

訪問看護

LE在宅・施設訪問看護・リハビリステーション 武蔵関支店

所在地	練馬区関町北4-35-15 GRAND CERZOPATIO 103号室
T E L	03-6279-7728 F A X 03-6279-7729

ひまわり訪問看護リハビリテーション南大泉サテライト

所在地	練馬区南大泉4-47-7 第3 美光マンション106号
T E L	03-6904-5146 F A X 03-6904-5147

エイト訪問看護ステーション

所在地	武蔵野市中町2-5-22 フェイス三鷹302
T E L	0422-56-8086 F A X 0422-56-8087

24QQ訪問看護ステーション武蔵野

所在地	武蔵野市境1-7-18 107号室
T E L	050-3164-2876 F A X 050-4560-3901

訪問看護ステーションきずな 小平サテライト

所在地	小平市鈴木町2-246 1F
T E L	042-497-5725 F A X 042-497-5726

かなでケアステーション

所在地	小平市仲町182-3
T E L	042-313-2835 F A X 042-313-2836

東本町訪問看護ステーション

所在地	東久留米市東本町5-1
T E L	042-439-5980 F A X 042-439-5981

アイリス訪問看護リハビリステーション

所在地	新座市栗原5-12-6 コーポエル1F
T E L	042-439-3644 F A X 042-439-3645

ソレイユ訪問看護ステーション

所在地	練馬区立野町8-8 福山ビル2F
T E L	03-6904-7364 F A X 03-6904-7365

訪問看護ステーション デューン武蔵野

所在地	武蔵野市中町1-21-8
T E L	0422-53-8751 F A X 0422-53-8752

指定訪問看護 アットリハ武蔵境

所在地	武蔵野市境1-7-8 1階
T E L	0422-56-8668 F A X 0422-56-8669

にじいろナースステーション

所在地	武蔵野市吉祥寺北町1-18-1 第一雅マンション202
T E L	0422-87-2021 F A X 0422-25-6755

訪問看護ステーション にじゅうまる

所在地	小平市小川西町4-14-28-202
T E L	042-349-2472 F A X 042-349-2473

いろは訪問看護ステーション

所在地	東久留米市浅間町3-10-3 JUN エスポワール102
T E L	042-438-6568 F A X 042-438-6569

新座病院訪問看護ステーションあおば

所在地	新座市堀ノ内3-14-30
T E L	048-481-1647 F A X 048-479-0572

通所介護

ゆとり庵

所在地	練馬区南大泉1-13-15
T E L	03-5935-6263 F A X 03-5935-6266

ケアパートナー大泉

所在地	練馬区西大泉6-11-1
T E L	03-5947-2161 F A X 03-5947-2155

パナソニックエイジフリーケアセンター花小金井・デイサービス

所在地	小平市花小金井3-11-2
T E L	042-462-4801 F A X 042-462-4802

小平健成苑デイサービスセンター

所在地	小平市鈴木町2-230-3
T E L	042-451-2900 F A X 042-451-2890

デイサービスセンター ケアサポートねりま

所在地	練馬区南大泉1-22-50
T E L	03-6865-1165 F A X 03-6865-1166

グッディ西大泉

所在地	練馬区西大泉1-32-3 コンフォート西大泉Ⅱ 1F・203
T E L	03-5387-6825 F A X 03-5387-6827

ケア・ポストマン

所在地	小平市鈴木町2-186-8 え-1place 2F
T E L	042-497-6536 F A X 042-497-6537

レッツ倶楽部 三鷹

所在地	武蔵野市関前2-9-3 マンションカンギン1F
T E L	0422-50-9033 F A X 0422-50-9034

通所介護

デイサービス みどりの丘

所在地	東久留米市上の原1-2-42		
T E L	042-470-0643	F A X	042-470-0644

リハビリ・デイサービス けやき

所在地	東久留米市東本町12-9 貫井総業ビル1F		
T E L	042-471-5009	F A X	042-471-5009

歌のつばさデイ ひばりが丘

所在地	東久留米市学園町2-18-2 沢村屋ビル1F		
T E L	042-427-1156	F A X	042-427-4235

エスケアステーション東久留米

所在地	東久留米市八幡町3-7-16		
T E L	042-479-0607	F A X	042-477-7920

ジョイリハ東久留米

所在地	東久留米市新川町2-6-3 エスペラント落合1F		
T E L	042-479-1677	F A X	042-479-1678

ニチケアセンター学園町

所在地	東久留米市学園町2-11-18		
T E L	042-438-3210	F A X	042-438-3212

シャローム南沢

所在地	東久留米市南沢5-18-36		
T E L	042-467-1648	F A X	042-477-2080

地域密着型通所介護

デイサービス故郷

所在地	練馬区土支田3-12-21		
T E L	03-6767-3331	F A X	03-6767-3332

特定非営利活動法人 在宅福祉サービスステーションざくろの里

所在地	東久留米市幸町1-6-12		
T E L	042-476-8930	F A X	042-479-4188

通所介護事業所 ひばりが丘ふれあいの里

所在地	東久留米市ひばりが丘団地7-10		
T E L	042-452-0650	F A X	042-452-0651

だんらんの家 東久留米

所在地	東久留米市中央町2-5-12		
T E L	042-479-4715	F A X	042-479-4725

通所リハビリテーション

らいおんハート武蔵野脳神経外科内科クリニック

所在地	武蔵野市八幡町3-1-25		
T E L	0422-52-1166	F A X	0422-52-1168

介護老人保健施設 ラビアンローゼ

所在地	清瀬市下清戸3-385		
T E L	042-491-0922	F A X	042-491-9952

介護老人保健施設 ケア東久留米

所在地	東久留米市幸町3-11-10		
T E L	042-479-2600	F A X	042-479-2601

短期入所生活介護

ショートステイ ケアサポートねりま

所在地	練馬区南大泉1-22-50		
T E L	03-6865-1165	F A X	03-6865-1166

特別養護老人ホーム シャローム東久留米

所在地	東久留米市南沢5-18-36		
T E L	042-467-1563	F A X	042-467-3040

短期入所生活介護事業所 ひばりが丘ふれあいの里

所在地	東久留米市ひばりが丘団地7-10		
T E L	042-452-0650	F A X	042-452-0651

エスケアステーション東久留米

所在地	東久留米市八幡町3-7-16		
T E L	042-479-0608	F A X	042-477-7920

短期入所療養介護

介護老人保健施設 ケア東久留米

所在地	東久留米市幸町3-11-10		
T E L	042-479-2600	F A X	042-479-2601

介護老人保健施設 ラビアンローゼ

所在地	清瀬市下清戸3-385		
T E L	042-491-0922	F A X	042-491-9952

福祉用具貸与販売・住宅改修

(株)東基

所在地	練馬区貫井3-41-1		
T E L	03-3998-1191	F A X	03-3998-1192

まっかな花 練馬

所在地	練馬区中村北4-8-30 田代ビル2F		
T E L	03-5579-7570	F A X	03-5579-7571

福祉用具 青空

所在地	練馬区西大泉6-14-20		
T E L	03-3921-0211	F A X	03-5947-4188

(株)太平建設

所在地	練馬区関町東1-10-9		
T E L	03-3928-4173	F A X	03-3929-3145

陽だまり 福祉用具

所在地	練馬区南大泉1-26-10		
T E L	03-5947-2088	F A X	03-5947-2087

アビリティーズケアネット(株) 三鷹営業所

所在地	三鷹市上連雀6-5-2 シロービル		
T E L	0422-24-7471	F A X	0422-24-7472

株式会社 三鷹ナース・ヘルパーセンター

所在地	三鷹市上連雀7-8-28		
T E L	0422-47-6850	F A X	0422-47-4901

(株)サカイ・ヘルスケア三鷹店

所在地	三鷹市下連雀9-3-15		
T E L	0422-42-6811	F A X	0422-41-2722

ケア21 東京西部

所在地	府中市分梅町5-30-1 1F		
T E L	042-352-8321	F A X	042-363-8101

SOMPOケア 府中 福祉用具

所在地	府中市宮西町2-16-2 府中第一生命ビル2階		
T E L	042-370-1910	F A X	042-370-1912

けやきサポート多摩(けやきホーム)

所在地	小平市小川町1-459-10 サルーンマンションオザキ		
T E L	042-401-0293	F A X	042-313-5161

(株)クリエイティブオフィス

所在地	小平市津田町2-2-5 阿部工業ビル3階		
T E L	042-342-2884	F A X	042-342-2677

パナソニックエイジフリーショップ花小金井

所在地	東久留米市南町1-12-64		
T E L	042-451-6388	F A X	042-451-6366

(株)愛ケア AIKEA福祉用具貸・販売事業所

所在地	清瀬市中里1-746		
T E L	042-452-8735	F A X	042-452-8686

株式会社 ホームケアセンターイワサキ

所在地	清瀬市中里3-1118-1		
T E L	042-492-3522	F A X	042-492-8889

(株)トーカイ所沢営業所

所在地	所沢市東所沢和田1-42-6		
T E L	04-2951-7701	F A X	04-2951-7702

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

特別養護老人ホーム 新清快園

所在地	西多摩郡日の出町平井1417-1		
T E L	042-588-8870	F A X	042-597-7757

特別養護老人ホーム 小松原園

所在地	八王子市犬目町688-2		
T E L	042-654-8331	F A X	042-654-8330

特別養護老人ホーム あゆみえん

所在地	青梅市新町9-2153-3		
T E L	0428-30-5550	F A X	0428-30-5570

特別養護老人ホーム 第二喜久松苑

所在地	青梅市柚木町2-460-1		
T E L	0428-76-2211	F A X	0428-76-2277

特別養護老人ホーム シャローム東久留米

所在地	東久留米市南沢5-18-36		
T E L	042-467-1561	F A X	042-467-3040

介護老人福祉施設 ひばりが丘ふれあいの里

所在地	東久留米市ひばりが丘団地7-10		
T E L	042-452-0650	F A X	042-452-0651

介護老人保健施設

介護老人保健施設 ケア東久留米

所在地	東久留米市幸町 3-11-10		
T E L	042-479-2600	F A X	042-479-2601

介護老人保健施設 ラビアンローゼ

所在地	清瀬市下清戸3-385		
T E L	042-491-0922	F A X	042-491-9952



さまざまな相談窓口



西東京市在宅療養連携支援センター

にしのわ

在宅療養連携支援センター「にしのわ」では、医療と介護の両方を必要とする市民の方が、住み慣れた西東京市で最期まで自分らしく暮らすため、在宅医療に関する相談などをお受けします。

看護師などの資格を持つコーディネーターや相談員を配置し、市民のみなさまをはじめ、在宅療養を支える医療・介護専門職の方からの相談なども受け付けています。

どのような
相談ができるの？



「病院から退院することになったが、どのような準備が必要かわからない」「自宅での看取りや緩和ケアについて相談したい」「医療機関への通院が難しくなってきた」など様々な在宅療養に関する相談に対応します。

窓口または電話で相談できます。窓口にてご相談をご希望の場合は事前にご連絡ください。

どうやって
相談するの？

受付日・時間

月曜日～金曜日の午前9時から午後5時まで
(祝日、年末年始を除く)

住 所

西東京市南町5-6-13
(西東京市役所田無第二庁舎1階
高齢者支援課内)

電 話

042-420-2860

F A X

042-420-2895



さまざまな相談窓口

介護保険について疑問や不満があるときは、介護保険の相談窓口へ

要介護・要支援認定を受けたいけど
どうすればいいの？

ケアプランを変更したいのだけど

介護サービスを受けるには？



事業者が希望を
聞いてくれないのだけど

サービス内容が不満

事業者を変えたい

市の相談・苦情窓口

介護保険制度に関するお問い合わせのほか、サービス利用についての相談や苦情を受け付けています。

西東京市 健康福祉部 高齢者支援課 認定相談係

☎ 042-420-2816 (田無第二庁舎1階)

☎ 042-439-4425 (保谷保健福祉総合センター1階)

東京都国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口

東京都国民健康保険団体連合会は、サービス内容に関する苦情に対応する専門機関です。受け付けた苦情について調査し、必要に応じて事業者を指導します。

東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課 介護相談窓口担当

☎ 03-6238-0177

東京都の介護保険制度相談窓口

介護保険制度相談窓口では、介護保険制度一般についてのお問い合わせに応じ情報提供を行っています。また、要介護認定の結果などに不服がある場合は東京都介護保険審査会に対して審査請求することができます。

東京都 福祉局 高齢者施策推進部 介護保険課 介護保険制度相談窓口

☎ 03-5320-4597

年金の相談窓口

厚生年金などを受給している方のお引越しやお亡くなりになった時など、受給している年金についてのお問い合わせを受け付けています。

武蔵野年金事務所

☎ 0422-56-1411 (代表)

☎ 0570-05-1165 (ねんきんダイヤル)

年金事務所からの通知、源泉徴収票、お亡くなりになった後の手続きなどに関するお問い合わせはねんきんダイヤルからお願いいたします。

どんなことでもご相談ください

高齢者のご家族のための

相談窓口

★総合相談★

気になることや、サービスへの苦情など、どんな小さなことでもまずはご相談ください。



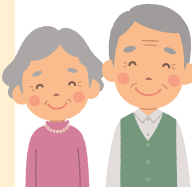
★介護予防★

皆さんが毎日を健康で過ごせるように、介護予防講座などを行っています。



★権利擁護★

成年後見制度の紹介や虐待の早期発見など、高齢者の権利擁護を行っています。



★制度の紹介・申請★

皆さんの現状に見合った制度やサービスの紹介・申請のお手伝いをします。



➡ 地域包括支援センターへご相談ください

ご相談はお住まいの地域包括支援センターへ

【開設時間】午前9時～午後6時
月曜日から土曜日 ※祝日を除く

区分	お住まいの地域	支援センター名	電話番号	住所
北東部	ひばりが丘北・北町・栄町・下保谷	栄町地域包括支援センター	042-438-7090	栄町3-6-2 保谷苑内
	東町・中町・富士町	富士町地域包括支援センター	042-451-1203	富士町1-7-69 高齢者センターきらら内
中部	北原町・泉町・住吉町	泉町地域包括支援センター	042-424-1200	泉町2-1-24 ピアライフ・アルファ 1 階
	田無町・保谷町	田無町地域包括支援センター	042-467-8850	田無町5-5-12 田無総合福祉センター内
西部	緑町・谷戸町・ひばりが丘	緑町地域包括支援センター	042-461-7081	緑町3-6-1 田無病院内
	西原町・芝久保町	西原町地域包括支援センター	042-451-8844	西原町4-5-6 西原総合教育施設内
南部	南町・向台町	向台町地域包括支援センター	042-468-2340	向台町2-16-22 フローラ田無内
	新町・柳沢・東伏見	新町地域包括支援センター	042-462-1695	新町1-11-25 尚和緑寿内

認知症の症状などで判断能力が十分でなく、権利擁護の支援を必要とする方に

お気軽にご相談ください

権利擁護センター・あんしん西東京

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時
祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

住 所 西東京市田無町5-5-12 田無総合福祉センター4階

電 話 042-497-5239

苦情受付 042-497-5240

権利擁護センターでは、 次の業務を行います

- ①成年後見制度に関する相談、ご本人や親族が成年後見等の審判の申立てをする場合の支援など
- ②日常生活自立支援事業に関する相談
- ③保健福祉サービスにかかる相談や苦情を受け付けます

お問い合わせ先

【庁舎のご案内】

田無庁舎
保谷庁舎

介護保険

介護保険制度に関すること

西東京市 高齢者支援課 認定相談係 田 保

田 ☎ 042-420-2816(田無第二庁舎1階)

保 ☎ 042-439-4425(保谷保健福祉総合センター1階)

介護保険料に関すること

西東京市 高齢者支援課 介護調整係 田

☎ 042-420-2814

高齢者福祉・保健

高齢者福祉サービスに関すること

西東京市 高齢者支援課 高齢者サービス係 田

☎ 042-420-2810

東京都シルバーパスに関すること

一般社団法人 東京バス協会

☎ 03-5308-6950

後期高齢者医療に関すること

西東京市 保険年金課 後期高齢者医療係 田

☎ 042-460-9823

介護予防に関すること・福祉会館に関すること

西東京市 高齢者支援課 生きがい推進係 田

☎ 042-420-2812

健康診査・各種検診に関すること

西東京市 健康課 事業調整係 保

☎ 042-438-4021

こころの相談に関すること

多摩小平保健所

☎ 042-450-3111

くらしの安心・安全

悪質商法に関すること

西東京市消費者センター(相談専用電話) 田

☎ 042-462-1100

防犯・振り込め詐欺に関すること

田無警察署

☎ 042-467-0110

防災に関すること

西東京市 危機管理課 保

☎ 042-438-4010

民生委員に関すること

西東京市 地域共生課 地域共生係 田

☎ 042-420-2807

介護保険と高齢者福祉の手引き



発行／令和8年7月 西東京市

編集／健康福祉部 高齢者支援課 認定相談係

〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号

☎ 042-420-2816